つて仕事をみつけて貰つた者が最も多く、仕事を持つ者の46.7%を占め、新聞廣告や、はり紙募集によつた者3%、職業安定所 2.3%、その他14.3%、不明33.7%となつている。その他のなかには、区役所民生課などの世話による者、夫の仕事を継続している者、自分で仕事をはじめた者などが含まれている。親、兄弟、親戚、知人などの手づるで就職した者の率が46.7%にも上つていることは、日本の家族制度が就職といかに密接な関係を持つているかを示しており、同時に職業安定所を通ずる率の低さの一つの理由をいえると思われる。

☆ 就職の時期

何時から今の仕事をしているかを仕事をもつもの573名について昭和 17 年から1年毎に区切つてしらべてみると、終戦後の昭和 21 年以後仕事を持ちはじめたものが急に増加し、以後毎年増加の傾向を保つている。

第 9 表　就職の手段

就職の手段	調査数	%
新聞廣告	13	3.0
はり紙募集	4	
知人の紹介	268(イ)	46.7
職業安定所	13	2.3
その他	82	14.3
不明	193	33.7
計	573(ロ)	100

(イ) 親、兄弟、親戚を含む
(ロ) 仕事を持つ者の合計

第 10 表　就職の時期

就職の時期	調査数	%
昭和 17 年以前	112	19.6
昭和 18 年	12	2.1
昭和 19 年	14	2.5
昭和 20 年	52	9.1
昭和 21 年	100	17.3
昭和 22 年	117	20.5
昭和 23 年	123	21.4
不明	43	7.5
計	573(イ)	100

(イ) 仕事を持つ者の合計

☆ 仕事の希望

仕事の希望を仕事のある者573名についてみると、現在のと別にさらに仕事を望む者は、仕事を持つものゝ 35 %、望まない者は 49 %となつている。これを年令層についてみると、比較的若いもの及び年寄つた年令層では現在の仕事のほかには望まないものゝ率が高いのであるが、中年層の 35 才— 39 才代に望む方が高くなつている。この中年層の者は扶養家族も多く、しかも養育中で働いても働いてもなお足りず、現在の仕事のほかに手内職でも何でも望むというのが多かつた。望んでいる仕事の種類は手内職、家でできるような仕事というのが多い。

仕事のない者について仕事の希望をみると、50代 60代を除き、仕事を望む率は非常に高くなつている。

第 11 表

年齢別にみた仕事の希望

項目			年齢	20歳未満	20—24	25—29	30—34	35—39	40—49	50—59	60歳以上	不明	総数	%
仕事のある人		合計		2	35	67	83	129	169	50	28	10	573	100
	現在のと別に仕事を望む	小計			10	28	27	59	58	13	6	2	203	
		事務タイプ			1	3		2					6	
		和洋裁						1					1	
		和洋裁						1	3				4	35.4
		生花、茶湯									1		1	
		手内職			1		2	8	7	2			20	
		その他			8	25	25	47	48	11	5	2	171	
	望まない			1	19	31	36	58	86	25	15	8	279	48.7
	不明			1	6	8	20	12	25	12	7		91	15.9
仕事のない人		合計			7	44	61	68	154	111	86	6	537	100
	仕事をほしいと思う	小計			5	26	47	43	93	46	23	4	292	
		事務タイプ				3	2	2	2			1	10	
		和洋裁			1	3	2	1	5	1			13	54.4
		生花、茶湯												
		手内職			1	1	3	6	13	8	4	2	38	
		その他			3	19	40	39	73	37	19	1	231	
	思わない				2	9	8	15	45	43	45	2	169	31.5
	不明					9	6	5	16	22	18		76	14.1

第 12 表、 13 表及び 14 表は、過去の仕事についてみたものであるが、調査総数のうち過去に仕事についた経験のあるものは 343 名で 31 %、ないものは 767 名で 69 %である。これをさらに、現在、仕事を持つもの、持たないものをそれぞれ 100 として過去における仕事の経験の有無の百分比をみると、現在仕事を持つもの、うち 32 %は過去に仕事を持つた経験のあるものである。

過去に仕事についた経験がありながら現在仕事を持つていないものは、仕事のないもの丶29 %になつている。

第 12 表

仕事の有無と過去における仕事の経験

現在の仕事＼過去の仕事	調査総数		過去における仕事の経験			
			あり		なし	
	実数	%	数	%	数	%
あり	573	100	185	32	388	68
なし	537	100	158	29	379	71
計	1,110	100	343	31	767	69

第 13 表

過去の仕事

職業別	調査数	%
事務員	63	18.4
特殊技能勤人	48	14.0
工員	55	16.0
商人	59	17.2
雑役	13	3.8
その他	83	24.2
不明	22	6.4
計	343(イ)	100

（イ） 過去に仕事を持つた経験のあるものの合計

（第14表）

過去の仕事を何故止めたか

離職理由別	調査数	%
結婚	42	12.3
戦災	28	8.2
病氣	44	12.8
何となくいやで	2	43.7
都合が悪い	9	
その他	139	
不明	79	23.0
計	343(イ)	100

（イ） 過去に仕事を持つた経験のあるもの丶合計

☆ 年齢別にみた特殊技能

特殊技能を身につけている者は調査総数の 1,110 名のうち 175 名で、僅か 16 %にすぎない。これを特殊技能の種類別及び年令別にみると、和洋裁は各年令層に見ることが出来るが、事務的なものは若い層に、教養的のものは中年後に多く現われている。

その他の中には看護婦、産婆、美容師、速記者、あみもの、料理等、極めて少数しかないものを含めた。

第15表　年齢別にみた特殊技能

年齢＼特殊技能	調査数	特殊技能のあるもの 小計	タイプ	そろばん	電話	和洋裁	生花茶湯	音樂	語學	その他	ないもの 特殊技能の
20歳未満	2	1								1	1
20 —— 24	42	14	6			4		1		3	28
25 —— 29	111	21	3	2	3	7				6	90
30 —— 34	144	28	6			15			1	6	116
35 —— 39	197	28	3	2	2	12	1		1	7	169
40 —— 49	323	53	1		1	29		3		19	270
50 —— 59	161	16				3	2	1	1	9	145
60 以上	114	14				5	5		1	3	100
不明	16										16
計	1,110	175	19	4	6	75	8	5	4	54	935
%	100	16									84

第16表　學歴別にみた特殊技能

學歴	調査数	特殊技能のあるもの 小計	タイプ	和洋裁	生花茶湯	語學	音樂	その他	ないもの 特殊技能の
小 卒	313	27		10	3		2	12	286
小 退	30	3		1				2	27
高 卒	272	44	3	24	2		1	14	228
高 退	9	2						2	7
女 卒	325	64	14	31	2		1	16	261
女 退	32	6		2				4	26
専 卒	51	18	1	4	1	2		10	33
専 退	6	4		2		1		1	2
大 卒	7	2	1			1			5
大 退									
不明	65	5		1			1	3	60
計	1,110	175	19	75	8	4	5	64	935
%	100	15.8	1.7	6.7	0.7	0.4	0.5	5.8	84.2

第 17 表

特 殊 技 能 と 仕 事 の 有 無

現在の仕事 ＼ 特殊技能	調査数	特殊技能のあるもの 小計	%	タイプ	そろばん	電話	和洋裁	生花茶湯	音樂	語學	その他	特殊技能のない者
あり	573	118	67.4	16	2	6	39	2	4	2	47	455
なし	537	57	32.6	3	2	0	36	6	1	2	7	480
計	1,110	175	100	19	4	6	75	8	5	4	54	935

☆ 年齢別にみた團體加入の有無

調査の対象となつた 1,110 名のうち、何等かの團体に加入していた者は 180 名で 16 %、この内 20 代の者は 27 名で團体加入者の 15 %を占め、 30 代は 62 名で 34.4%となつているが、團体に加入していない者のうち 20 代の占める率は 13.8%、 30 代では 30 %となつて、若い層では團体加入者の率の方が高いのであるが、 50 代、 60 代になると逆にこの率は低くなつている。

第 18 表

年 齢 別 に み た 團 體 加 入 の 有 無

年齢 ＼ 項目	團體に入つている者 小計	%	政黨	勞働組合	學校（イ）	婦人團體	未亡人團體	協同組合	合作社	その他	團體に入つていない者 小計	%
20歳未滿											2	
20——24	10	15.0		5	2	3					32	13.8
25——29	17			10		2	1	2		2	94	
30——34	24	34.4	1	11	4	1	1	3		3	120	30.0
35——39	38			21	4	4	1	7		1	159	
40——49	54	30.0	1	20	8	8	1	11		5	269	28.9
50——59	25	13.9		3	2	9		5		6	136	14.6
60歳以上	10	5.6		3	1	1		2	1	2	104	11.2
不明	2	1.1		2							14	1.5
計	180	100	2	75	21	28	4	30	1	19	930	100
100%	16.2										83.8	

（イ） 母の會、父兄會、P.T.A等

☆　年齢別にみた組織への希望

女性特に未亡人達が横に連なる互助組織を持ちたいと希望しているかの点については総数の約半数49 %がそれを希望し、必要ないと考えるものは 11 %にしか過ぎない。年令層からみれば 30 代の者が一番希望していて 60 %に近く、それから前後に順に少なくなつている。

第 19 表

年齢別にみた組織の希望

項目 / 年齢	組織の希望 計	%	有		無		不明	
20歳未満	2	100					2	100%
20 — 24	40	100	15	38%	3	8%	22	54%
25 — 29	106	100	48	45%	12	11%	46	44%
30 — 34	145	100	85	59%	12	8%	48	34%
35 — 39	196	100	113	58%	22	11%	61	31%
40 — 49	333	100	157	47%	40	12%	136	41%
50 — 59	165	100	76	46%	21	13%	68	41%
60歳以上	107	100	40	37%	10	9%	57	54%
不明	16	100	6	38%	2	13%	8	49%
總数	1,110		540		122		448	
%	100%		49%		11%		40%	

☆　年齢別及び夫と別れた種類別にみた再婚の希望

再婚の希望を夫と別れた種類別に率をとつてみると、夫に死別れた者のうち再婚を希望している者は 76 名で死別者総数の約 10 %である。しかしこれをさらに年令層についてみると、60 才、50 才代では、その率は非常に低いのであるが、20 — 24 才代及び 25 — 29 才代は共に 38 %、30 — 34 才代は 23 %、35 — 39 才代では 12 %となつて、若い者ほど再婚希望の率は高くなつている。再婚を望まない者のなかには、婚家の親がいるため再婚はできないとはつきり記入した者もあり、これら再婚の数字については、日本の家族制度や日本婦人のこの問題回答に対する心理的作用なども考慮する必要がある。このことは、不明の数字がこの項には特に多かつたことからも言えると思われる。

夫と離婚した者のうちで再婚を希望している者は、全体の数字をとつてみても 20.3%で、死別した者の再婚希望の率よりもずつと高くなつている。

第 20 表　　年齢別及び夫と別れた種類別にみた再婚の希望

項目 / 年齢	夫に死別した者								夫と離婚した者							
	小計	再婚希望あり	再婚希望なし	不明	% 小計	% 再婚希望あり	% 再婚希望なし	% 不明	小計	再婚希望あり	再婚希望なし	不明	% 小計	% 再婚希望あり	% 再婚希望なし	% 不明
20歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 — 24	8	3	4	1	100	37.5	50.0	12.5	3	1	2	0	100	33.3	66.7	0
25 — 29	47	18	20	9	100	38.2	42.5	19.3	15	4	9	2	100	26.6	60.1	13.3
30 — 34	99	23	62	14	100	23.0	62.6	14.4	15	5	5	5	100	33.3	33.3	33.3
35 — 39	135	16	101	18	100	12.0	74.8	13.2	30	8	19	3	100	26.6	63.4	10.0
40 — 49	251	10	216	25	100	4.0	86.0	10.0	39	7	28	4	100	17.9	71.7	10.4
50 — 59	141	2	123	16	100	1.4	86.8	11.8	12	0	11	1	100	0	91.7	8.3
60歳以上	97	2	77	18	100	2.0	79.4	18.6	12	1	10	1	100	8.3	83.4	8.3
不明	12	2	5	5	100	16.8	41.6	41.6	2	0	1	1	100	0	50.0	50.0
計	790	76	608	106	100	9.6	76.9	13.5	128	26	85	17	100	20.3	66.4	13.3

☆ 家族の有無

女世帯主は大体何人の家族と暮しているか一世帯当りの平均人員をとつてみると、2.52 人となる。調査総数 1,110 名のうち一人暮しの者は 345 名で 32 %、家族一人の者は 290 名で 26 %と、この率は家族数の多くなるに従つて低くなつている。

第 21 表　　家　族　の　有　無

家族数	調査数	%
0 人	345	32
1 人	290	26
2 人	207	18
3 人	142	13
4 人	79	7
5 人	34	3
6 人	12	1
7 人	1	0*
計	1,110	100
一世帯當り平均人員	2.52 人	

* 1% 未満

☆ 年齢別、家族數別にみた既婚者（死別、離婚、未歸還者家族のみ）

女世帯主の約8割6分を占める既婚者（死別、離婚、未歸還者家族）959人についてその家族数をみると、家族のない者は262名で27.3%、家族一人の者26.3%、二人の者 20 %、三人の者14.4%、四人の者 7.6 %となり一世帯当りの平均世帯人員は26.4人である。又家族数別に一番頻度の高い世帯主の年令層をみると家族一人、二人、三人の者はいづれも30代に、四人の者は40代となつている。

第 22 表　年齢別、家族數別にみた既婚者（死別、離婚、未歸還者家族のみ）

	家	族	員	數						
年　齢	總　數	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	%
20 — 29	88	38	33	11	4	1	1			9.2
30 — 39	297	63	77	71	52	20	11	3		30.9
40 — 49	296	44	74	67	46	37	20	7	1	30.9
50 — 59	154	54	42	26	22	9		1		16.0
60 以 上	109	63	22	11	7	5		1		11.4
不　明	15		4	6	4	1				1.6
計	959	262	252	192	135	73	32	12	1	100
%	100	27.3	26.3	20.0	14.1	7.6	33	1.3	0.1	

☆ 既婚者の家族構成

既婚者959名中家族のあるもの765人についてその家族 1,579 人（勤務のかたわら専門学校在学中の者7名を含む）を年令別に見れば、小学校在学中の子供は 1,579 人の 25.2%にあたり、これについて勤務をもつもの 20,5%、中学校在学中の子供 12.0%にあたつている。又、7才以下の子供の中一番多いのは6才のもので 4.3 %あり、6才の子供の世帯主を年令層よりみると、 30 才代のものが最も多く 44 人である。又、世帯主の年令層別に家族構成をみると 1,579 人の 41 %が 40 才代の世帯主をもつている。これについで 30 才代の世帯主が 33.3%になつている。

第 23 表　既婚者の家族構成（死別、離婚、未歸還者家族）

女世帯主の年齢	家	族	構	成																				
	小計	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	小	中	高	專	大	技	勤務	無	親	姉弟	孫	親戚	不明	%
20—29	75	3	8	8	6	12	7	7	9	3	1				1		7	3				4.8
30—39	525	6	15	8	18	36	44	32	219	58	11	1			25	10	31	10		1		33.3
40—49	649	1	1	2	10	10	13	14	148	101	55	19	18	2	165	42	35	3	3	6	1	41.0
50—59	206					1	1		11	22	16	9	6	3	98	21	5	1	8	4		13.0
60以上	92						1		3	2	1	2	3	1	33	14		2	26	4		5.8
不　明	32			1	1	2	1	2	8	4	2		1		2	1	3	2			2	2.1
計	1,597 (イ)	10	24	19	35	61	67	55	398	190	86	31	28	6	324	88	81	21	37	15	3	100
%	100	0.6	1.5	1.2	2.2	3.9	4.3	3.5	25.2	12.0	5.5	2.0	1.8	0.4	20.5	5.6	5.1	1.3	2.3	0.9	0.2	

註　（イ）　勤務のかたわら專門學校在學中の者7名を含む

☆ 年齢別、家族數別にみた未婚者

未婚者で世帶主となつている者は 49 名で全体の 4.4% であるがこれらの未婚者についてその家族数をみると、家族のあるものは 31 %で、約7割の者は家族を持たず一人暮しをしている。殊に 24 才以下の者は83.4%で一番多くなつている。また家族数は3人以上は少い。

第 24 表　　年齢別、家族數別にみた未婚者

年齢	未婚者數	家族				
		0人	1人	2人	3人	5人
20歳未満						
20 —— 24	12	10	1		1	
25 —— 29	15	10	2	3		
30 —— 34	4	3	1			
35 —— 39	11	7	3	1		
40 —— 49	6	3	2			1
50 —— 59						
60歳以上	1	1				
不明						
總数	49	34	9	4	1	1
%	100%	69%	19%	8%	2%	2%

☆ 未婚世帶の家族構成

未婚者 49 人中家族のあるものは 15 人であるが、その家族 25 人の内譯は妹 32 %、母 28 %、父 12 %にあたつている。又 25 人のうち大学に行つているもの1人、女学校1人、幼稚園1人、勤務7人である。

第 25 表　　未婚世帶の家族構成

未婚者女世帶主の年齢	家族構成													
	小計	父	母	妹	弟	養女	養子	養子ノ嫁	孫	姪	大學	女學校	幼稚園	勤務
—29歳	12	3	3	6								1		5
30 — 39	6		2	2	1	1					1			1
40 — 49	7		2				1	1	2	1			1	1
計	25	3	7	8	1	1	1	1	2	1	1	1	1	7
%	100%	12%	28%	32%	4%	4%	4%	4%	8%	4%				

☆ 家族の有無と仕事の有無

調査総数 1,110 名のうち仕事のある者は 573 名で 52% であることは前に述べた通りであるが、これを家族との関連においてみると、家族がなくて仕事のある者は 194 名で家族のない者 345 名に対し 56.2% に当つている。たゞこゝでいう家族とは幼児のみを指すのではなく、大きくなつて勤務のかたわら夜学に学び母親を助けている者も含まれているので、家族の多少と仕事の有無との率は、はつきり出ていない。

第 26 表

家族の有無と仕事の有無

家族数＼仕事の有無	調査数	%	仕事の有る者		仕事のない者	
			實数	%	實数	%
0 人	345	100	194	56.2	151	43.8
1 人	290	100	147	50.7	143	49.3
2 人	207	100	108	52.2	99	47.8
3 人	142	100	68	47.9	74	52.1
4 人	79	100	33	41.8	46	58.2
5 人	34	100	18	48.9	16	51.1
6 人	12		5		7	
7 人	1		0		1	
計	1,110	100	573	51.6	537	48.4

☆ 留守の間誰が子供を世話するか

女世帯主が仕事に出るとき、その留守の間誰が子供を世話するかについてみると、回答者 129 名中社会施設を利用しているものは 14.7%、親、兄弟、姉妹に世話してもらう者は 66.6%、親戚、友人、知人合せて 18.7% となつて、幼稚園、托兒所などの社会施設がまだ進歩していない今日、大部分の者が親、兄弟、姉妹に子供の世話を托していることがわかる。

第 27 表

留守の間子供を誰が世話するか

種類	親	兄弟	姉妹	親戚	友人	知人	社会施設	計
調査數	63	3	20	17	2	5	11	129
	48.8%	2.3%	15.5%	13.2%	1.6%	3.9%	14.7%	100%

第 28 表

子供の世話をして貰うための費用の有無

費用		調査数	費用		調査数
費用のかゝる時	100 圓以下	4	1,000 圓以下		3
	200 〃	7	1,100 〃		
	300 〃	5	1,200 〃		
	400 〃		1,300 〃		
	500 〃	5	1,400 〃		
	600 〃		1,500 〃		1
	700 〃		1,500 圓以上		3
	800 〃				
	900 〃	2	小計		30
費用がかゝらない					99
計					129

第 29 表

社會施設

社會施設の種類	近所にある施設 調査數	利用している施設	希望する施設
1 養老院	12		9
2 感化院			1
3 乳兒院	9		12
4 保育所	19	11	8
5 母子寮	14	5	2
6 弱い子供の保護所	1		4
7 不良の子供の保護所		1	
8 浮浪兒收容所	4		1
9 診療所	82	17	43
10 傳染病院	15		1
11 療養所（結核）	7	1	1
12 精神病療養所	9	1	
13 産院（公立）	22		
14 授産所	51		8
15 簡易宿泊所	14		
16 引揚戰災者寮	18	2	1
17 公益質屋	24		
18 その他	4	9	28
計	305	47	119

第 30 表

現在の社會施設に對する滿不滿

小　計	滿　足	不　滿　足
78	10	68
100%	13	87

第 31 表

住　　居

住　居		調　査　數	%
獨立家屋に住んでいるもの(含長屋)	自己所有家屋	276	24.8
	借家	282	25.4
	假小屋	40	3.6
	壕舍	3	0.3
	小計	601	54.1
集團生活のもの	引揚者收容所	8	0.7
	戰災寮	9	0.8
	母子寮	5	0.5
	寄宿舍	30	2.7
	小計	52	4.7
間借のもの	アパート	90	8.1
	部屋借	324	29.2
	小計	414	37.3
不明		43	3.9
合計		1,110	100

第 32 表

同居世帶數

同居世帶數	0世帶	1世帶	2世帶	3世帶	4世帶	5世帶以上
自己所有	178	76	16	4		2
借家	184	72	23	3		
假小屋	34	4	1	1		
壕舍	1	2				
計	397	154	40	8		2

第 33 表

誰と共同生活をしているか

種　類	調査數	%
親	101	39.0
兄弟	64	
姉妹	62	
親戚	123	21.1
友人	20	39.9
知人	82	
他人	130	
計	582	100

☆ 疊數と家族數

疊數と家族の表について見ると家族のないものは総数 1,110 に対して 32 %、家族 1 人のもの 26 %、2 人のもの 18 %、3 人のもの 15 %、4 人のもの 7 %、5 人のもの 3 %、6 人のもの 1 %となつて居り、疊数から見て頻度の一番高いものについて見ると、家族のないもの 7 疊以内で 27 %、1 人のもの 7 疊以内で 23 %、2 人のもの 7 疊以内で 24 %、3 人のものは 15 疊以内で 24 %に当つている。

第 34 表

疊　數　と　族　家　數

疊　數	調査數	扶　養　家　族							
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
3 疊以内	106	43	34	12	13	4			
5 〃	169	75	47	23	11	11	1	1	
7 〃	255	94	67	50	18	16	7	3	
10 〃	173	33	43	40	29	18	9	1	
15 〃	178	40	42	37	35	12	8	3	1
20 〃	73	14	13	17	15	9	4	1	
25 〃	39	7	14	7	4	5	2		
30 〃	17	3	5	6	3				
31 疊以上	23	3	9	3	3	1	2	2	
不　明	77	33	16	12	11	3	1	1	
計	1,110	345	290	207	142	79	34	12	1

☆ 1 ケ月の平均支出額

最後に女世帶はどのような暮しを立てているであらうか。1 ケ月の支出額についてしらべてみると第 35 表に示すように調査の前月、即ち昭和 23 年 9 月の女世帶の 1 ケ月の平均総支出額は ¥5,768.90 で平均世帶人員は 2.6 人となつている。このうち食料費は ¥3,528.43 で総支出額の 61 %を占め、被服費は ¥225.59 で 4 %、光熱費は ¥ 461.63 で 8 %、住居費 ¥ 142.93 で 2 %、教育費、文化費、税金等を含む雜費は ¥1,410.32 で 25 %となつている。これを支出階級別にみると調査世帶数 737 世帶のうち 34 %を占める 252 世帶が 3,000 円及び 4,000 円未満の暮しを立てており、 64 %の世帶が平均以下即ち 6,000 円未満の階級に属している。平均世帶人員は支出階級の低くなるにつれて減少しており、最底の 3,000 円未満の階級では 1.73 人となつている。

第 35 表

1 カ月平均支出金額調（昭和23年9月）

支出階級 / 調査世帯平均世帯人員 / 項目	総数	圓 3,000未満	圓 4,000未満	圓 5,000未満	圓 6,000未満	圓 7,000未満	圓 8,000未満	圓 9,000未満	圓 10,000未満	圓 10,000以上
調査世帯数	737	125	127	108	108	78	50	43	24	74
平均世帯人員	人 2.60	人 1.73	人 1.90	人 2.55	人 2.73	人 2.90	人 3.36	人 3.30	人 3.25	人 3.76
主食 配給	圓 926.46	圓 497.51	圓 694.97	圓 830.05	圓 887.88	圓 126.20	圓 1,239.23	圓 1,131.81	圓 1,325.25	圓 1,574,77
主食 追加	934.53	268.02	484.96	774.64	766.62	1,094.10	1,239.20	1,577.93	1,576.25	2,354.36
副食 配給	540.81	268.24	370.70	511.23	588.68	484.09	654.80	768.37	793.96	1,034.67
副食 追加	784.47	204.42	438.57	516.20	767.68	897.19	953.70	1,319.88	1,259.58	2,075.61
調味料 配給	125.84	67.50	93.32	119.56	140.86	144.40	159.94	150.58	182.92	194.63
調味料 追加	87.20	14.52	41.18	38.84	51.53	110.06	107.80	124.58	199.17	275.00
嗜好品	129.12	38.16	61.38	97.50	135.19	96.85	149.04	226.09	193.13	383.62
燃料	284.14	134.34	214.94	240.14	222.48	331.82	397.60	357.79	565.04	549.32
ガス	55.53	22.72	37.61	52.18	59.87	53.92	74.90	80.14	69.08	110.16
水道	45.41	26.90	33.87	38.60	48.19	43.40	70.70	54.16	66.96	75.28
電燈	121.96	66.94	81.46	102.81	116.51	145.29	201.62	133.23	175.67	217.88
衞生	120.02	42.30	91.87	105.60	119.31	130.26	198.84	184.91	64.50	237.93
教育費	265.24	34.27	89.96	167.35	220.05	301.67	434.04	511.67	443.75	811.55
文化費	125.73	32.47	83.31	92.38	123.04	125.71	136.80	158.77	271.33	334.74
住居費	97.52	45.63	76.57	75.98	90.29	112.00	88.34	185.93	144.42	187.49
被服費	225.59	69.20	118.07	111.05	188.03	289.95	240.00	289.53	194.17	789.05
税金	207.71	36.01	61.87	83.40	146.58	180.54	230.54	161.12	433.54	985.74
小遣	232.39	89.55	157.60	165.83	230.00	332.05	268.00	277.07	300.00	525.68
雜費	355.14	130.02	230.77	276.50	401.14	337.76	325.60	441.81	904.00	806.46
臨時	104.09	28.60	33.31	44.44	121.42	141.03	170.00	162.91	298.13	234.32
合計	5,768.90	2,117.37	3.496.29	4,443.94	5,425.35	6,478.29	7,400.69	8,298.28	9,450.85	13,758.26

1949年6月1日　謄写印刷
1950年2月25日　印刷
1950年3月7日　発行

東京都千代田區代官町1番地
編集兼発行人　労働省婦人少年局

東京都中央區入舟町2ノ3
印刷人　永井直保

印刷所　永井印刷工業株式会社

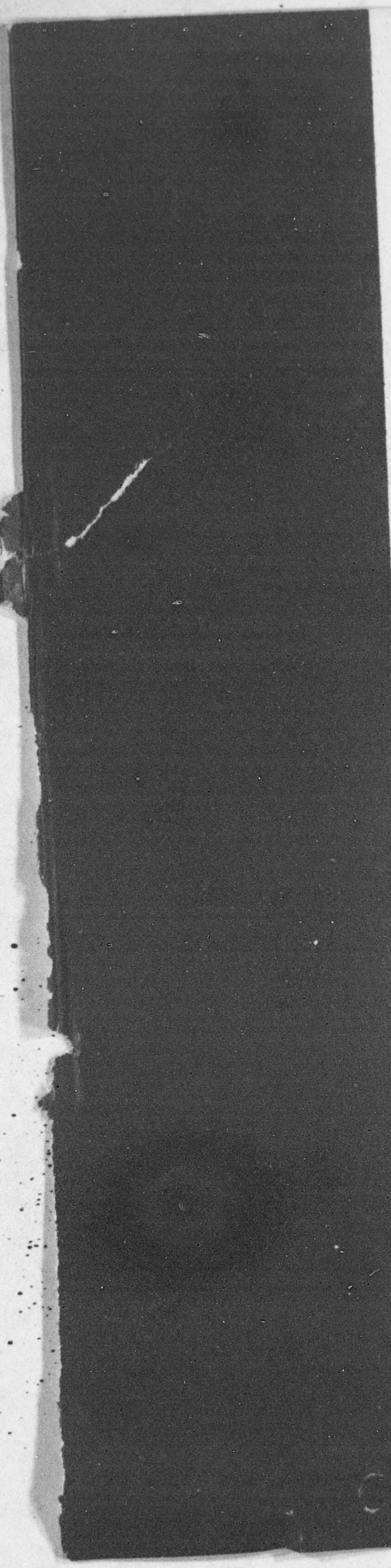

Shikoku Reg — 1

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Civil Affairs Section
APO 500

FOR THE CIVIL INFORMATION OFFICER:

Recognition copy: "Bulletin of Statistics of Japanese Women's Affairs." (Fujin Kankei Shiryo Shuo), publication for Women's Week 1950.
Prepared by: Women's and Minors' Bureau, Ministry of Labor
Copies distributed: 3,000
Distributed to: All local branches of the Bureau
Distribution date: 19 March 1950

Translation:

Contents

1. Political affairs concerning Japanese women.
2. Public welfare for Japanese women.
3. Japanese women's laboring conditions
4. Educational conditions for women.
5. Miscellaneous.

DISTRIBUTION:

Chiefs, All CAIF Regions

1950年婦人週間刊行物

婦人関係資料集報

労働省婦人少年局

はしがき

この婦人関係資料集報は婦人の現状を各方面にわたつて知ることができるように、という目的のもとに、婦人に直接或は間接に関係の深い事項についてなるべく廣く資料を集めることに努めましたが、まだ足りないものもありますし、一面あまりに廣く浅いという傾きが強すぎるかもしれません。なお「公職にある婦人」をはじめなるべくいろいろの事項を男女別、年次別に比較できるようにしたいと思いましたが、制度が変つてまもないためにまだ男女別や年次別の資料がととのつていないものなどもあつて、満足なものにはなりませんでしたが、今後各方面えもお願いして、できるだけ男女別年次別の比較もできるように、更に外國資料も収錄してゆきたいと思つてをります。

婦人関係資料集報を皆さんのものとして一年ごとによりよいものにしてゆくために御協力をお願い致します。

1950年　4月10日

目　　次

第1部　政　　治

第 1 表　婦人参政権に関する年表 …… (1)
第 2 表　公職にある婦人 …… (7)

第2部　社　　會

第 3 表　府縣別、種類別、社会施設数及び利用状況 …… (11)
第 4 表　府縣別、種類別、社会保険保険者数、被保険者数 …… (15)
第 5 表　社会保険給付種別支給状況 …… (18)
第 6 表　生活保護法の被保護世帯構成區別 …… (19)
第 7 表　生活保護法による保護狀況 …… (20)
第 8 表　市部郡部別、女世帯の種類 …… (21)
第 9 表　女世帯になつた時期 …… (21)
第 10 表　女世帯の仕事の有無 …… (22)
第 11 表　女世帯の年令別暮しの方法 …… (22)
第 12 表　米、英、佛、伊、獨、日六ケ国の死亡率及び出生率 …… (24)
第 1 図　女世帯の世帯構成 …… (22)
第 2 図　男女別年令別人口構成 …… (23)
第 3 図　日米兩国の乳兒死亡率 …… (24)

第3部　労　　働

第 13 表　産業別、男女別、就業上の地位別就業者数 …… (25)
第 14 表　男女別、産業別雇用指数 …… (25)
第 15 表　産業別、男女別、労務者職員別一人当一カ月現金給與額 …… (26)
第 16 表　産業別女子労働者名目賃銀指数の推移 …… (26)

目　　次

第 17 表　最近の女子労働組合員数 …… (27)
第 18 表　労働組合女子役員数 …… (27)
第 19 表　青年部、婦人部、青年婦人部を有する組合 …… (28)
第 20 表　労働組合専従役員数及び専従職員数 …… (28)

第 4 部　教　　育

第 21 表　学校種別学校数、及び男女別、教員数、生徒数 …… (29)
第 22 表　男女別奨学生新規採用数 …… (29)
第 23 表　府縣別、種類別、社会教育施設数 …… (31)
第 24 表　通信教育の狀況 …… (32)
第 4 図　中等学校における男女別生徒数の推移 …… (30)
第 5 図　専問学校における男女別生徒数の推移 …… (30)
第 6 図　男女別小学校教員数の推移 …… (32)

第 5 部　其 の 他

第 25 表　府縣別、種類別協同組合数及び組合員数 …… (33)
第 26 表　府縣別婦人團体、青少年團体数及び市町村数 …… (34)
第 27 表　全国家庭裁判所家事審判事件 …… (37)
第 28 表　全国家庭裁判所家事調停事件 …… (37)
第 29 表　男女別、犯罪種別刑務所被收容人員 …… (38)
第 7 図　婦人の地位についての認識 …… (35)
第 8 図　学歴別新民法の理解度 …… (35)
第 9 図　年令別職業婦人の職業繼続についての意見 …… (36)
第 10 図　産業別基準法の滲透度 …… (36)

第1表　婦人参政権に関する年表

年代		(明一一)一八六六	一八六九	一八七〇	一八七一	(明五)一八七二	一八七三	一八七四	一八七五	一八七六	(明一〇)一八七七	一八七八	一八七九	一八八〇	一八八一	(明一五)一八八二
日本	婦選運動					國派遣津田梅子等五名の女子米		東京女子師範学校を設く							運動起る自由民権運動とともに男女平等の	
	社会状勢					徴兵令、学制		西南の役						集会條令制定公布	自由民権運動盛となる國会開設の詔勅	
						五ケ條の御誓文							学制を廃し教育令を布く			
外國	婦選運動		米ワイオミング州選挙権を認む			協会と改称人参政権協会及び全米婦人参政権獲得二派に分かれアメリカ婦従来のアメリカ同権協会は婦人参										
	政治状勢		米南北戦争の結果奴隷解放		普佛戦争ナポレオン降伏		ロシア三國同盟締結ドイツ、オーストリア、	スペイン共和國となる		佛第三共和國憲法制定	スペイン王政復古			独社会民主党鎮圧法制定		

第1表　婦人参政権に関する年表（續き）

一八八三			
一八八四			
一八八五			
一八八六			
一八八七（明二〇）			
一八八八			
一八八九	及び政治加入禁止さる集会政社法公布、婦人の政治傍聴		
一八九〇		設く離し女子高等師範学校を高等師範学校女子部を分	
一八九一			
一八九二（明二五）		行第一回帝國議会開院式挙教育勅語発布	
一八九三			
一八九四			
一八九五	旧民法制定		
一八九六	高等女学校規程を定む中学校令と分離し始めて		
一八九七（明三〇）	日清戦争		
	南オーストラリア地方選挙権を認む		
	ニュージーランド地方選挙権を認む		
		選挙権を認む米、コロラド、ユタ、アイダホ州	
		世界最初のメーデー行わる	
		ブラジル合衆國成立	
			三論」刊行井上直女史著「日本婦人
			を時事新報に掲載福澤諭吉の「日本婦人論」
			訳刊行ミルの「婦人の服従」全

第1表　婦人参政権に関する年表(續き)

年代		一八九八	一八九九	一九〇〇	一九〇一	一九〇二（明三五）	一九〇三	一九〇四	一九〇五	一九〇六	一九〇七（明四〇）	一九〇八	一九〇九
日本	婦選運動								五條改正の請願運動を行う 堺ため子氏等社会主義婦人治警法				
	婦人関係主要事項	行 福澤諭吉著「新女大学」刊 旧民法実施	女子醫学校創設	創設 日本女子大、津田英学塾	愛國婦人会創設							立 奈良女子高等師範学校設	
	社會狀勢			定公布 治安警察法行政執行法制		日英同盟締結		日露戦争					
外國	婦選運動	む 西オーストラリア地方選挙権を認				治同盟結成 英國パンカースト夫人婦人社会政 濠タスマニア地方選挙権を認む	挙権を認む 濠ニューサウスウエールズ地方選	國際婦人参政権協会結成	を認む 濠のクキーンスランド地方選挙権			濠ヴイクトリア地方選挙権を認む	ブルガリア独立
	政治狀勢	米西戦争		濠州連邦成立			キューバ共和國成立	パナマ独立				を宣言 ニュージーランド自治制	

第1表　婦人参政権に関する年表（續き）

一九一〇（大一〇）	品通過貴族院にて否決		
一九二一	治警五條二項改正案議会提出衆議		
一九二〇		結成	
		社会主義婦人團体赤瀾会	
一九一九	を議会に提出	会開催	
	正及花柳病男子の結婚禁止の請願	第一回全関西婦人連合大	
	新婦人協会創立治警五條二項の改	人労働者大会開かる	
		労働総同盟婦人部主催婦	
		女子学生聯盟結成	
		日本最初のメーデー行わ	
			ベルギー地方選挙権を認む、スエーデン婦選を認む
			インド地方選挙権を認む、カナダ、米國婦選を認む
			認むポーランド、オースラリア婦選を、ンブルグ、チエツコスロバキア、オーストリア、オランダ、ルクセ
一九一八	大会開かる		
	第一回全國小学校女教員		
一九一七			
			権を認む英國三十才以上の婦人にのみ選挙、アイルランド、ドイツ婦選を認む
			ロシア婦選を認むカナダ一部婦人に選挙権を認む
一九一六（大五）			
一九一五			
一九一四			
			認むデンマーク、アイスランド婦選を
			ノールウエー婦選を認む、
一九一三	学を許す		
	東北大学始めて婦人の入		
一九一二（大二）			
一九一一	否決		
	出され衆議院を通過、貴族院にて		
	治警法五條二項改正案議員より提		
一九一〇			
		工場法施行	
		第一世界大戦始る	
	第一次世界大戦終る		
	シベリア出兵		
	対独宣戦		
			第一次世界大戦終る
			一共和國宣言、オーストリア、ハンガリ
			独社会民主党政府樹立
			ーゴスラビア独立宣言
			チエツコスロバキア、ユ
			ランド独立宣言
			ロシヤ革命成る、ブイン
			ポーランド独立宣言
			第一次世界大戦始る
			るウイルソン米大統領とな
			大統領となる
			南京革命政府樹立、孫文
			南阿連邦成立
	朝鮮併合		
			アイルランド独立宣言
			國際聯盟規約
			國際連盟成立
			ワシントン國際労働会議
			ヴエルサイユ平和会議、
			ワシントン軍縮会議

第1表　婦人参政権に関する年表(續き)

年代		一九二三	一九二三	一九二四	一九二五	一九二六(昭一)	一九二七	一九二八	一九二九	一九三〇(昭五)
日本	婦人運動	治警会施行五箇条解散、改正案両院通過、婦人参政権キリスト教婦人矯風会同盟結成、婦人参政権獲得期成同盟結成	婦人参政権要求婦人同盟結成、婦人参政権建議案提出	婦人参政権獲得期成同盟結成	婦人デー婦選上程、婦選三案及び女子教育振興建議案同			都の婦人下選請願、婦人團体より三万二千名	婦人公民権案議院にて否決	婦人公民権法案議院にて否決、婦人値下運動
	婦人関係主要事項									
	社会情勢	ビルマ制限付選挙権を認む	普選取締法案否決、上程過激社会運動	蒙古共和國婦選を認む	関東大震災の影響下る					
外國	婦人運動	ムッソリーニ内閣成立、ファッシスト政権獲得	國民精神作興の詔勅							
	政治情勢	國連邦樹立宣言社會主義共和								
	婦人運動	ルマ制限付選挙権を認む	普選取締法案否決、上程過激社会運動	蒙古共和國婦選を認む	普通安維持法制定実施	ニハギリシヤ地方制限付選挙権を認む、ユーガスラビア地方婦選を認む	スペイン地方一部選挙権認むみ認			
	婦人関係主要事項									
	社會情勢									

年代		一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五(昭一〇)
日本	婦人運動	政府通過議案、院通過提案、貴族院に於ける婦人議案議	魚市場單一反対運動	市政婦人浄化運動、弁護士試験受験資格改正に認より	母子扶助法制定運動	
	婦人関係主要事項	全ア婦人代表印度で開催、日本婦人大会、滿州事変起る	國防婦人会結成			
	社會情勢	滿州事変起る	上海事件、滿州國承認、五・一五	國際連盟脱退	獨國際連盟脱退	比島共和國成立
外國	婦人運動	スペイン共和國成立	アジル、タイ婦選を認む			セイロン、ビルマ制限付選挙権を認む、男女平等の選挙権選挙婦を認む
	政治情勢					
	婦人運動	南京政府成立	サンヤン州地方			キューバ、チリー地方選挙権、トルコ婦選を認む
	婦人関係主要事項					
	社會情勢					

第1表　婦人参政権に関する年表（續き）

一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇（昭一五）	一九四一	一九四二	一九四三	一九四四	一九四五（昭二〇）	一九四六	一九四七	一九四八	一九四九
婦人團体著那正運動聯盟結成、母子保護法成立		婦人時局研究会結成	婦選獲得同盟研究所設立、一五週年記念として	家事調停法成立、婦選獲得同盟解散					婦人に衆議院議員の選挙権認めら	婦選獲得同盟第一回地方選挙自治團体の婦人代表者三九名の選挙権認められる	第二回参議院選挙婦人代当選一五名	改正民法実施	第三回衆議院婦人代議士二名当選
			婦人初の高等試験司法科に合格す三名の										
								愛國婦人會を大日本婦人會、大日本國防婦人會と統合					
								大東亞戰爭勃發、東條內閣成立					
支那事変始まる				大政翼賛会、日独伊三國同盟締結									
二・二六事件													
	北島婦選を認む												
								ドミニカ共和國婦選を認む					
								フランス、アルゼリア婦選を認む					
			第二次世界大戦始まる										
		独逸合邦宣言											

第2表　公　職　に

府県名＼種別	國会議員				都府縣会議員		市会議員		町村会議員		町村
	衆議院議員		参議院議員								
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
北海道	20	1	7	-	50	-	441	7	5,476	12	262
青森	7	-	2	-	45	-	100	-	2,896	6	160
岩手	8	-	2	-	49	-	120	2	3,696	23	221
宮城	9	-	2	-	51	-	100	-	3,597	9	192
秋田	8	-	2	-	44	3	63	-	3,758	4	219
山形	8	-	2	-	50	-	145	5	3,691	36	218
福島	12	-	4	-	59	-	163	-	6,107	12	353
茨城	12	-	4	-	56	2	92	3	6,195	15	364
栃木	9	1	4	-	51	1	156	1	3,414	8	165
群馬	10	-	4	-	52	1	159	3	3,585	26	190
埼玉	13	-	4	-	58	-	189	4	5,427	32	315
千葉	13	-	4	-	60	-	229	1	5,514	28	300
東京	25	2	7	1	116	2	1,014	17	1,543	5	81
神奈川	12	1	4	-	58	1	298	5	1,835	13	99
新潟	15	-	4	-	62	1	184	1	6,587	28	380
富山	6	-	2	-	43	1	70	-	3,237	6	211
石川	6	-	2	-	43	-	105	-	2,700	2	174
福井	4	-	2	-	40	-	94	-	2,540	7	159
山梨	5	-	1	1	41	-	31	-	3,104	9	189
長野	13	-	4	-	60	-	178	2	6,292	50	373
岐阜	9	-	2	-	51	1	134	2	5,978	20	299
静岡	14	-	4	-	61	-	343	1	5,116	26	378
愛知	18	1	6	-	71	2	348	4	4,243	2	207
三重	9	-	2	-	50	1	222	4	4,418	14	279
滋賀	4	1	2	-	42	-	89	1	2,614	3	160
京都	9	1	4	-	54	-	125	3	2,809	11	194
大阪	18	1	6	-	72	1	507	4	2,470	8	136
兵庫	17	-	6	-	71	1	317	2	5,980	14	350
奈良	5	-	2	-	40	-	65	-	2,347	-	138
和歌山	6	-	2	-	43	-	119	-	3,038	9	193
鳥取	4	-	2	-	39	1	61	2	2,387	3	166
島根	5	-	2	-	41	-	87	2	3,522	23	240
岡山	8	2	4	-	53	-	149	2	5,557	32	259
広島	12	-	4	-	58	-	175	-	5,435	21	332
山口	8	-	2	-	51	-	313	3	2,733	17	163
徳島	5	-	1	1	41	-	62	-	2,420	15	127
香川	6	-	2	-	43	-	91	1	2,743	10	162
愛媛	9	-	2	-	50	-	179	2	4,011	12	232
高知	5	-	2	-	41	-	32	1	2,762	7	167
福岡	18	1	6	-	72	-	390	2	4,972	19	268
佐賀	5	-	2	-	43	-	64	1	2,265	14	119
長崎	7	-	2	-	47	1	166	3	2,886	7	154
熊本	10	-	4	-	54	-	155	1	5,021	13	288
大分	7	-	2	-	46	2	160	1	3,451	21	211
宮崎	6	-	2	-	44	-	106	-	1,794	13	86
鹿児島	10	-	4	-	50	-	127	1	2,672	12	117
合計	449	12	146 (83)	3 (8)	2,416	22	8,517	94	174,838	677	10,050
調査年月日	1950. 1. 31		1950. 1. 31		1949. 12. 1		1949. 12. 1		1949. 12. 1		1949.
調査官公廳	衆議院事務局		参議院事務局		全國選挙管理委員会		同左		同左		同
備考	括弧内は全國区の参議院議員である										縣知事につが婦人ので除

註　1. こゝに掲載したもの以外にも種々の公職に婦人が進出していると思われるが一應全國的に共通且重要なものの

長	縣教育委員		市町村農地委員		公安委員		人権擁護委員（市のみ）		檢察審査員及補充員			
									審査員		補充員	
女	男	女	男	女	定員	女	男	女	男	女	男	女
	7	-	2,654	3	237	-	-	-	89	64	89	55
-	6	1	-	-	105	2	8	-	17	4	19	3
-	5	2	-	-	75	-	6	1	31	23	34	10
-	5	2	2,089	1	123	-	3	3	21	23	22	16
1	7	-	2,268	2	105	-	2	2	51	13	42	13
-	5	2	2,303	1	93	-	6	3	32	12	14	18
-	6	1	3,899	4	150	-	11	-	33	11	23	16
-	6	1	3,713	2	132	-	-	-	32	13	37	5
-	6	1	1,767	2	123	1	11	1	29	15	30	11
-	5	2	2,093	-	123	-	12	-	30	3	22	10
-	7	-	3,435	1	141	2	13	3	25	8	25	9
1	7	-	3,145	1	177	-	7	1	35	9	35	7
-	7	-	1,069	4	72	-	-	-	18	15	16	15
-	5	2	1,276	-	78	-	-	-	23	10	17	15
-	6	1	4,256	3	168	-	13	1	41	10	27	25
-	6	1	2,525	11	66	-	5	1	36	8	28	16
-	7	-	2,107	-	48	-	6	1	24	8	18	11
-	7	-	1,714	-	54	-	7	-	23	10	22	8
-	6	1	2,009	3	66	-	1	1	28	5	19	11
-	7	-	3,867	3	114	-	7	3	43	23	36	24
-	5	2	3,321	1	123	1	9	-	30	14	30	11
2	6	1	3,117	3	186	1	-	-	30	12	33	11
-	7	-	2,623	-	198	-	-	-	48	18	37	28
-	6	1	3,195	7	78	-	12	3	35	17	28	22
-	6	1	1,658	2	72	-	5	1	15	7	17	5
-	6	1	2,255	1	51	-	10	1	31	10	16	23
-	7	-	1,167	1	171	-	-	-	25	18	28	12
-	6	1	3,832	3	156	-	-	-	38	26	40	25
-	7	-	1,439	1	60	-	2	1	26	7	22	9
-	6	1	2,096	10	72	-	7	1	30	14	28	10
-	7	-	1,809	2	18	-	3	1	18	15	20	12
-	7	-	2,636	4	54	-	3	1	34	10	30	12
-	7	-	3,851	-	105	-	12	-	40	33	35	25
-	7	-	3,575	6	165	-	12	3	36	19	37	14
-	6	1	2,117	3	81	-	24	2	36	19	30	23
-	7	-	1,390	1	87	1	5	-	30	11	16	16
-	6	1	1,705	6	81	-	5	2	27	7	18	10
-	7	-	2,718	4	84	-	-	-	40	15	32	18
-	6	1	1,818	4	63	-	2	-	28	5	24	9
-	6	1	3,189	2	162	-	-	-	37	17	33	21
1	7	-	1,252	-	69	1	6	-	28	16	37	7
-	6	1	1,747	2	117	-	12	2	43	22	37	25
-	6	1	3,180	6	111	-	9	2	53	13	42	20
-	6	1	2,439	1	60	-	8	2	34	26	30	15
-	6	1	959	1	72	-	5	1	24	9	19	12
-	7	-	1,253	-	93	-	3	3	27	17	23	16
-	6	1										
5	288	34	10,6530	112	4,839 (5)	9 (1)	272	47	1,504	684	1,317	709

12. 1	1949. 12. 1	1949. 8. 18	1949. 10. 15	1949. 12. 28	1949. 7. 30
左	労働省婦人少年局	農林省農地局	労働省婦人少年局	法務府人権擁護局	最高裁判所刑事局第一課
及び市いてはいないいた		縣農地委員には婦人がいない	括弧内は國家公安委員会の委員を示す	縣及び町村にはまだ任命されていない	全國の各地方裁判所及びその支部の所在地の大部分におかれている檢察審査会のすべてを含む

みに限つた。 2. 男女別の数が不明なものについては婦人少年局で調査した女子の数と定員数を比較することにした。

第2表　公職に

種別 / 府県名	労働基準委員 男	労働基準委員 女	選挙管理委員 定員	選挙管理委員 女	物価監視委員 全員	物価監視委員 女	民生委員 男	民生委員 女	児童福祉審議会委員 男	児童福祉審議会委員 女	児童 男
北海道	14	1	1,122	-	1,812	722	5,305	598	11	5	19
青森	14	1	662	-	35	14	-	-	13	2	4
岩手	15	0	914	1	171	5	2,413	726	16	4	4
宮城	14	1	790	-	300	44	1,873	378	13	3	4
秋田	15	0	902	2	250	106	2,159	371	14	2	2
山形	-	-	902	-	103	20	1,562	601	18	1	6
福島	14	1	1,550	-	201	38	3,176	547	12	8	3
茨城	14	1	1,482	1	700	232	2,357	493	12	4	6
栃木	14	1	698	1	219	82	1,524	256	16	4	6
群馬	15	0	794	-	239	49	2,306	782	17	3	4
埼玉	15	0	1,290	-	167	34	2,571	557	15	5	7
千葉	14	1	1,258	-	450	31	-	-	12	3	7
東京	15	0	438	2	1,495	-	-	-	19	1	44
神奈川	-	-	498	1	450	138	2,311	310	13	7	17
新潟	14	1	1,562	1	289	101	2,341	685	10	10	5
富山	14	1	858	-	120	22	1,498	489	18	2	5
石福	-	-	714	-	126	21	2,173	613	18	1	4
山梨	14	1	674	9	40	35	-	-	14	4	3
長野	14	1	810	3	129	35	-	-	14	3	4
岐阜	14	1	1,534	1	790	134	2,594	1,103	16	4	8
静岡	14	1	1,242	-	144	20	2,196	483	13	1	6
愛知	14	1	1,182	-	179	18	1,678	419	12	4	9
三重	14	1	938	2	-	-	3,049	1,436	16	4	16
滋賀	-	-	1,158	6	147	15	-	-	16	1	7
京都	13	2	678	2	151	31	1,492	279	14	5	4
大阪	14	1	826	-	524	235	2,195	1,059	16	4	11
兵庫	14	1	710	-	493	140	-	-	19	1	28
奈良	14	1	1,486	-	508	266	3,988	217	18	2	17
和歌山	14	1	570	1	125	48	-	-	17	1	4
鳥取	14	1	822	1	190	34	1,542	307	11	4	4
島根	15	0	686	1	21	12	-	-	18	2	6
岡山	14	0	994	31	122	3	1,561	432	16	2	3
広島	15	0	1,470	28	279	36	-	-	18	2	5
山口	15	0	1,390	1	784	64	-	-	17	2	9
徳島	15	0	698	-	113	26	2,110	613	12	2	12
香川	15	0	530	3	230	8	-	-	15	5	5
愛媛	14	1	666	6	270	23	1,295	368	12	5	2
高知	14	1	962	-	189	9	1,669	704	17	3	5
福岡	14	1	682	1	235	53	1,518	389	16	4	5
佐賀	15	0	1,146	-	495	27	2,255	915	15	4	16
長崎	14	1	494	-	150	8	1,234	371	15	5	5
熊本	15	0	646	1	176	-	-	-	13	7	8
大分	15	0	1,302	-	390	-	1,701	289	15	2	4
宮崎	14	1	874	-	98	3	-	-	11	5	6
鹿児島	15	0	350	-	168	14	1,108	295	14	3	4
合計	15	0	494	1	120	16	2,059	526	10	6	6
	602 (20)	27 (1)	42,448 (9)	106 (0)	14,387	2,972	68,813	17,611	677	162	369

調査年月日	1949. 12. 30	1949. 10. 15	1949.8.31	1949. 10. 15	1949	1948. 8. 1	1949.
調査官公廳	労働省基準局監督課	労働省婦人少年局	物價廳	労働省婦人少年局	厚生省社会局企画課	厚生省児童局企画課	厚生省
備考	括弧内は中央労働基準委員である	括弧内は全國選挙管理委員を示す。その他は都道府縣市区町村の選挙管理委員である				都道府縣児童福祉審議会の委員である	

ある婦人（続き）

福祉司	家庭裁判所委員		家事調停委員		家事調停参與員		少年保護委員		成人保護委員		官公立学校長	
女	男	女	男	女	男	女	定員	女	定員	女	男	女
-	96	7	898	129	396	56	650	-	1,650	-	-	-
-	12	1	142	21	55	10	200	-	300	-	721	4
-	26	-	218	25	175	23	200	-	400	-	749	4
1	16	3	216	41	115	37	250	5	500	3	569	-
2	26	4	429	13	132	20	200	-	400	-	580	4
-	16	2	148	17	94	9	200	-	450	-	622	1
3	24	3	344	36	119	24	300	-	550	-	629	2
-	24	1	830	41	135	13	300	-	500	-	812	1
-	27	1	489	35	95	5	300	-	500	-	656	2
2	24	4	419	41	127	38	300	29	500	-	541	1
1	28	2	146	40	54	16	300	7	500	3	783	1
-	29	-	385	28	177	5	400	-	500	-	831	2
5	26	4	224	81	91	31	1,300	126	2,200	86	1,131	7
5	28	1	250	26	43	15	480	-	700	-	537	3
-	21	2	209	22	90	6	350	-	600	-	1,253	10
-	25	2	354	42	83	13	170	4	350	24	437	2
1	29	1	364	24	78	19	170	-	350	-	511	4
1	28	2	554	69	151	19	150	-	300	-	318	2
2	20	2	267	36	84	20	200	-	300	-	420	7
2	25	4	666	63	130	27	300	-	600	-	826	-
-	28	1	557	72	219	35	200	-	450	-	702	1
-	21	4	513	34	114	42	450	127	600	54	828	7
2	28	0	460	44	139	4	500	-	1,200	-	993	2
-	27	3	315	37	154	15	200	-	450	-	621	6
1	26	3	185	27	87	17	200	6	300	4	293	1
4	26	-	348	17	67	6	400	-	600	-	464	4
2	26	1	245	21	55	8	800	1	1,500	-	743	11
1	20	-	291	24	95	13	600	-	100	-	951	3
1	19	1	138	21	62	7	250	-	300	-	428	2
-	27	3	193	23	77	13	200	-	400	-	543	5
-	23	5	458	21	51	13	120	-	250	-	323	1
1	27	3	97	29	116	36	150	12	350	4	623	1
1	21	2	111	12	76	14	300	-	700	3	810	3
-	22	4	338	92	122	16	300	-	700	-	931	-
-	26	2	247	28	114	5	250	-	500	-	670	2
1	24	1	447	39	193	13	150	12	300	8	321	2
3	29	-	62	8	53	7	200	12	300	5	407	1
2	25	5	348	156	98	44	200	13	500	14	757	-
1	23	4	370	22	73	7	150	-	400	-	593	3
2	25	3	520	44	185	39	500	-	950	-	918	1
-	24	-	123	32	73	24	200	-	300	-	317	-
-	28	2	500	63	230	43	200	-	500	-	554	2
2	26	2	226	46	241	41	250	14	500	-	767	9
-	17	-	448	27	161	14	200	-	450	-	564	-
1	25	1	149	31	97	23	150	-	350	-	367	-
-	29	-	179	56	87	15	250	3	450	5	738	-
50	1,192	96	15,422	1,856	5,463	920	18,410	371	25,550	213	29,452	124

	1949. 3. 1	1949. 3. 1	1949. 11. 1	1949. 11. 1	1949. 12
児童局	最高裁判所家庭局	最高裁判所家庭局	中央更生保護委員会	中央更生保護委員会	文部省調査普及局
					1. 小学校、新制中学新制高校を含む 2. 新制高校については日教組の資料による

第3表 府縣別、種類別 公共職業安定所

府縣別＼施設名	施設数	求人数			求職数			就職数		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
北海道	26	9,663	3,954	13,617	12,056	3,974	16,030	2,718	1,217	3,935
青森	11	906	619	1,525	3,815	1,153	4,968	576	301	877
岩手	13	1,976	822	2,798	3,912	1,470	5,382	1,447	443	1,890
宮城	10	2,188	1,640	3,828	6,234	2,559	8,793	1,182	870	2,052
秋田	9	1,284	684	1,968	4,457	2,537	6,994	900	338	1,238
山形	9	865	679	1,544	6,258	2,590	8,848	607	347	954
福島	11	1,212	1,119	2,331	8,369	3,055	11,424	542	446	988
茨城	14	817	716	1,533	6,714	2,241	8,955	383	348	731
栃木	11	884	1,119	2,003	6,366	2,267	8,633	294	360	654
群馬	12	968	909	1,877	7,627	2,238	9,865	358	266	624
埼玉	13	1,726	1,455	3,181	11,934	3,298	15,232	1,031	514	1,545
千葉	11	1,031	998	2,029	6,729	2,255	8,984	579	473	1,052
東京	17	11,837	11,936	23,773	65,958	23,365	89,323	4,649	3,522	8,171
神奈川	13	2,993	2,044	5,037	26,594	8,700	35,294	1,347	818	2,165
新潟	16	1,512	1,413	2,925	12,852	5,560	18,412	3,498	1,787	5,285
富山	8	2,014	1,566	3,580	6,249	2,589	8,838	1,360	882	2,242
石川	9	794	2,007	2,801	5,387	1,632	7,019	650	419	1,069
福井	7	819	1,494	2,313	4,237	1,563	5,800	560	458	1,018
山梨	7	553	704	1,257	2,098	1,321	3,419	240	225	465
長野	13	1,742	2,911	4,653	9,464	6,401	15,865	778	865	1,643
岐阜	10	1,696	3,271	4,967	7,119	2,863	9,982	481	543	1,024
静岡	16	2,185	4,671	6,856	12,679	5,132	17,811	644	670	1,314
愛知	19	4,303	7,120	11,423	23,446	7,745	31,191	1,316	1,096	2,412
三重	8	1,072	2,761	3,833	6,013	2,385	8,398	450	395	845
滋賀	7	780	1,230	2,010	3,515	1,085	4,600	176	145	321
京都	11	1,756	1,964	3,720	14,081	5,570	19,651	1,034	689	1,723
大阪	22	5,481	5,460	10,941	42,251	14,525	56,776	2,144	1,709	3,853
兵庫	23	3,814	4,410	8,224	24,918	9,865	34,783	1,749	1,473	3,222
奈良	6	823	1,114	1,937	3,099	1,047	4,146	378	312	690
和歌山	8	829	1,129	1,958	6,617	1,792	8,409	268	244	512
鳥取	5	416	669	1,085	2,689	908	3,597	131	240	371
島根	9	685	1,403	2,088	3,840	1,430	5,270	273	239	512
岡山	13	1,415	2,457	3,872	8,568	3,528	12,096	542	524	1,066
広島	16	2,247	2,641	4,888	16,935	5,759	22,694	1,000	736	1,736
山口	11	1,167	773	1,940	13,245	4,500	17,745	561	296	857
徳島	3	925	1,120	2,045	2,731	1,329	4,060	508	310	818
香川	6	857	889	1,746	3,957	2,052	6,009	369	355	724
愛媛	9	1,227	1,531	2,758	6,058	2,931	8,989	440	256	696
高知	6	567	761	1,328	3,534	1,836	5,370	269	189	458
福岡	15	3,505	2,500	6,005	24,618	9,147	33,765	1,125	696	1,821
佐賀	8	1,350	792	2,142	7,873	2,454	10,327	608	283	891
長崎	10	1,582	1,131	2,713	10,128	3,413	13,541	951	536	1,487
熊本	11	1,682	1,103	2,785	8,571	2,942	11,513	695	385	1,080
大分	8	954	912	1,866	4,586	2,440	7,026	536	499	1,035
宮崎	8	1,457	680	2,137	4,667	2,154	6,821	653	435	1,088
鹿児島	13	1,823	1,088	2,911	5,656	3,334	8,990	658	737	1,395
合計	526	90,382	92,369	182,751	488,704	182,934	671,633	41,653	28,891	70,549

調査年月	1949. 11.
調査官廳	労働省職業安定局雇傭安定課
備考	1. 公共職業安定所事業状況速報による 2. 求人、求職、就職数ともすべて常用のみである 3. 求職数については推定である

社会施設数及び利用状況

公共職業補導所					授産所		保育所				
施設数	補導定員	現在員			施設数	作業人員	施設数	定員	現在員		
		男	女	計					乳児	幼児	計
10	690	626	92	718	39	1,189	47	4,346	30	4,180	4,210
7	350	277	69	346	12	306	24	1,636	2	1,623	1,625
7	330	240	66	306	20	665	28	2,392	-	1,938	1,938
6	360	236	93	329	19	424	35	3,090	32	3,136	3,168
7	300	297	-	297	14	402	22	2,520	-	2,640	2,640
5	190	164	-	164	57	2,355	24	2,618	13	2,693	2,706
6	220	153	47	200	35	809	28	2,912	-	3,073	3,073
6	250	203	-	203	22	681	21	1,050	-	2,023	2,023
6	200	164	45	209	31	734	11	603	-	1,057	1,057
6	330	241	68	309	12	267	27	2,795	-	2,761	2,761
6	240	130	107	237	21	731	20	2,030	-	2,096	2,096
5	290	202	99	301	17	841	39	4,100	15	3,258	3,273
11	1,210	570	341	911	63	7,786	120	10,160	381	11,149	11,530
6	340	183	67	250	21	1,487	69	7,943	-	7,434	7,434
7	385	277	25	302	16	747	99	8,848	50	8,840	8,890
11	350	151	87	238	15	466	32	5,090	76	5,434	5,510
10	510	388	133	521	17	818	53	4,224	-	4,300	4,300
8	330	206	45	251	37	2,115	23	1,768	25	1,850	1,875
8	320	220	72	292	13	214	24	2,845	2	2,548	2,550
7	340	303	-	303	52	1,813	69	6,652	20	6,639	6,659
8	400	361	70	431	26	1,097	62	7,370	-	7,197	7,197
7	330	241	8	249	43	1,033	66	6,845	12	7,621	7,633
5	380	257	58	315	52	3,557	143	16,228	-	15,194	15,194
7	250	187	-	187	19	597	39	3,005	6	2,514	2,520
6	260	209	58	267	53	1,443	17	1,165	1	1,062	1,063
6	270	111	-	111	18	7,058	87	7,385	50	7,359	7,409
8	1,210	802	305	1,107	49	2,108	97	6,415	1	6,780	6,781
12	760	621	95	716	61	2,618	113	8,912	38	8,521	8,559
3	220	152	54	206	24	749	37	3,025	60	2,849	2,909
4	210	74	115	189	5	141	22	1,680	-	1,769	1,769
5	250	223	30	253	18	274	26	2,285	28	2,355	2,383
10	450	388	48	436	17	419	45	3,095	27	2,882	2,909
7	320	208	76	284	79	2,501	89	8,003	8	7,684	7,892
10	470	364	196	560	31	1,579	96	6,415	13	8,977	8,990
5	170	78	51	129	37	1,112	115	11,561	9	10,499	10,508
3	260	139	78	217	18	674	34	2,595	-	2,287	2,287
5	230	121	88	209	12	281	41	4,160	21	3,802	3,823
4	170	124	3	127	38	1,410	55	5,821	19	5,785	5,804
4	270	203	31	234	20	775	48	4,695	-	5,000	5,000
7	470	205	84	289	19	900	138	12,500	16	12,995	13,011
4	140	98	33	131	4	169	34	3,715	-	3,644	3,644
5	220	157	58	215	3	77	30	2,380	2	2,041	2,043
7	390	289	70	359	6	349	26	2,405	-	2,450	2,450
4	270	196	59	255	16	674	26	1,870	-	1,777	1,777
5	300	242	51	293	11	144	11	845	-	754	754
8	275	260	-	260	49	1,748	41	3,380	10	3,250	3,260
304	**16,480**	**11,541**	**3,175**	**14,716**	**1,263**	**58,337**	**2,353**	**215,377**	**967**	**215,920**	**216,887**

1949. 10. 31 労働省職業安定局職業補導課

1948. 9. 厚生省社会局物資課

1949. 1. 1 厚生省児童局保育課

第3表　府縣別、種類別

府縣別＼施設名	母子寮 施設数	母子寮 現在員 母	母子寮 現在員 子	母子寮 現在員 その他	母子寮 現在員 計	乳児院 施設数	乳児院 定員	乳児院 現在員	助産施設 施設数	助産施設 定員	助産施設 現在員	虚弱児施設 施設数	虚弱児施設 定員	虚弱児施設 現在員
北海道	8	92	219	90	401	1	40	43	2	16	-	-	-	-
青森	1	15	32	-	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岩手	7	47	101	10	158	1	20	12	1	40	39	-	-	-
宮城	4	47	95	17	159	-	-	-	-	-	-	-	-	-
秋田	4	56	102	6	164	1	-	-	-	-	-	-	-	-
山形	8	117	278	7	402	-	-	-	1	22	15	1	60	50
福島	8	158	368	-	526	1	9	7	-	-	-	-	-	-
茨城	8	89	201	1	291	-	-	-	-	-	-	-	-	-
栃木	2	62	156	29	247	-	-	-	-	-	-	-	-	-
群馬	4	49	120	-	169	-	-	-	1	20	10	-	-	-
埼玉	7	145	269	12	426	1	20	11	1	5	3	-	-	-
千葉	2	34	53	3	90	1	9	-	-	-	-	2	130	95
東京	34	702	1,294	455	2,451	6	193	140	-	-	-	5	560	509
神奈川	13	286	649	43	978	5	155	267	-	-	-	-	-	-
新潟	6	83	182	14	279	1	15	15	-	-	-	-	-	-
富山	7	100	218	24	342	-	-	-	-	-	-	1	60	50
石川	5	121	215	19	355	1	15	-	1	30	21	-	-	-
福井	2	46	98	7	151	-	-	-	1	20	不明	-	-	-
山梨	2	24	39	9	72	1	9	10	1	9	不明	-	-	-
長野	12	103	194	4	301	2	9	8	1	20	10	1	-	-
岐阜	6	103	199	8	310	2	30	30	1	18	18	-	-	-
静岡	4	129	270	3	402	1	15	-	-	-	-	-	-	-
愛知	17	506	1,081	9	1,596	1	25	11	-	-	-	1	30	13
三重	9	211	466	74	751	1	10	5	3	18	5	1	25	10
滋賀	1	16	30	1	47	1	15	13	-	-	-	-	-	-
京都	9	192	328	10	530	3	39	39	2	30	20	-	-	-
大阪	16	430	770	20	1,220	3	62	62	5	29	20	-	-	-
兵庫	10	266	532	20	818	2	20	10	1	30	19	-	-	-
奈良	4	29	49	12	90	-	-	-	1	30	12	-	-	-
和歌山	2	37	75	13	125	1	20	10	-	-	-	-	-	-
鳥取	5	53	126	13	192	-	-	-	4	25	16	-	-	-
島根	3	31	70	2	103	1	20	0	1	-	-	-	-	-
岡山	3	56	88	-	144	2	35	29	4	45	17	-	-	-
広島	7	216	420	16	652	1	9	6	-	-	-	-	-	-
山口	9	83	174	3	260	-	-	-	1	9	8	-	-	-
徳島	3	29	57	2	88	-	-	-	2	32	22	-	-	-
香川	3	44	102	4	150	1	15	6	1	20	17	-	-	-
愛媛	1	25	42	-	67	-	-	-	1	20	15	-	-	-
高知	3	57	84	15	156	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福岡	6	49	113	-	162	4	79	54	2	68	47	1	15	11
佐賀	2	32	58	-	90	2	45	30	1	9	10	-	-	-
長崎	1	7	12	-	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本	3	40	62	-	102	5	85	66	1	15	12	-	-	-
大分	5	85	173	5	263	3	71	47	-	-	-	-	-	-
宮崎	3	43	90	7	140	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿児島	6	72	172	-	244	1	9	-	-	-	-	-	-	-
合計	285	5,217	10,526	987	16,730	57	1,098	931	41	580	356	13	880	738

調査年月	1949. 5. 31	1949. 9. 1	1949. 9. 1	1949. 9. 1
調査官廳	厚生省兒童局保育課	厚生省兒童局母子衞生課	厚生省兒童局母子衞生課	厚生省兒童局母子衞生課
備考				

社会施設数及び利用状況（續き）

特殊婦人寮			養老施設		保健所	國立療養所				國立病院		
							在所患者数					
施設数	定員	現在員	施設数	収容人員	施設数	収容力	男	女	計	施設数	定員	入院患者数（一日平均）
-	-	-	2	59	38	2,259	1,449	668	2,117	6	960	648
-	-	-	2	65	8	820	539	215	754	1	280	248
-	-	-	-	-	14	630	433	182	615	1	140	158
1	50	35	1	61	13	997	681	292	973	3	580	449
-	-	-	-	-	10	550	341	116	457	1	130	119
-	-	-	3	76	10	230	136	84	220	1	240	166
-	-	-	2	59	16	646	414	153	567	3	310	297
-	-	-	2	27	15	783	511	163	674	2	500	421
-	-	-	2	47	11	682	429	197	626	1	500	431
-	-	-	3	112	11	297	177	109	286	3	340	273
-	-	-	1	48	13	721	524	188	712	2	270	243
-	-	-	1	22	15	1,856	1,285	178	1,463	3	1,090	1,026
4	240	164	5	2,994	41	2,570	1,868	680	2,548	6	2,250	2,006
4	270	163	3	39	18	639	463	157	620	4	1,430	1,232
-	-	-	2	41	19	1,335	821	363	1,184	3	400	352
-	-	-	2	106	10	1,027	701	280	981	1	50	64
-	-	-	2	186	11	1,176	676	324	1,000	3	700	651
-	-	-	2	79	11	140	84	52	136	2	195	158
-	-	-	1	35	8	870	583	119	702	1	140	127
-	-	-	4	77	17	835	485	214	699	3	340	294
-	-	-	4	118	11	869	570	258	828	2	150	109
-	-	-	5	161	15	1,071	656	286	942	6	660	655
1	50	25	4	109	33	1,977	1,357	497	1,854	2	550	419
-	-	-	1	38	10	618	437	155	592	4	390	502
-	-	-	2	112	10	270	148	93	241	1	45	40
1	80	42	3	333	21	530	311	129	440	3	950	850
2	130	120	5	303	36	940	693	256	949	3	870	372
2	150	54	5	165	30	2,130	1,548	630	2,178	4	490	375
-	-	-	1	31	8	1,414	1,016	378	1,394	1	110	75
-	-	-	2	49	9	91	64	27	91	2	40	35
-	-	-	4	103	6	40	25	12	37	2	210	248
-	-	-	2	70	9	454	366	112	478	2	320	283
-	-	-	4	176	15	50	34	14	48	1	250	232
-	-	-	2	61	20	733	535	177	712	3	620	548
-	-	-	4	80	14	1,444	880	347	1,227	4	670	674
-	-	-	2	105	7	770	482	232	714	2	130	117
-	-	-	1	28	8	764	523	231	754	1	400	325
-	-	-	1	24	15	184	115	69	184	1	100	77
-	-	-	2	133	5	776	553	207	760	1	100	121
2	90	60	8	262	28	120	52	35	87	5	1,600	1,583
-	-	-	2	90	7	2,064	1,405	580	1,985	2	660	466
-	-	-	4	106	14	712	517	180	697	5	930	872
-	-	-	9	263	14	997	721	251	972	2	560	442
-	-	-	2	87	14	270	149	99	248	3	920	861
-	-	-	3	100	9	350	244	99	343	1	250	220
-	-	-	-	-	12	1,359	878	390	1,268	1	180	186
17	1,060	663	122	7,240	689	40,060	26,879	10,478	37,357	114	23,000	20,050

1949. 10	1948. 8. 31	1950. 2	1949. 12	1949. 11
厚生省社会局厚生課	厚生省社会局保護課	厚生省予防局保健所課	厚生省醫務局國立療養所課	厚生省醫務局國立病院課
	社会事業法に基く養老施設については資料不備のため生活保護法によるもののみである			

第 4 表　府縣別、種類別、社会

府縣別 ＼ 保険名	健康保険				國民健康保険		厚生年金		
	事業所数	被保険者数			保険者数	被保険者数	事業所数	被保険	
		男	女	計				男	女
北海道	5,662	113,633	29,229	142,862	267	2,444,538	6,245	205,328	50,926
青森	1,560	25,304	5,803	31,107	112	661,962	1,612	31,311	6,447
岩手	1,350	21,722	6,904	28,626	185	868,702	1,446	38,282	10,346
宮城	1,724	29,974	8,389	38,363	136	784,945	1,709	47,881	11,988
秋田	-	-	-	-	97	457,009	-	-	-
山形	1,889	32,156	14,765	46,921	217	1,132,689	1,974	38,835	16,967
福島	2,238	36,619	13,563	50,182	189	835,958	2,373	56,512	23,759
茨城	1,733	26,912	8,551	35,463	210	972,815	1,756	45,776	13,521
栃木	2,197	33,292	11,184	44,476	46	342,231	2,116	43,432	13,033
群馬	2,619	43,558	21,855	65,413	114	700,359	2,762	54,837	27,391
埼玉	2,604	39,768	18,257	58,025	313	1,709,486	3,816	80,930	33,925
千葉	1,172	23,080	7,217	30,297	272	1,401,676	1,232	34,540	10,740
東京	18,344	361,409	102,940	464,349	57	545,275	19,503	619,025	172,158
神奈川	3,509	94,468	25,600	120,068	79	392,900	3,741	242,601	53,918
新潟	4,003	55,158	26,591	81,749	349	1,972,385	4,090	89,682	33,600
富山	2,021	36,862	14,766	51,628	160	680,492	2,126	56,831	27,833
石川	2,240	32,415	21,179	53,594	103	323,209	2,367	41,248	24,599
福井	1,488	19,736	14,634	34,370	109	348,333	1,529	27,633	20,241
山梨	1,037	13,236	8,812	22,048	132	444,321	1,060	16,043	10,064
長野	3,642	53,294	32,609	85,903	256	1,076,762	3,052	68,297	42,123
岐阜	2,993	41,701	18,601	60,302	177	630,250	3,211	58,713	30,102
静岡	4,690	76,543	30,932	107,475	86	424,706	4,925	112,786	45,360
愛知	7,731	127,328	62,173	189,501	160	1,241,339	8,592	236,727	105,737
三重	2,106	39,764	14,396	54,160	216	869,439	2,228	56,142	29,677
滋賀	1,406	23,118	10,781	33,899	156	588,933	1,279	35,134	21,367
京都	4,126	68,637	26,127	94,764	135	459,968	4,507	108,945	44,244
大阪	13,226	264,767	92,124	356,891	73	587,623	14,261	425,483	146,162
兵庫	5,053	106,496	34,943	141,439	218	912,408	5,730	234,645	79,274
奈良	1,378	17,110	8,539	25,649	85	340,334	1,350	19,794	12,614
和歌山	1,533	20,198	7,304	27,502	74	332,660	1,625	30,166	11,696
鳥取	1,107	11,717	3,972	15,689	83	265,920	1,053	14,920	4,481
島根	1,501	20,307	5,693	26,000	122	462,774	1,572	25,780	10,550
岡山	2,584	45,031	19,948	64,979	76	203,132	2,637	64,004	29,973
広島	3,402	60,075	22,178	82,253	182	686,763	3,629	114,269	35,567
山口	2,549	50,393	16,317	66,710	70	286,567	2,529	79,316	21,810
徳島	881	14,442	5,336	19,778	30	258,718	919	18,556	8,893
香川	1,421	22,782	7,494	30,276	44	167,712	1,504	29,187	11,556
愛媛	2,139	30,592	13,621	44,213	91	355,913	2,237	58,574	25,909
高知	996	16,267	5,982	22,249	21	89,471	1,068	21,505	8,482
福岡	4,935	116,419	35,931	152,350	117	981,548	5,241	272,937	79,764
佐賀	1,397	22,807	6,737	29,544	75	464,462	1,468	31,260	10,907
長崎	2,020	45,249	11,707	56,956	98	573,416	1,961	64,510	16,639
熊本	1,858	32,652	11,224	43,876	215	1,148,056	1,944	43,810	14,297
大分	1,610	23,721	6,028	29,749	109	373,962	1,483	28,297	10,395
宮崎	1,213	17,379	5,209	22,588	59	622,979	1,298	31,571	12,162
鹿児島	1,633	24,690	7,702	32,392	55	571,714	1,780	28,792	8,872
合計	136,520	2,432,781	883,847	3,316,628	6,230	31,999,814	144,540	4,084,847	1,440,069

調査年月日	1949. 8.	1949. 10. 1.	1949. 8.
調査官廳	厚生省保険局数理課	厚生省保険局数理課	厚生省保険
備考	1. 健康保険事業月報（政府営業）による	1. 保険者は、公営、組合、社團法人を含む 2. 被保険者は1949年第4.4半期一般國庫補助申請に於て條例規程の認可をした保険者分である	1. 厚生年金保険事業月報によ

保険保険者数、被保険者数

保険		失業保険					
者数		失業保険受給者数			失業保険金支給総額		
坑内夫	計	男	女	計	男	女	計
62,955	319,209	4,357	995	5,352	15,766,815.00	1,964,018.78	17,730,833.78
390	38,148	1,188	237	1,425	4,004,188.00	464,744.00	4,468,932.00
2,595	51,223	1,073	420	1,493	2,841,865.00	568,277.00	3,410,142.00
1,640	61,509	2,290	815	3,105	7,064,036.00	1,499,885.00	8,563,921.00
-	-	2,023	917	2,940	5,444,597.00	1,319,414.00	6,764,011.00
3,121	58,923	2,185	898	3,083	5,628,419.10	1,166,073.00	6,794,492.10
16,903	97,174	4,518	1,305	5,823	14,355,430.00	1,899,223.00	16,254,653.00
5,247	64,544	3,519	1,003	4,522	11,541,487.00	1,541,506.00	13,082,993.00
1,467	57,932	3,287	1,101	4,388	10,115,377.00	1,633,667.00	11,749,044.00
732	82,960	4,554	1,358	5,912	12,995,646.00	2,207,013.00	15,202,659.00
114	114,969	6,865	1,694	8,559	23,733,319.00	3,159,169.00	26,892,488.00
-	45,280	3,314	723	4,037	12,470,610.00	1,517,353.00	13,987,963.00
-	791,183	24,662	6,670	31,332	104,492,400.00	17,214,909.00	121,707,309.00
-	296,519	13,792	4,308	18,100	62,451,185.35	10,780,594.00	73,231,779.35
936	124,218	5,681	2,233	7,914	19,628,668.00	4,131,767.00	23,760,435.00
106	84,770	3,327	1,062	4,389	10,339,764.00	1,788,035.00	12,127,799.00
842	66,689	2,315	539	2,854	7,295,380.00	806,844.00	8,102,224.00
42	47,916	1,859	427	2,286	5,642,095.00	750,401.00	6,392,496.00
201	26,308	1,039	665	1,704	2,820,821.14	1,047,312.00	3,868,133.14
246	110,666	5,782	2,956	8,738	15,077,691.00	4,587,874.00	19,665,565.00
2,499	91,314	3,887	1,438	5,325	11,837,199.00	2,589,330.00	14,426,529.00
841	158,987	7,395	2,474	9,869	23,378,639.00	4,710,295.00	28,088,934.00
440	342,904	12,655	2,939	15,594	48,825,581.38	7,337,643.00	56,163,224.38
976	86,795	4,036	1,236	5,272	13,956,955.00	2,324,344.00	16,281,299.00
273	56,774	2,085	573	2,658	6,734,348.00	980,442.00	7,714,790.00
113	153,302	7,974	2,583	10,557	28,250,919.00	4,838,572.00	33,089,491.00
12	571,657	20,492	5,657	26,149	93,095,266.00	15,750,650.00	108,845,916.00
1,600	315,519	13,551	4,595	18,146	61,920,505.00	10,860,689.00	72,781,194.00
129	32,537	1,504	350	1,854	5,839,567.00	681,084.00	6,520,651.00
569	42,431	3,478	733	4,211	13,800,163.00	1,419,088.00	15,219,251.00
110	19,511	1,557	435	1,992	4,057,605.00	642,505.00	4,700,110.00
460	36,790	2,325	716	3,041	6,349,705.00	1,033,640.00	7,383,345.00
941	94,918	4,825	1,485	6,310	16,776,963.00	2,462,384.00	19,239,347.00
82	149,918	10,139	2,156	12,295	36,846,240.78	4,114,760.00	40,961,000.78
16,620	117,746	7,195	2,258	9,453	30,704,151.00	6,179,845.00	36,883,996.00
372	27,821	1,493	487	1,980	4,432,449.00	657,394.00	5,089,843.00
200	40,943	1,928	679	2,607	5,904,540.00	979,831.00	6,884,371.00
1,698	86,181	3,778	1,767	5,545	10,811,872.00	2,463,213.00	13,275.085.00
345	30,332	1,784	669	2,453	5,940,487.00	1,171,848.00	7,112,335.00
111,602	464,303	14,621	5,154	19,775	60,481,433.00	10,605,438.00	71,086,871.00
13,244	55,411	7,226	2,095	9,321	14,345,147.00	1,864,096.00	16,209,243.00
27,100	108,249	5,602	1,759	7,361	21,218,235.00	3,488,421.00	24,706,656.00
1,094	59,201	3,463	873	4,336	11,820,708.40	1,044,242.00	13,064,950.40
214	38,906	2,241	804	3,045	6,820,538.00	1,075,584.00	7,896,122.00
699	44,432	1,592	577	2,169	4,977,046.00	945,928.00	5,922,974.00
425	38,089	2,501	1,069	3,570	7,582,274.00	1,473,043.00	9.055,317.00
280,195	5,805,111	246,957	75,887	322,844	910,418,330.15	151,942,387.78	1,062,360,717.93

1949. 11.

局数理課	労働省職業安定局
る	1. 受給者及び支給金額は 1949 年 11 月中の合計である。 2. 受給者数及び支給金額は「失業保険業務季報」並びに「失業保険業務速報」による。

第 4 表　府縣別、種類別、社会保険保険者数、被保険者数

府縣別＼保険者	労働者災害補償保険			都道府縣別常住人口		
	事業場数	保険給付調累計				
		件数	金額	男	女	計
北海道	8,934	72,300	259,855,402.47	2,027,880	1,993,170	4,021,050
青森	3,139	5,284	19,581,582.57	603,817	614,508	1,218,325
岩手	3,433	6,895	22,353,519.05	635,595	658,608	1,294,203
宮城	3,949	4,653	16,697,290.62	788,184	808,123	1,596,307
秋田	2,702	7,348	20,074,103.51	636,993	646,717	1,283,710
山形	3,033	7,426	24,451,230.41	652,003	694,489	1,346,492
福島	4,654	23,642	60,319,706.83	987,850	1,038,632	2,026,482
茨城	4,617	11,262	36,265,149.46	995,890	1,048,688	2,044,578
栃木	4,141	9,245	25,241,378.08	755,830	802,030	1,557,860
群馬	4,655	12,330	32,595,648.50	787,422	821,472	1,608,894
埼玉	5,192	11,556	34,290,315.81	1,043,269	1,088,952	2,132,221
千葉	4,083	4,650	19,206,496.85	1,038,378	1,102,133	2,140,511
東京	19,622	50,960	189,975,954.17	2,766,957	2,650,914	5,417,871
神奈川	6,021	30,090	101,979,245.52	1,169,469	1,148,082	2,317,551
新潟	6,734	17,384	38,932,652.44	1,177,310	1,258,141	2,435,451
富山	3,047	12,889	30,501,972.97	485,715	512,634	998,349
石川	3,410	6,123	18,175,634.29	452,532	489,240	941,172
福井	3,222	2,995	11,460,556.84	355,900	377,474	733,374
山梨	2,284	8,776	28,718,287.79	395,390	420,095	815,485
長野	5,210	12,442	37,226,817.30	1,006,701	1,072,981	2,079,682
岐阜	5,837	2,204	9,124,218.44	751,473	773,339	1,524,812
静岡	6,794	15,789	40,381,458.35	1,173,991	1,233,111	2,407,102
愛知	12,261	34,873	88,601,317.71	1,574,408	1,651,708	3,226,116
三重	4,462	8,572	25,291,186.53	698,918	752,182	1,451,100
滋賀	2,055	3,975	11,638,632.81	422,146	450,629	872,775
京都	5,622	10,692	34,339,715.92	869,102	915,651	1,784,753
大阪	14,876	41,844	115,479,074.38	1,740,604	1,774,621	3,515,225
兵庫	9,376	43,299	157,751,326.85	1,559,048	1,597,840	3,156,888
奈良	2,304	2,071	8,165,680.99	376,397	402,280	778,677
和歌山	2,947	4,338	19,616,484.79	473,719	506,263	979,982
鳥取	1,576	2,809	10,558,703.24	284,655	308,208	592,863
島根	3,164	4,673	12,906,959.06	436,259	467,317	903,576
岡山	4,740	10,286	24,734,933.25	801,101	849,184	1,650,285
広島	6,548	21,741	51,250,294.33	999,515	1,046,408	2,045,923
山口	4,498	40,268	114,002,524.98	741,327	764,905	1,505,532
徳島	2,614	3,494	10,443,314.06	421,127	448,163	869,290
香川	2,800	5,212	10,453,685.52	450,501	483,622	934,123
愛媛	3,410	7,150	17,745,744.16	719,648	761,458	1,481,106
高知	2,181	5,361	15,230,410 42	423,045	443,340	866,385
福岡	8,131	4,144	12,420,785.95	1,643,587	1,668,990	3,312,577
佐賀	2,851	163,764	426,869,290.63	448,746	482,590	931,336
長崎	3,383	24,758	62,622,243.70	767,236	798,322	1,565,558
熊本	3,546	43,611	111,930,602.44	860,777	925,281	1,786,058
大分	2,884	5,734	12,896,014.97	599,815	645,874	1,245,689
宮崎	2,938	5,057	13,630,855.60	517,444	535,039	1,052,483
鹿児島	4,142	5,365	13,326,191.51	847,778	918,736	1,766,514
合計	228,022	839,334	2,459,914,596.07	39,365,452	40,851,441	80,216,896

調査年月日	1949. 4.	1948. 8.
調査官公廳	労働省労働基準局	総理府統計局
備考	1. 労災保険事業月報による。 2. 1949年4月における適用事業場の推定の労働者数は6,488,687人である。 3. 事業場数は1949年4月末の数である件数及び金額は1948年5月より1949年4月までの累計である。	

第5表　社会保険給付種別支給状況

健康保険

被保険者に関する給付			被扶養者に関する給付		
給付種別	件数	金額	給付種別	件数	金額
療養の給付	6,431,626	5,373,417,227.87	療養の給付	4,256,266	1,372,456,025.47
看護費	7,573	34,504,154.37	看護費	928	2,275,846.40
移送費	384	519,895.42	移送費	82	60,376.35
療養費	76,728	136,586,221.08	療養費	151,791	83,547,231.64
傷病手当金	332,447	964,993,368.01	家族埋葬料	37,291	54,155,754.10
埋葬費	15,476	74,393,676.65	配偶者分娩費	211,017	150,175,642.50
分娩費	23,549	35,135,687.03	配偶者保育手当金	209,551	127,745,213.79
出産手当金	23,751	62,501,766.38			
被保険者保育手当金	15,967	9,303,257.40			
合計	6,927,501	6,691,355,254.21	合計	4,866,926	1,790,416,090.25

備考　1. 厚生省保険局数理課資料による。
2. 件数及び金額は1949年1月より11月までの累計である。

厚生年金保険

給付種別	件数	金額
遺族年金	31,915	66,420,321.55
寡婦及鰥夫年金	15,136	48,121,133.31
遺児年金	818	1,822,152.46
障害年金	8,434	17,249,174.97
脱退年金	59,761	111,315,976.66
障害手当金	1,290	20,089,466.34
其の他の一時金	263	1,626,916.24
合計	117,617	266,645,141.53

備考
1. 厚生省保険局数理課資料による。
2. 件数及び金額は1949年1月より10月までの累計である。

労働者災害補償保険

給付種別	件数	金額
療養補償費	681,688	1,348,730,826.34
休業補償費	405,855	1,245,891,042.47
障害補償費	32,665	1,195,592,988.56
遺族補償費	3,712	891,020,358.18
葬祭料	3,749	55,214,818.12
合計	1,127,669	473,645,033.67

備考
1. 労働省労働基準局資料による。
2. 件数及び金額は1949年1月より12月までの累計である。

第 6 表　生活保護法の被保護世帯構成区別

区分	の）のみの世帯 務教育年限までのも 老衰者又は子供（義	老衰者と子供の世帯	者の世帯 供、不具廢疾、病弱 寡婦のみ又これと子	これと子供の世帯 不具廢疾者のみ、又	老衰者の世帯 と不具廢疾者と子供 病弱者のみ又はこれ	る世帯 老衰者をかかえてい 不具廢疾者、病弱者 稼働力ある者が子供
単身	85,171		10,771	6,948	12,104	
2人	22,108	10,752	37,171	3,895	8,467	15,049
3人	1,706	7,404	51,108	3,029	7,288	18,939
4人	610	3,654	43,203	2,673	5,679	19,544
5人	359	1,957	26,517	1,697	4,543	15,720
6人	159	1,099	12,256	1,055	2,947	11,552
7人以上	141	772	6,610	912	3,102	12,712
計	110,254	25,638	187,636	20,209	44,130	93,516
%	22.1	5.1	37.7	4.1	8.9	18.8

等 5 表　（續　き）

國民健康保險		
給付種別	件数	金額
療養の給付	5,576,247	2,774,142,219.59
療養費	262,761	181,198,257.14
財産の給付	105,557	25,707,029.80
哺育上の手当	25,172	4,093,715.80
葬祭の給付	15,890	5,188,338.00
合計	5,985,627	2,990,329,560.33

註　1. 件数及び金額は 1949 年 4 月より 7 月までの累計である。
2, 厚生省保険局数理課、國民健康保険事業月報による。

1949. 3. 厚生省社会局保護課資料による

ない世帯 老衰者をかかえてい 不具廃疾者、病弱者 稼働力ある者が子供	計	%	世帯主				
			男		女		計
			世帯数	%	世帯数	%	100%
3,133	118,127	23.7	40,782	23.9	79,500	24.3	120,282
2,635	100,077	20.1	36,651	21.5	61,271	18.7	97,922
2,804	92,278	18.5	24,179	14.2	68,099	20.8	92,278
2,617	77,980	15.7	21,559	12.6	56,421	17.2	77,980
2,039	52,832	10.6	18,047	10.6	34,785	10.6	52,832
1,484	30,552	6.1	13,598	8.0	16,954	5.2	30,552
1,745	25,994	5.3	15,889	9.2	10,105	3.2	25,994
16,457	497,840	100	170,705	100	327,135	100	197,840
3.3	10.0		34.3		65.7		100

第 7 表　生活保護法による保護状況 (1948. 4～1949. 3)

種別	区分		実人員	延人員	金額
保護種別	生活扶助	居宅	3,493,291	586,621,579	5,048,658,487
		収容	119,199	13,955,658	217,520,372
		計	3,612,490	600,577,237	5,266,178,859
	醫療	居宅	434,518	27,144,316	1,297,592,856
		収容	187,410	18,979,321	2,515,737,826
		計	621,928	46,123,637	3,813,330,682
	助産	居宅	8,943	-	3,772,238
		収容	423	8,130	195,127
		計	9,366	8,130	3,967,365
	生業扶助 就労助成	居宅	43,851	-	41,913,016
		収容	596	-	725,677
		計	44,447	-	42,638,693
	生業扶助 技能修得	居宅	14,573	322,151	2,040,022
		収容	2,183	200,759	598,195
		計	16,756	522,910	2,638,217
	葬祭扶助		21,355	-	17,964,418
	合計	居宅	4,016,531	-	6,411,941,037
		収容	309,811	-	2,734,777,197
		計	4,326,342	-	9,146,718,234
その他	葬祭費		-	-	28,887,312
	民生委員費		115,074	-	38,613,956
	保護施設事務費		167,068	-	77,430,886
総計			4,608,434	647,231,914	9,291,650,388

女世帯に関する統計

下に掲げた4表1図の女世帯に関する統計は、婦人少年局が 1949 年10月1日現在で関東地方1都6縣より層別任意抽出法により1400の女世帯を抽出して行つた第2次女世帯生活実態調査の結果の一部である。これにより全國の女世帯の実態を推計することは無理であるが、大体の傾向は知ることができる。

なお第1次は 1948 年 10 月東京都で行い、第3次は 1950 年 10 月全國において実施する予定である。

第 8 表　市部郡部別女世帯の種類

市部郡部別 ＼ 女世帯の種類	総数	戰死及び戰災死による女世帯	病死及び事故死による女世帯	離婚による女世帯	未帰還による女世帯	仕事又は住居の都合により夫と別れている女世帯	未婚の女世帯
市部	549	58	321	56	2	54	58
郡部	639	107	377	43	10	76	26
計	1,188	165	698	99	12	130	84
%	100	14	59	8	1	11	7

第 9 表　女世帯になつた時期

女世帯になつた時期 ＼ 女世帯の種類	総数	戰死及び戰災死による女世帯	病死及び事故死による女世帯	離婚による女世帯	未帰還による女世帯	仕事又は住所の都合により夫と別れている女世帯	未婚の女世帯
—明治44年末まで	6 (0.2)		3 (0.1)	3 (0.1)			
大正1年——14年	51 (3.6)		37 (2.6)	12 (0.8)		1 (0.1)	1 (0.2)
昭和1年—— 6年	57 (9.5)	2 (0.4)	40 (6.6)	11 (1.8)		3 (0.5)	1 (0.2)
昭和7年——16年 (滿州事変より太平洋戰争まで)	310 (31)	24 (2.4)	238 (23.8)	22 (2.2)	2 (0.2)	15 (1.5)	9 (0.9)
昭和17年——20年 (太平洋戰争中)	378 (94.5)	111 (27.8)	189 (47.2)	18 (4.5)	7 (1.8)	36 (9)	17 (4.2)
昭和21年——24年 (終戰後調査日まで)	309 (77.2)	24 (6)	160 (40)	29 (7.2)	2 (0.5)	60 (15)	34 (8.5)
不明	77	4	31	4	1	15	22
計	1,188	165	693	9	12	130	84

註　括弧内の数字は各時期における1年平均の数字

第 10 表　女世帯の仕事の有無

仕事の有無別		総数	%
仕事のある者	勤人	196	19
	技術的職業(イ)	28	
	事務者	32	
	店員	16	
	工員	44	
	雑役	32	
	その他	44	
	自営者	276	26
	農業	165	
	非農業	111	
	内職者	140	13
	和洋裁編物	74	
	その他	66	
	その他(ロ)	102	10
仕事のない者	失業者	117	11
	仕事をほしくない者	206	20
不明		13	1
計		1,050(ハ)	100%

註　(イ)　教師、醫師、保健婦、榮養士等。
　　(ロ)　定職にないもの、日傭、近所の手傳い等。
　　(ハ)　仕事又は住居の都合等により夫又は父と別れている名儀上の女世帯 138 を除いたため総数は第 8 表、第 9 表と一致せず。

第 1 図　女世帯の世帯構成

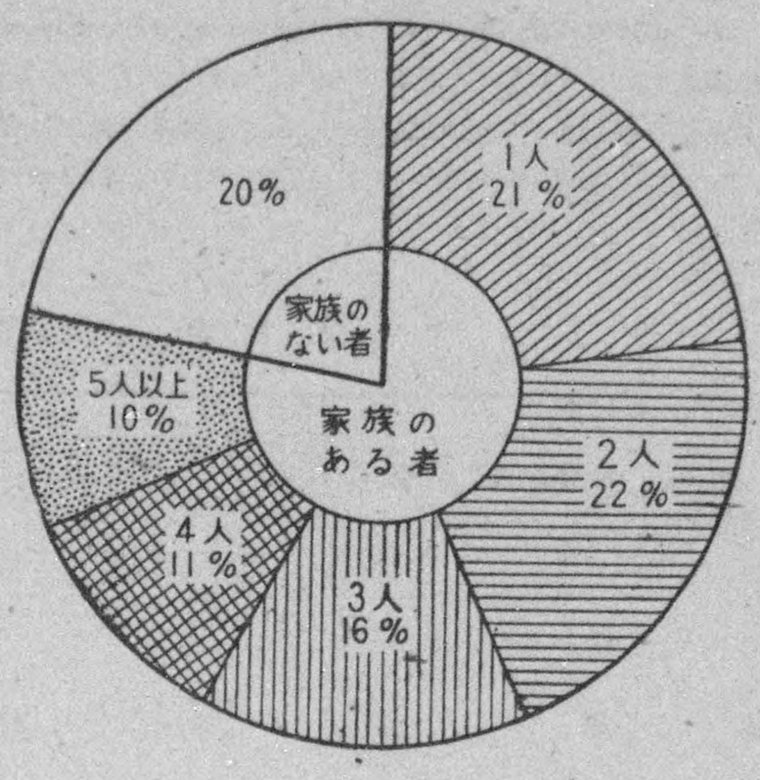

第 11 表　女世帯の年齢別暮しの方法

暮しの方法 / 年齢別	総数	生活手段の 1 位を次のものによつている							不明
		財産からの収入によつている	自分で働いた収入によつている	子供や家族の働いた収入によつている	親きようだい親戚の援助を受けている	生活保護法による扶助金をうけている	家財衣類を賣つている	その他	
20 才未満	4		2	1		1			
20 —— 24	26	2	17		3		2	1	1
25 —— 29	47		33		8	1	1	3	1
30 —— 34	108	6	54	3	17	16	5	4	3
35 —— 39	155	5	103	5	12	17	6	5	2
40 —— 44	134	6	53	41	13	6	3	6	6
45 —— 49	137	10	43	59	6	1	12	5	1
50 —— 54	113	4	40	48	3	6	2	2	8
55 —— 59	109	5	25	62	6		6	4	1
60 才以上	217	14	48	99	14	20	8	10	4
計	1,050(イ)	52	418	318	82	68	45	40	27
%	100%	5	40	30	8	6	4	4	3

(イ)　仕事又は住居の都合等により夫又は父と別れている名儀上の女世帯 138 を除いたため総数は第 8 表、第 9 表と一致せず。

第2図　男女別年令別人口構成

（昭和15年・22年国勢調査　年令は満年令）

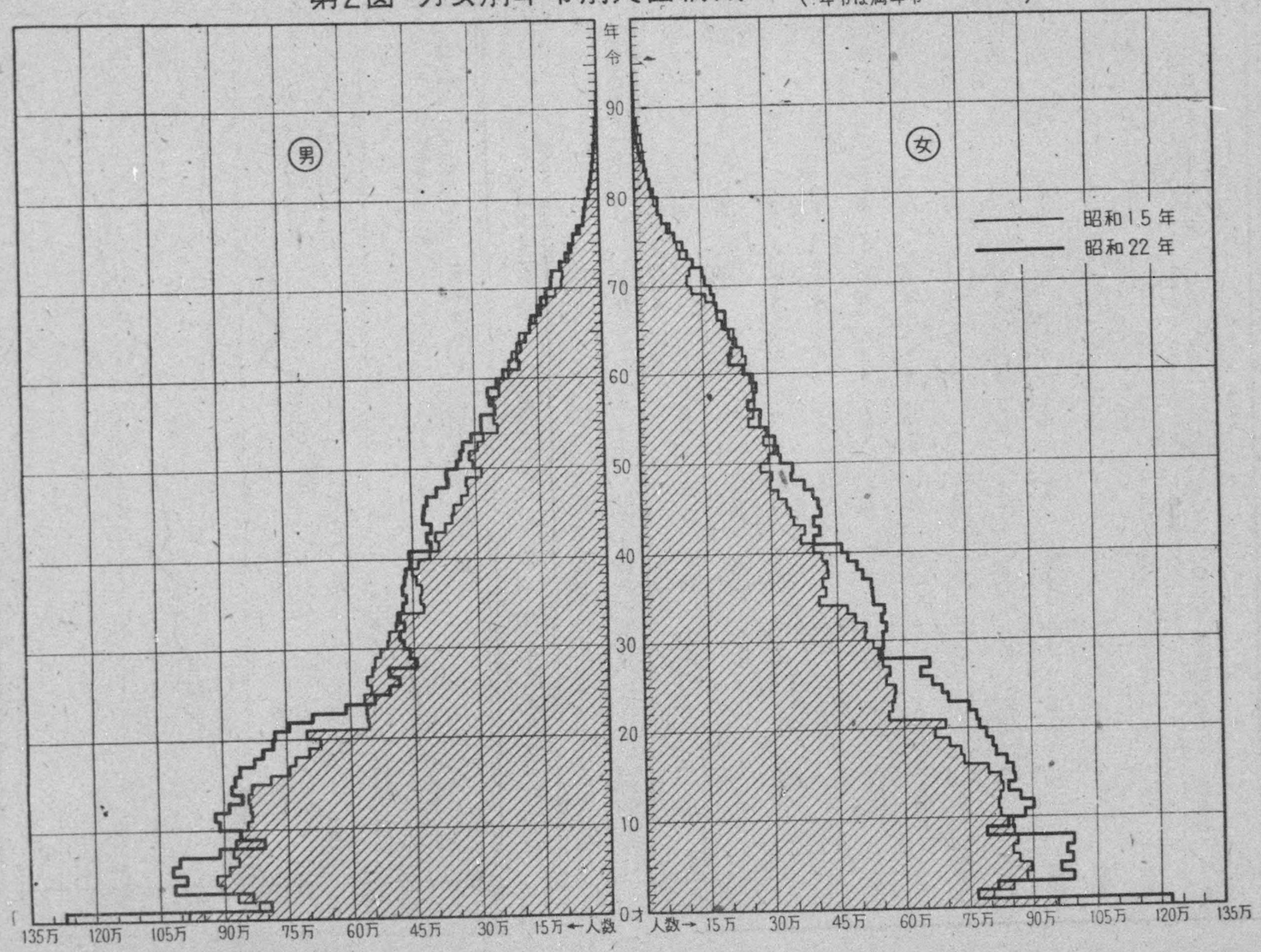

第 12 表　米、英、佛、伊、独、日六ヶ國の死亡率及び出生率

（厚生省人口問題研究所竝兒童局資料による）

年度＼項目	アメリカ		イギリス		フランス[1]		ドイツ		イタリー		日本	
	出生率	死亡率	出生率	死亡率②	出生率	死亡率	出生率	死亡率	出生率	死亡率	出生率	死亡率
1937	17.1	11.3	15.3	12.6	14.7	15.0	19.1	11.0	22.9	14.3	36.8	17.0
1938	17.6	10.6	15.5	11.8	14.6	15.4	19.7	11.1	23.7	14.1	27.1	17.7
1939	17.3	10.6	15.3	12.2	14.6	15.3	20.6 [2]▲20.5	③ 11.8 [2]③11.9	23.6	13.4	26.6	17.7
1940	17.9 ①	10.7	14.9	14.0	13.6	18.6	[3]▲22.7	[3]▲13.2	23.5	13.6	29.4	16.4
1941	18.9	10.5	14.6	13.0	13.1	17.3	▲19.0	▲12.0	20.8	13.8	31.1	15.7
1942	20.9	10.4	16.0	11.6	14.5	17.0	▲15.0	▲10.8	20.4	14.2	30.2	15.8
1943	21.5	10.9	16.6	12.0	15.7	16.6	▲14.7	▲13.6	[4] 19.9	[4] 15.1	30.2	16.3
1944	20.2	10.6	17.8	11.7	16.1	19.8	▲15.8	▲15.8	19.3	15.8	–	–
1945	19.6	10.6	16.3	11.5	16.2	16.6	[3]▲16.2	[3]▲19.0	18.4	13.8	–	–
1946	23.3	10.0	19.4	11.7	20.6	13.3	16.2 ▲14.8	12.3 ▲13.1	[4] 22.5	[4] 12.0	–	–
1947	25.8	10.1	20.8	12.1	21.0	13.0	15.7 ▲15.4	11.3 ▲12.8	21.7	11.3	34.3	14.9

註　1）出生登記前に死亡した出生兒を含まない。　　—— イギリス管理区域　　▲ フランス管理区域

2）ザールブルグの地域を除く。

3）1940 年及び 1944 年はザール地域を除き、1943—1945 年はバーデンを除く。

4）1943 年—1945 年はヴェネツイア、ジウリア及びツアラを除く、1946 年初は現在の境域。

① 1940 年初は海外兵力を除く。　② 海外兵力を除く。　③ 戰時中は兵力を除く。

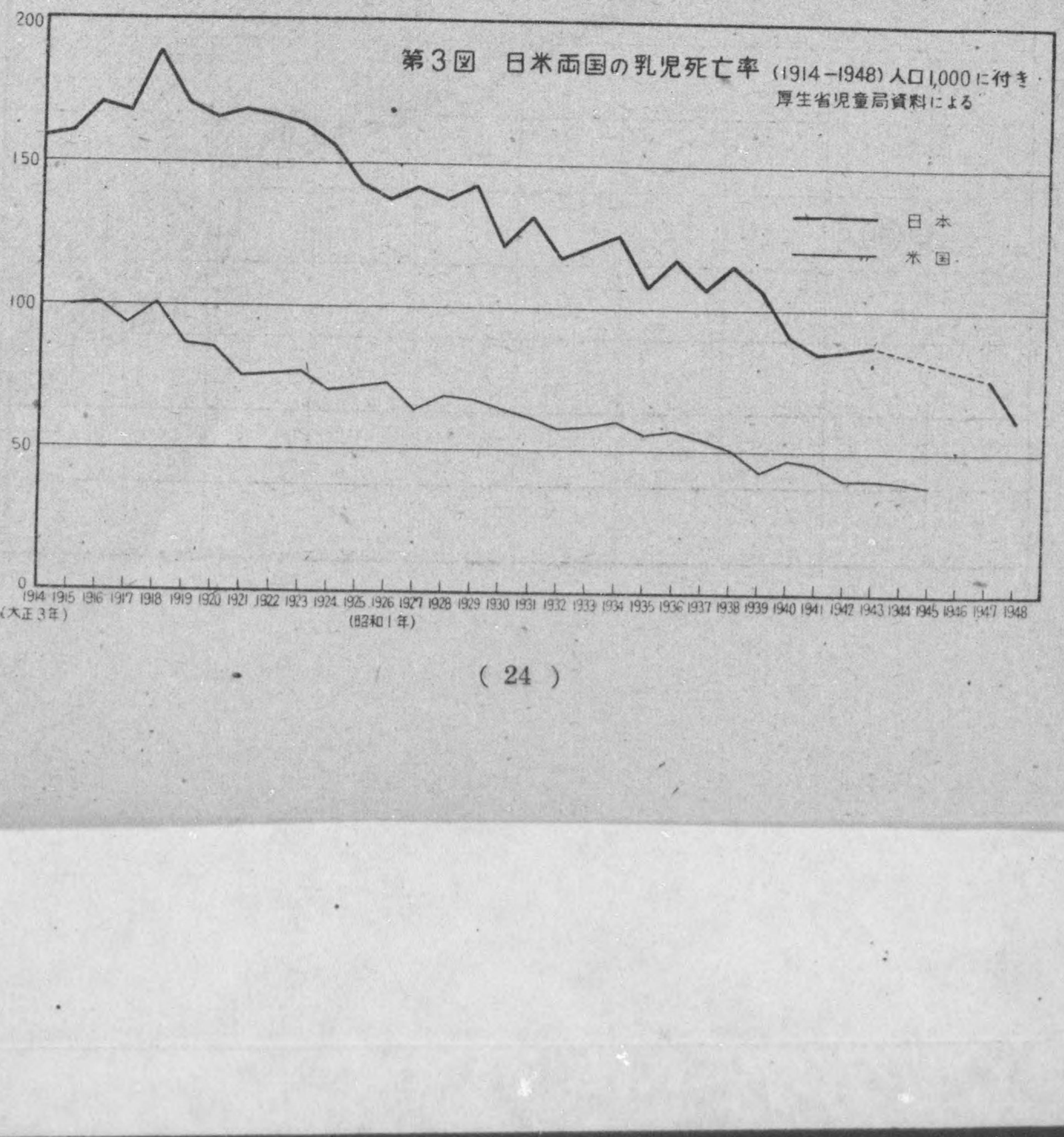

第13表 産業別、男女別、就業上の地位別就業者数[4]

(1949年11月) (総理府統計局調—労働力調査)

産業別＼就業上の地位別＼性別	総数		事業主[5]		家族従業者[6]		雇用者[7]		その他不詳	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
全産業	15,450	22,140	2,380	8,230	9,940	4,570	3,110	9,330	20	10
農林業	10,270	9,160	1,460	5,070	8,610	3,700	200	380	-	-
水産業	130	690	10	270	80	160	40	260	-	-
鉱業	60	390	-	-	-	0	60	380	-	-
製造工業	1,340	3,240	170	470	200	160	960	2,600	-	-
製造兼小賣業	550	1,390	100	570	200	130	250	690	-	-
ガス、電氣、水道業	30	250	-	10	-	-	30	240	-	-
土木建築業	40	1,140	-	250	-	80	40	820	-	-
商業	1,250	1,790	400	1,070	630	230	230	490	-	-
金融業	110	200	-	10	-	-	100	180	-	-
運輸通信業	140	1,360	-	50	-	10	140	1,290	-	-
サービス業	530	340	120	170	150	50	250	120	-	-
自由業	540	870	100	260	50	30	390	580	-	-
公務及團体	360	1,150	-	10	-	-	370	1,140	-	-
その他の産業	110	200	20	30	20	-	60	170	10	10

註 1) この表は國民の就業狀態とその変化を明らかにするため総理府統計局が毎月行つている労働力調査の結果から作成したものである。
2) この調査は抽出法によつて全國を代表する約16,000世帯を調査世帯として抽出し、調査世帯内に常住する数え年15才以上の者約56,000人を調査の対象として調査している。
3) 調査期間は毎月第一日曜日から始まる一週間を調査期間とする。
4) 就業者とは従業中の就業者即ち調査期間中収入を伴う仕事に多少でも従事したものと、休業中の就業者の総称である。
5) 事業主とは自ら仕事に従事するか或は人を雇用して自分の企業を経営する者をいう。
6) 家族従業者とは一定の賃金を受けずに家族の所有する企業で働く者をいう。
7) 雇用者とは一定の賃金を受けて働く者、或は自分の家庭外で出來高拂の仕事をする者をいう。

第14表 男女別、産業別雇用指数[2]

(1947年1月～3月基準) (労働省調—毎月勤労統計調査)

産業[4]別＼年別＼月別＼性別	1947				1948				1949			
	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10
全産業[3] 女	100.2	104.8	103.5	102.3	101.5	104.4	104.4	104.3	102.8	102.2	97.2	91.1
全産業[3] 男	100.0	100.9	102.2	103.0	103.4	105.1	106.7	108.9	110.1	110.1	106.9	102.8
製造工業 女	100.0	106.5	106.4	104.3	103.2	107.9	107.5	107.4	105.7	105.3	99.4	93.2
製造工業 男	100.5	100.2	100.5	100.0	99.0	99.9	101.7	104.2	105.1	103.3	100.1	95.9
機械器具工業 女	101.6	100.5	100.1	97.9	94.7	93.3	91.9	91.0	88.9	86.3	76.3	62.5
機械器具工業 男	100.9	99.6	99.3	97.8	96.2	97.4	98.0	99.3	99.9	100.0	94.6	89.0
化学工業 女	101.7	101.3	99.4	101.9	100.4	104.2	106.2	110.2	107.4	107.8	106.1	103.4
化学工業 男	100.0	101.4	102.8	104.9	106.3	108.9	113.3	116.5	117.3	117.4	116.6	115.6
紡織工業 女	98.3	113.5	108.7	105.4	106.2	116.0	114.5	113.1	110.5	110.8	103.5	98.9
紡織工業 男	99.1	102.7	105.3	107.1	108.6	113.4	116.1	115.8	115.4	116.9	114.2	111.3
交通業 女	101.6	97.5	87.6	88.4	86.9	87.0	86.6	86.7	87.0	85.8	85.6	77.4
交通業 男	99.7	101.0	100.6	103.9	105.4	108.6	108.9	111.1	112.9	115.7	113.4	108.1
商業 女	100.0	101.1	108.7	109.1	108.4	119.0	121.6	121.7	121.7	130.0	127.2	128.1
商業 男	100.0	101.6	104.2	104.8	104.1	108.5	109.3	109.3	109.0	108.9	108.6	108.8

註 1) この表は毎月勤労統計調査（第十五表註参照）の結果から作成したものである。
2) 雇用指数は各月の $\frac{\text{月末人員}}{\text{月始人員}}$ を算出し、これを前月の雇用指数に乗じて連鎖して作成したものである。なおこの指数は1947年1～3月の平均が基準である。
3) 全産業とは毎月勤労統計の全産業をいう。即ち鉱業、工業、ガス電氣水道業、交通業及び商業（百貨店、銀行信託、保険業をさす）の合計である。
4) この表では特に女子の雇用指数に著しい動きを見せている産業のみを示した。

第15表　産業別、男女別、労務者職員別一人当一カ月間[4]現金給與額

（1949 年 11 月）　　（労働省調—毎月勤労統計調査）

産業別＼労働者別・性別	全労働者 女	全労働者 男	常傭労務者 女	常傭労務者 男	常傭職員 女	常傭職員 男	女子労働者の男子に対する率
							%
全産業	¥ 4,616	¥ 10,323	¥ 4,298	¥ 9,712	¥ 5,943	¥ 12,781	45
工業	4,352	10,220	4,189	9,730	5,552	12,251	43
金属工業	6,119	11,736	6,148	11,525	6,054	12,939	52
機械器具工業	4,990	9,403	4,825	8,927	5,377	11,316	53
化学工業	5,056	11,513	4,898	10,690	6,306	14,742	44
窯業及土石工業	4,719	11,327	4,505	10,910	5,931	13,464	42
紡織工業	3,525	8,032	3,493	6,592	4,658	11,332	44
製材及木製品工業	3,077	5,960	2,997	5,592	3,291	7,375	52
食料品工業	5,063	10,793	4,988	10,077	5,720	13,472	47
印刷製本業	5,571	10,844	5,459	10,482	6,193	12,232	51
其の他の工業	4,314	7,832	4,198	6,863	4,998	11,287	55
ガス、電氣、水道業	5,969	12,169	5,790	11,500	6,046	13,353	49
鉱業	4,407	9,823	4,285	9,383	5,868	13,299	45
交通業	5,878	10,633	6,236	10,141	5,612	11,861	55
商業[3]	6,676	16,876	5,671	13,047	6,887	17,592	40

註　1）この表は労働者の給與及び雇用について毎月その全國的変動を明らかにするため、労働統計調査部が行つている毎月勤労統計調査の結果から作成したものである。

2）この調査は82の特定産業を選び、その産業に属する規模30人以上の事業所約4,500を抽出して調査している。全産業とはこれらの産業を総括したものである。

3）商業は百貨店、銀行信託、保險業をさす。

4）一人当り一カ月間の現金給與額とは本月分として算定されたすべての現金給與、即ち基本給、奬勵加給、時間外割増、請負給、家族手当、生活補給手当及び本月中に支拂われた臨時の生活資金、賞與又は給與改訂の差額等を含んだもので、稅金その他一切の控除額を差引かない前の総額を本月末労働者数にて除て算出したものである。

第16表　産業別女子労働者名目賃金指数の推移

（1947 年 3 月基準）　　（労働省調—毎月勤労統計調査）

産業別＼年別・月別	1947 3	1947 6	1947 9	1947 12	1948 1	1948 3	1948 6	1948 9	1948 12	1949 1	1949 3	1949 6	1949 9
全産業	100.0	161.8	205.5	352.8	282.9	309.6	432.8	551.2	808.1	735.0	790.8	797.1	806.3
工業	100.0	155.9	195.8	357.9	267.0	302.3	434.8	548.4	832.1	733.5	821.1	803.6	805.3
金属工業	100.0	167.2	219.8	325.0	305.7	306.8	432.3	644.3	999.0	929.6	840.8	910.3	933.9
機械器具工業	100.0	154.8	212.8	319.6	276.0	297.3	382.9	532.4	778.5	722.3	702.5	718.2	654.1
化学工業	100.0	170.7	217.8	378.6	322.3	347.7	452.9	609.5	853.0	875.7	848.8	946.5	840.9
窯業及土石工業	100.0	178.7	210.2	370.6	263.3	311.4	405.2	601.0	955.5	767.5	755.7	909.5	851.1
紡織工業	100.0	155.5	184.7	418.2	255.3	309.4	511.1	580.5	799.5	734.5	1402.6	874.2	884.7
製材及木製品工業	100.0	147.9	185.9	290.0	224.3	271.9	333.0	448.8	603.2	520.1	538.9	588.9	620.8
食料品工業	100.0	121.3	150.2	296.2	174.7	298.6	317.1	416.7	803.6	484.9	542.8	594.7	624.8
印刷製本業	100.0	153.7	162.5	337.6	258.5	250.1	510.1	482.9	946.9	564.8	612.8	720.7	594.3
其の他の工業	100.0	161.8	200.4	307.1	229.3	291.9	430.9	494.9	797.4	634.8	696.7	790.7	773.3
ガス、電氣、水道業	100.0	163.0	194.9	242.8	245.5	255.2	428.3	529.5	759.2	591.2	669.7	756.5	702.7
鉱業	100.0	177.5	235.5	324.1	325.2	345.3	437.2	548.9	625.5	622.6	664.0	673.0	701.6
交通業	100.0	185.4	319.8	381.8	338.6	288.7	410.2	553.7	784.2	832.1	681.5	782.6	782.8
商業	100.0	160.1	224.3	311.2	290.8	356.8	452.3	600.7	967.5	843.1	896.5	1,038.5	1,061.7

註　1）この表は毎月勤労統計調査（第十五表註参照）の結果から作成したものである。

2）名目賃金指数は一人当り一カ月間の現金給與総額（第十五表註参照）を1947年3月を基準にして指数化したものである。

第17表　最近の女子労働組合員数

（1949 年 6 月末現在）　　（労働省調—労働組合基本調査）

産業別＼組合数並に組合員数	労働組合数	労働組合員数 総数	労働組合員数 女	総数に対する女子の割合
				%
全産業	34,688	6,655,483	1,519,782	23
農業	99	5,474	1,554	28
林業	564	54,193	6,359	12
水産業	170	49,383	1,668	3
鉱業	1,468	573,573	69,008	12
建設工業	2,097	392,329	21,016	5
製造工業	13,503	2,205,349	636,024	29
ガス、電氣、水道業	759	175,038	15,311	9
商業	1,407	192,305	54,188	28
金融業	948	199,722	82,039	41
運輸通信業	4,408	1,370,693	188,986	14
サービス業	438	38,936	13,800	35
自由業	3,195	680,477	268,341	39
公務及び團体	5,374	627,837	144,245	23
その他の産業	258	90,374	17,243	19

註　1）この表は労働組合の現勢を把握するため、労働統計調査部が行つた労働組合基本調査の結果から作成したものである。
　　2）この調査は1949年6月末現在において我が國にある労働組合の單位労働組合及び労働組合連合團体のすべてを対象としている。

第18表　労働組合女子役員数

（1949 年 6 月末現在）　　（労働省調—労働組合基本調査）

産業別＼区分	女子役員を有する組合 組合数	全組合員数	女子組合員数	女子[2]役員数	女子執行委員を有する組合 組合数	全組合員数	女子組合員数	女子執行[3]委員数
全産業	1,374	184,408	118,314	2,113	8,851	2,220,344	717,372	23,246
農業	4	209	56	4	31	1,606	685	79
林業	7	257	64	7	46	4,556	864	80
水産業	1	47	33	1	10	1,421	347	15
鉱業	15	1,493	363	17	255	148,229	19,820	480
建設工業	12	4,380	234	14	125	42,105	2,740	184
製造工業	679	107,622	81,759	1,064	3,447	848,393	339,464	11,646
ガス、電氣、水道業	5	1,038	106	5	119	41,745	5,054	216
商業	48	3,454	1,665	59	339	62,645	19,570	665
金融業	22	2,482	1,153	27	337	70,619	31,207	679
運輸通信業	76	12,823	8,114	115	1,182	425,801	82,604	2,402
サービス業	45	1,783	1,525	84	164	18,865	8,135	516
自由業	290	38,983	20,259	530	1,336	338,075	145,732	3,937
公務及び團体	163	7,724	2,210	178	1,405	198,253	57,078	2,215
その他の産業	7	2,113	773	8	55	18,031	4,072	132

註　1）この表は労働組合基本調査（第十七表註参照）の結果から作成したものである。
　　2）役員とは委員長、副委員長及び書記長をいう。
　　3）執行委員とは委員長、副委員長及び組合規約に基いて選出されたその組合執行機関の構成員をいう。

第19表　青年部、婦人部、青年婦人部を有する組合

（1949 年 6 月末現在）　　（労働省調—労働組合基本調査）

区分 / 産業別	青年部のある組合		婦人部のある組合		青年婦人部のある組合	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
全産業	7,164	2,689,455	6,455	2,644,221	3,064	881,534
農業	6	386	7	353	7	587
林業	95	8,114	23	3,217	112	8,837
水産業	19	10,693	7	1,911	-	-
鉱業	304	172,440	209	146,725	75	64,801
建設工業	343	93,470	149	49,152	75	12,910
製造工業	2,041	798,800	1,849	828,391	1,089	360,392
ガス、電氣、水道業	175	37,703	94	22,705	173	51,826
商業	201	47,742	182	46,504	185	24,090
金融業	207	82,325	193	81,694	63	14,821
運輸通信業	2,071	807,229	1,777	759,018	462	118,089
サービス業	39	11,265	67	14,656	30	5,986
自由業	811	358,562	1,195	464,556	137	27,890
公務及團体	824	252,906	679	218,423	633	173,409
その他の産業	28	7,820	24	6,916	23	17,896

註　1）　この表は労働組合基本調査（第十七表註参照）の結果から作成したものである。

第20表　労働組合専従役員数及び専従職員数

（1949 年 6 月末現在）　　（労働省調—労働組合基本調査）

区分 / 産業別 / 性別	専従役員数			専従職員数		
	合計	女	男	合計	女	男
全産業	10,437	418	10,019	5,856	2,885	2,971
農業	3	-	3	4	1	3
林業	36	-	36	45	18	27
水産業	81	2	79	62	33	29
鉱業	2,603	64	2,539	1,138	608	530
建設工業	381	8	373	442	188	254
製造工業	4,112	174	3,938	2,220	1,121	1,099
ガス、電氣、水道業	447	23	424	97	49	48
商業	91	5	86	60	38	22
金融業	132	6	126	89	59	30
運輸通信業	1,750	68	1,682	832	288	544
サービス業	60	11	49	48	20	28
自由業	373	32	341	390	272	118
公務及び團体	240	19	221	299	142	157
其の他の産業	128	6	122	130	48	82

註　1）　この表は労働組合基本調査（第十七表註参照）の結果から作成したものであ。

第21表　学校種別学校数、及び男女別教員数、生徒数

項目 / 学校種別	学校数	教員数			生徒数		
		男	女	計	男	女	計
総数	42,212	429,071 (47,632)	238,896 (10,757)	667,967 (58,389)	9,796,171	9,093,483	18,889,654
新制大学	178	9,796	562	10,358	118,123	8,120	126,243
旧制大学	51	6,025	28	6,053	82,028	1,235	83,263
旧制高等学校	11	1,259	2	1,261	9,315	29	9,344
大学予科	41	960	15	975	8,060	481	8,541
専門学校	270	13,004	1,295	14,299	106,247	25,677	131,924
教員養成諸学校	16	5,239	680	5,919	25,249	11,391	36,640
旧制中等学校	7	55	21	76	203	209	412
新制高等学校	2,935	77,008	16,753	93,761	1,046,952	577,645	1,624,597
新制中学校	12,419	147,896	46,562	194,458	2,632,443	2,553,696	5,186,139
小学校	20,953	151,883	152,018	303,901	5,565,044	5,426,883	10,991,927
盲学校	70	783	311	1,094	2,883	1,513	4,396
ろう学校	72	770	728	1,498	5,398	4,566	9,964
養護学校	1	4	3	7	65	24	89
幼稚園	1,786	1,462	6,949	8,411	114,355	113,406	227,761
各種学校	3,402	12,927	12,969	25,896	79,806	368,608	448,414

註　1）文部省調査普及局統計課 1949 年 7 月 15 日現在の資料による。
　　2）教員数は雇務者を含む。括弧内は雇務者を示す。
　　3）國立及公私立学校合計数を示す。

第22表　男女別奨学生新規採用数

（育英会資料による）

年度 / 項目 / 種別	1948 年			1949 年		
	採用数	採用数内訳		採用数	採用数内訳	
		男子	女子		男子	女子
大学	7,241	7,153	88	2,195	2,165	30
新制大学	-	-	-	3,416	3,083	333
大学予科・高等学校	6,250	6,167	83	635	624	11
専門学校	7,213	6,122	1,091	1,060	843	217
教員養成学校	4,626	3,152	1,474	566	384	182
新制高校	14,501	10,116	4,385	4,324	2,879	1,445
計	39,831	32,710	7,121	12,196	9,978	2,218
比率	100%	82%	18%	100%	81%	19%

第4図　中等学校男女別生徒数の推移

（男子……実業学校生徒を含まない
女子……実科女学校生徒を含む）　文部年報により作成

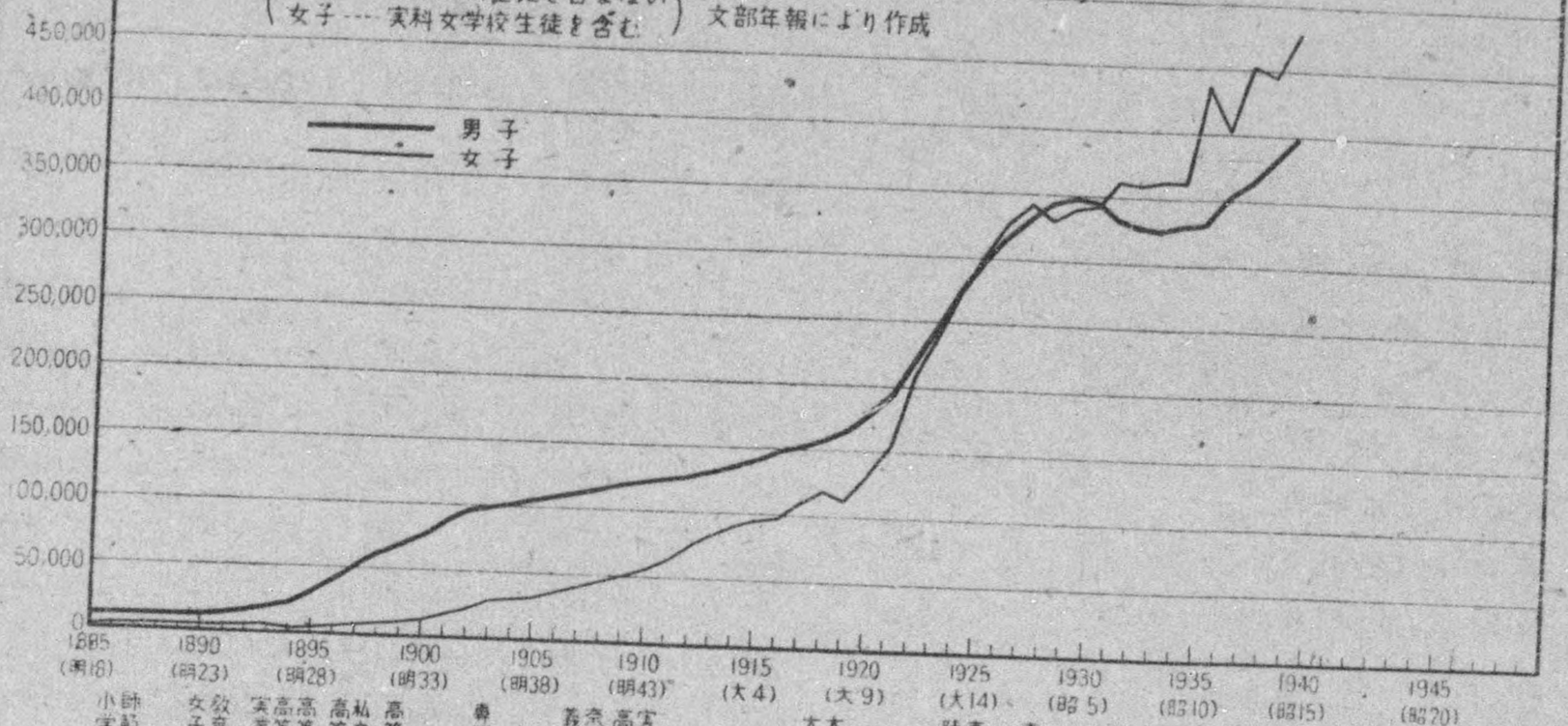

第5図　専門学校男女別生徒数の推移　文部年報により作成

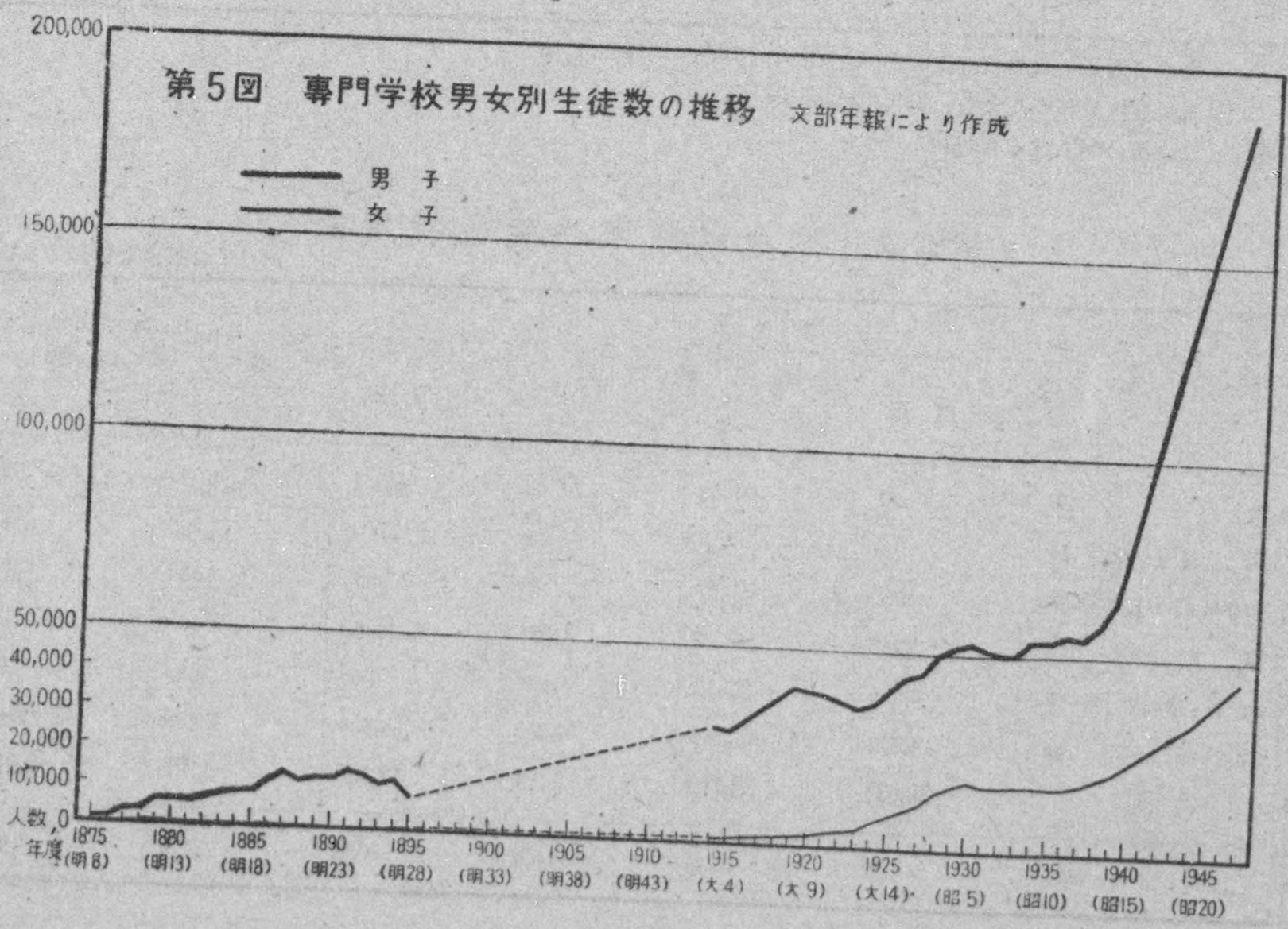

第23表　府縣別、種類別社会教育施設数

縣名＼項目	図書館数	公民館数	全國博物館並ビニ同種施設					
			博物館	動物園	植物園	動植物園	水族館	計
北海道	20	99	7	-	2	-	-	9
青森	11	128	-	-	-	1	1	2
岩手	86	46	3	1	1	-	-	5
宮城	104	150	2	1	-	-	1	4
秋田	16	224	1	-	-	-	-	1
山形	30	123	5	-	1	-	1	7
福島	14	331	1	-	-	-	-	1
茨城	7	221	4	-	-	-	-	4
栃木	7	124	4	-	-	-	-	5
群馬	14	57	-	-	-	-	-	-
埼玉	88	125	1	-	-	-	-	1
千葉	108	49	4	-	-	-	-	4
東京	36	8	25	2	2	1	-	30
神奈川	30	56	10	-	-	-	1	11
新潟	62	980	6	-	-	-	1	7
富山	58	119	-	-	-	-	-	-
石川	124	120	1	-	-	-	-	1
福井	5	329	2	-	-	-	-	2
山梨	8	17	1	1	-	-	-	2
長野	75	285	8	-	-	-	-	8
岐阜	6	140	1	-	1	-	-	2
静岡	24	213	2	1	1	-	2	6
愛知	42	360	5	1	1	-	1	8
三重	25	96	4	-	-	-	1	5
滋賀	8	16	-	-	-	-	-	-
京都	7	246	29	1	1	-	-	31
大阪	9	93	4	1	2	-	1	8
兵庫	14	75	5	2	1	1	-	9
奈良	20	80	7	-	2	-	-	9
和歌山	3	101	4	-	1	-	-	5
鳥取	8	78	1	-	1	2	-	4
島根	9	39	3	-	-	-	-	3
岡山	30	111	3	-	-	-	-	3
広島	173	101	3	-	-	-	-	3
山口	66	39	4	-	-	-	-	4
徳島	9	56	-	-	-	-	-	-
香川	21	31	8	2	-	-	-	10
愛媛	24	107	1	-	-	-	1	2
高知	19	32	2	-	-	-	1	3
福岡	22	259	3	1	1	-	-	5
佐賀	12	106	-	-	-	-	-	-
長崎	47	150	3	-	-	-	-	3
熊本	6	187	5	1	-	-	-	6
大分	9	210	1	-	-	-	-	1
宮崎	5	435	3	-	-	-	-	3
鹿児島	26	57	-	-	-	1	-	1
合計	1,547	7,009	186	15	20	6	12	233

調査年月	1950. 1	1950. 1	1950. 1
調査官廳	文部省社会教育施設課	文部省社会教育施設課	文部省社会教育施設課
備考	各施設とも官公立のもののみである		

第24表　通信教育の狀況

学校名	講座名	受講者数 男	女	計
慶應大学	法学部、文学部、経済学部	25,500	4,500	30,000
法政大学	法学部、文学部、経済学部	8,328	157	8,485
中央大学	法学部	6,877	99	6,976
日本女子大学	児童科、食物科、生活芸術科	15	5,311	5,326
日本大学	法学部、文学部、経済学部	8,761	280	9,041
秋田大学鉱山専門	採鉱学科、治金学科、電氣学科	1,799	-	1,799
教育研修所	教育心理、小学校ニオケル学習ノ指導ト評價、中学校高等学校生徒指導、教育社会学	12,239	1,278	13,517
ラジオ教育研究所	やさしいラジオ学科、第一部、第二部	8,000	2,000	10,000
日本英語教育協会	英語カレッヂ科、シニヤ科、ジユニア科	27,000	5,400	32,400
東京音樂学校同声会	音樂通論、ソルフエージ科、和声学科、作曲学科、声樂科	4,200	2,100	6,300
農村文化協会	主要食糧、畜産、開拓	15,050	1,150	16,200
國際文化カレッヂ	洋裁基本科	-	3,045	3,045
日本通信教育学園	簿記講座	3,600	400	4,000

註　1. こゝにあげたものは1949年4月までに通信教育認定規定により文部大臣の認定をうけたもののみである。
　　2. 受講者数は1950年1月末婦人少年局よりの問合せに対する回答による。

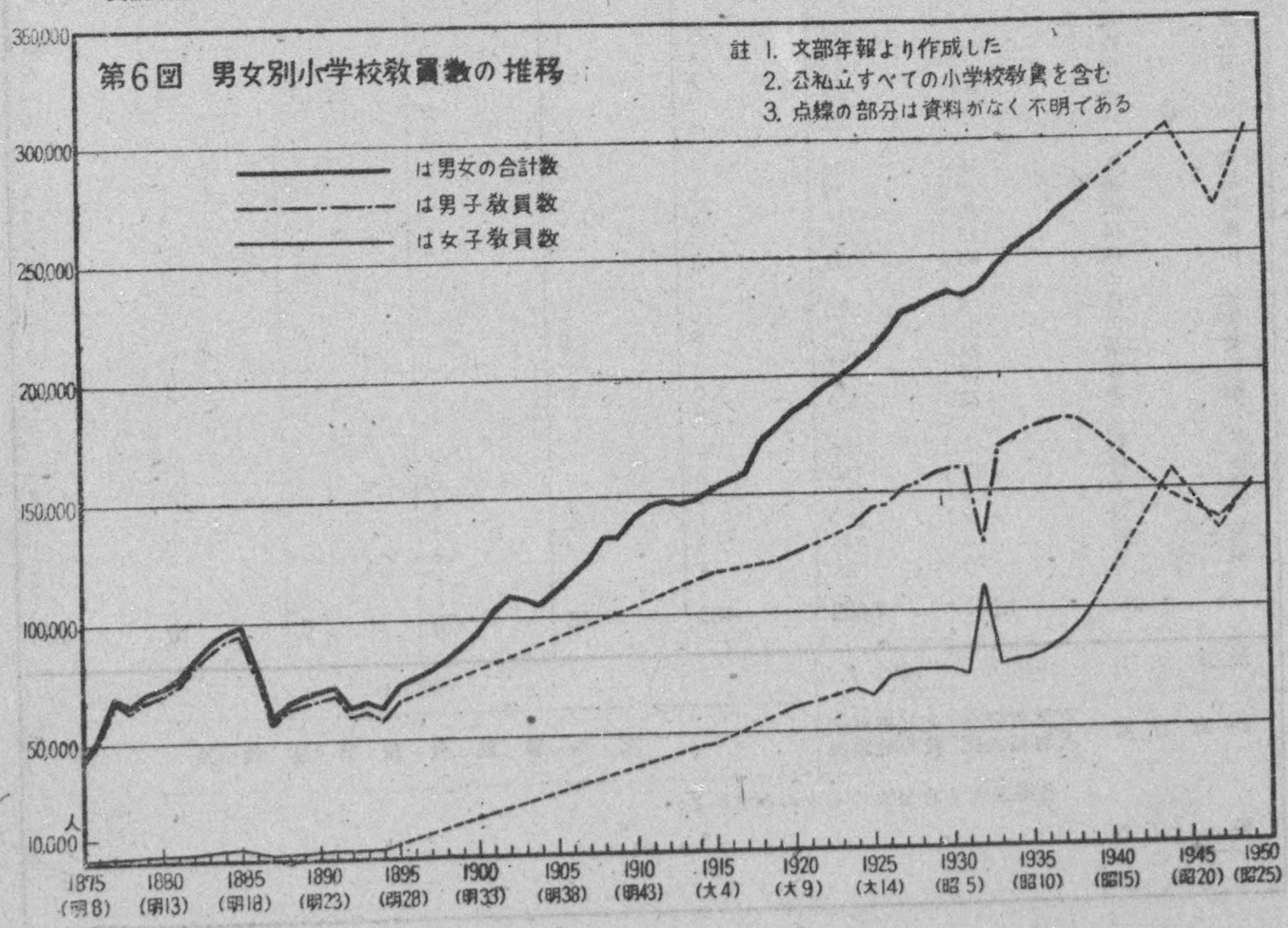

第25表　府縣別、種類別協同組合数及び組合員数

縣名＼項目	農業協同組合		農家戸数	漁業協同組合		生活協同組合	
	組合数	組合員数		組合数	組合員数	組合数	組合員数
北海道	617	200,840	234,687	313	67,239	47	51,431
青森	547	139,672	113,125	118	22,131	3	1,157
岩手	909	163,303	123,982	86	20,866	10	7,931
宮城	1,163	175,193	123,547	102	17,908	9	2,675
秋田	521	163,849	110,432	61	9,206	-	-
山形	853	159,781	114,502	36	7,637	3	1,571
福島	2,907	212,366	169,171	42	5,542	18	10,862
茨城	828	234,823	215,147	74	7,350	12	4,572
栃木	318	136,626	130,246	3	281	14	47,232
群馬	1,614	212,545	131,238	3	291	17	14,943
埼玉	1,617	259,765	180,751	2	955	39	21,779
千葉	659	200,899	191,543	162	33,415	-	-
東京	205	68,865	67,260	37	8,800	74	68,990
神奈川	397	99,418	86,448	74	8,955	17	22,161
新潟	600	240,563	220,815	91	11,598	27	25,862
富山	352	124,409	82,736	50	9,002	-	-
石川	363	99,328	87,128	136	16,050	5	18,922
福井	241	79,263	73,791	96	8,833	9	33,354
山梨	987	107,448	84,229	8	2,064	7	2,093
長野	1,255	333,755	235,632	26	10,129	33	20,568
岐阜	1,493	189,636	146,591	34	14,318	(1) 25	24,175
静岡	489	219,452	194,896	131	31,367	(1) 14	8,905
愛知	779	249,310	216,171	107	24,367	(1) 28	21,560
三重	1,013	188,538	142,525	166	32,127	9	4,038
滋賀	251	104,091	102,739	50	3,340	2	22,881
京都	300	93,159	86,833	55	8,581	17	11,545
大阪	389	95,585	92,011	41	3,167	22	10,509
兵庫	488	225,970	201,786	96	12,889	12	60,648
奈良	198	75,277	72,984	6	745	9	4,483
和歌山	274	70,590	92,034	103	18,841	7	2,869
鳥取	241	77,409	63,930	46	6,636	6	3,302
島根	374	127,358	112,923	127	19,618	9	3,801
岡山	487	187,158	180,346	70	9,883	21	20,437
広島	577	233,130	199,426	95	13,642	(1) 35	67,886
山口	335	182,506	130,812	136	23,760	(1) 27	28,233
徳島	329	117,516	83,771	47	6,230	(1) 30	11,815
香川	284	122,077	97,111	88	9,394	8	3,021
愛媛	531	179,008	149,710	150	24,165	10	49,615
高知	364	98,544	91,732	106	18,149	11	4,607
福岡	417	237,658	167,352	100	14,561	(1) 34	151,035
佐賀	255	118,645	84,406	68	10,249	5	9,539
長崎	384	140,828	128,299	254	49,121	4	4,654
熊本	1,344	237,247	173,570	114	23,262	11	6,572
大分	680	170,676	138,312	84	17,540	4	2,858
宮崎	236	152,118	111,760	49	8,606	7	8,904
鹿児島	457	295,566	248,520	119	25,371	2	1,305
合計	29,922	7,601,783	6,291,960	(1) 3,862	698,181	(7)713	905,300

調査年月日	1949. 3. 31	1949. 3. 1	1950. 1. 31	1949. 11. 30
調査官公廳	農林省農政局農業協同組合課	農林省統計課査部	農林省水産廳協同組合課	厚生省社会局生活課
備考		1. 農地統計調査より作成 2' 準農家及び農業をしない農地貸付者も含む概数である	括弧内は解散組合を示す	括弧内は連合会を示す

第26表　府縣別婦人團体、青少年團体数及び市町村数

縣名＼項目	婦人團体	ガールスカウト		ボーイスカウト		全國市町村数			
	團体数	團数	團員数	團数	團員数	市	町	村	計
北海道	668	13	274	49	1,174	14	65	200	379
青森	241	－	－	－	－	3	30	131	164
岩手	157	15	107	15	309	4	31	192	227
宮城	209	1	11	14	297	3	45	148	196
秋田	180	－	－	2	50	2	49	173	224
山形	213	2	48	8	171	5	28	191	224
福島	323	6	129	12	293	5	62	319	386
茨城	370	10	154	4	101	3	54	312	369
栃木	120	19	419	14	271	5	38	130	173
群馬	233	11	241	11	253	5	40	152	197
埼玉	230	12	193	12	359	6	50	265	321
千葉	210	14	284	13	312	7	80	226	313
東京	500	18	300	21	402	3	18	65	86
神奈川	276	13	246	14	240	8	33	73	114
新潟	248	12	213	18	351	6	51	332	389
富山	28	7	122	13	251	2	30	181	213
石川	195	7	113	15	345	3	33	141	177
福井	244	6	79	3	62	3	18	146	167
山梨	190	2	48	0	－	1	18	182	201
長野	－	3	71	15	266	6	33	343	382
岐阜	377	3	57	16	287	4	57	248	309
静岡	284	2	28	12	133	11	48	235	284
愛知	－	10	164	18	292	10	79	132	211
三重	－	8	200	16	457	7	34	247	288
滋賀	171	－	－	15	263	3	24	141	168
京都	339	5	69	13	294	3	27	168	198
大阪	－	4	88	14	306	15	34	106	165
兵庫	420	4	77	7	84	9	67	287	363
奈良	112	－	－	7	125	2	28	111	141
和歌山	90	－	－	1	22	4	29	171	204
鳥取	223	5	70	14	320	2	23	145	170
島根	290	－	－	4	66	3	29	215	247
岡山	338	3	50	8	162	5	62	299	366
広島	－	11	252	26	433	5	58	283	346
山口	149	9	190	35	763	10	30	133	173
徳島	150	3	67	1	13	2	40	89	121
香川	160	3	50	9	199	3	21	141	165
愛媛	253	1	19	6	153	6	36	197	239
高知	230	1	23	－	－	1	33	135	169
福岡	53	8	134	51	1,161	11	59	215	285
佐賀	159	2	38	12	216	2	23	97	122
長崎	385	6	151	6	118	5	38	117	150
熊本	378	1	24	16	361	5	39	280	324
大分	290	5	113	4	90	5	38	174	217
宮崎	580	5	127	－	－	4	21	61	86
鹿児島	212	1	11	2	49	4	47	71	122
合計	9,978	272	5,756	566	11,874	235	1,830	8,400	10,465

調査年月日	1949.12.30	1949. 1. 30	1949. 1. 30	1950. 1. 1
調査官公廳	文部省社会教育局	ガールスカウト連盟	ボーイスカウト連盟	地方自治廳行政課
備考				

第7図　婦人の地位についての認識

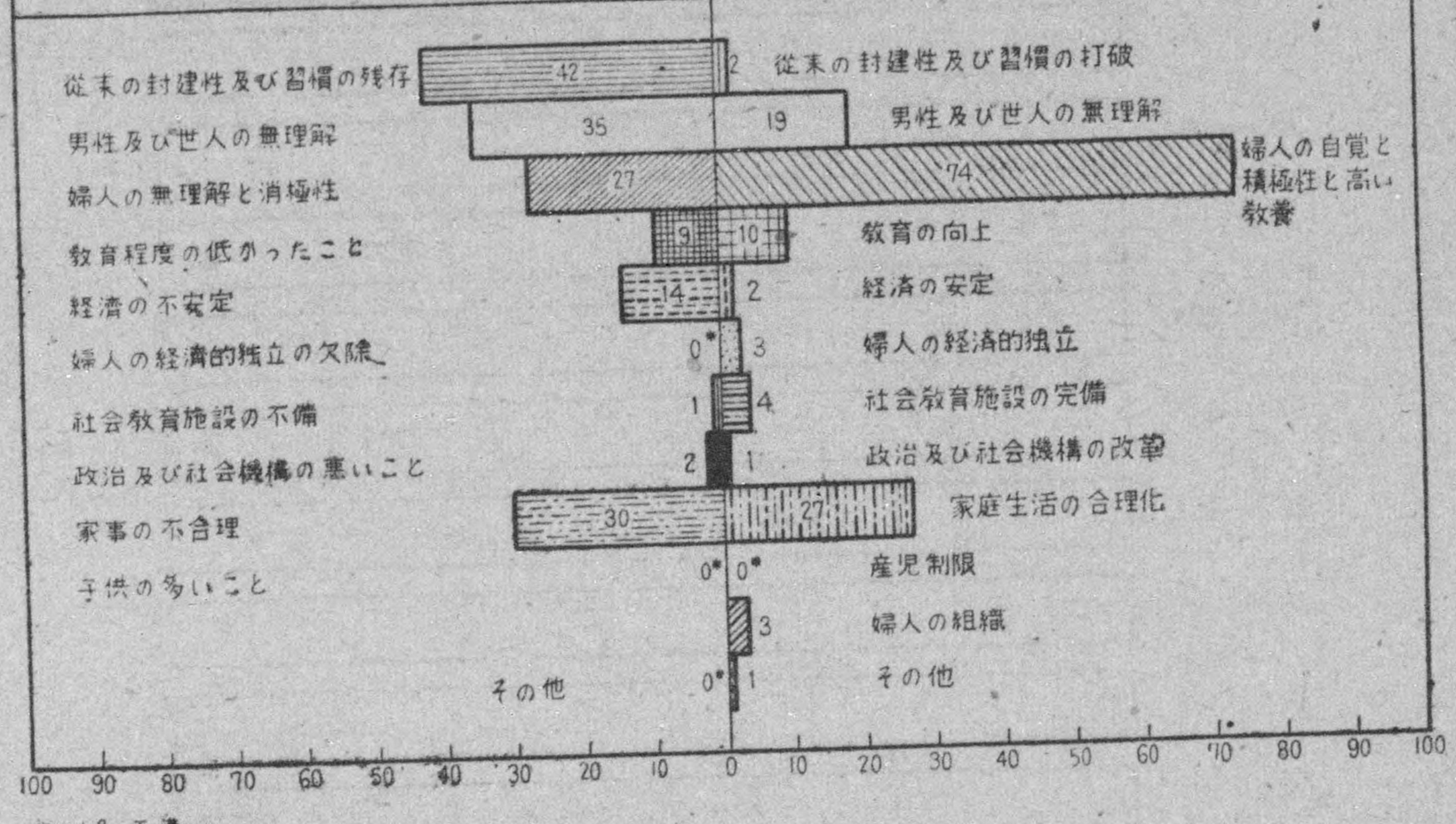

＊ 1％未満

第8図　学歴別新民法の理解度（結婚によって女の姓はどうなるか）

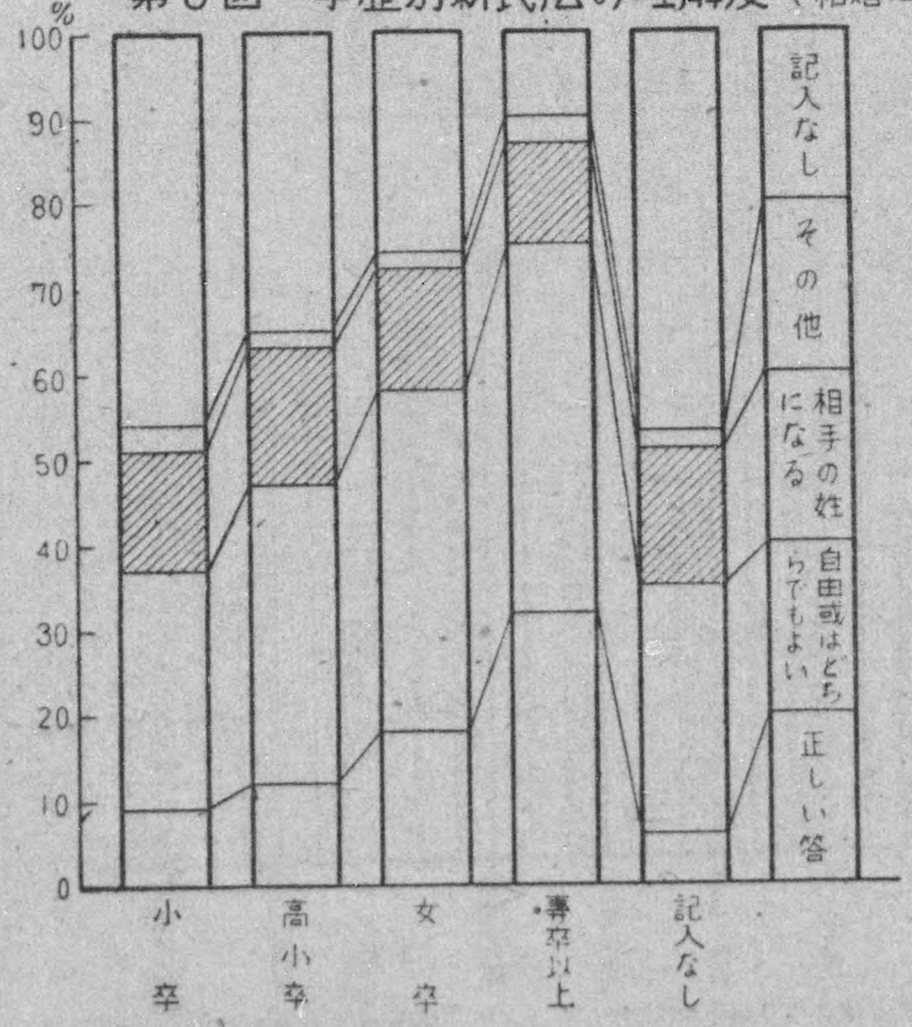

註
1. 第7図及び第8図は1949年4月第1回婦人週間中に行った「婦人の地位についての調査」の一部である。
2. 調査地域は山梨、大阪、長崎を除く全国である
3. 調査対象を、婦人週間中の講演会、座談会等の出席者としたため比較的意識の高い人々にかたよっているのではないかと思われる

註 1. その他の項には夫と妻が従来通り別々の姓を名のる或は全く新しい姓になる等を含む

第9図　年令別職業継続についての意見

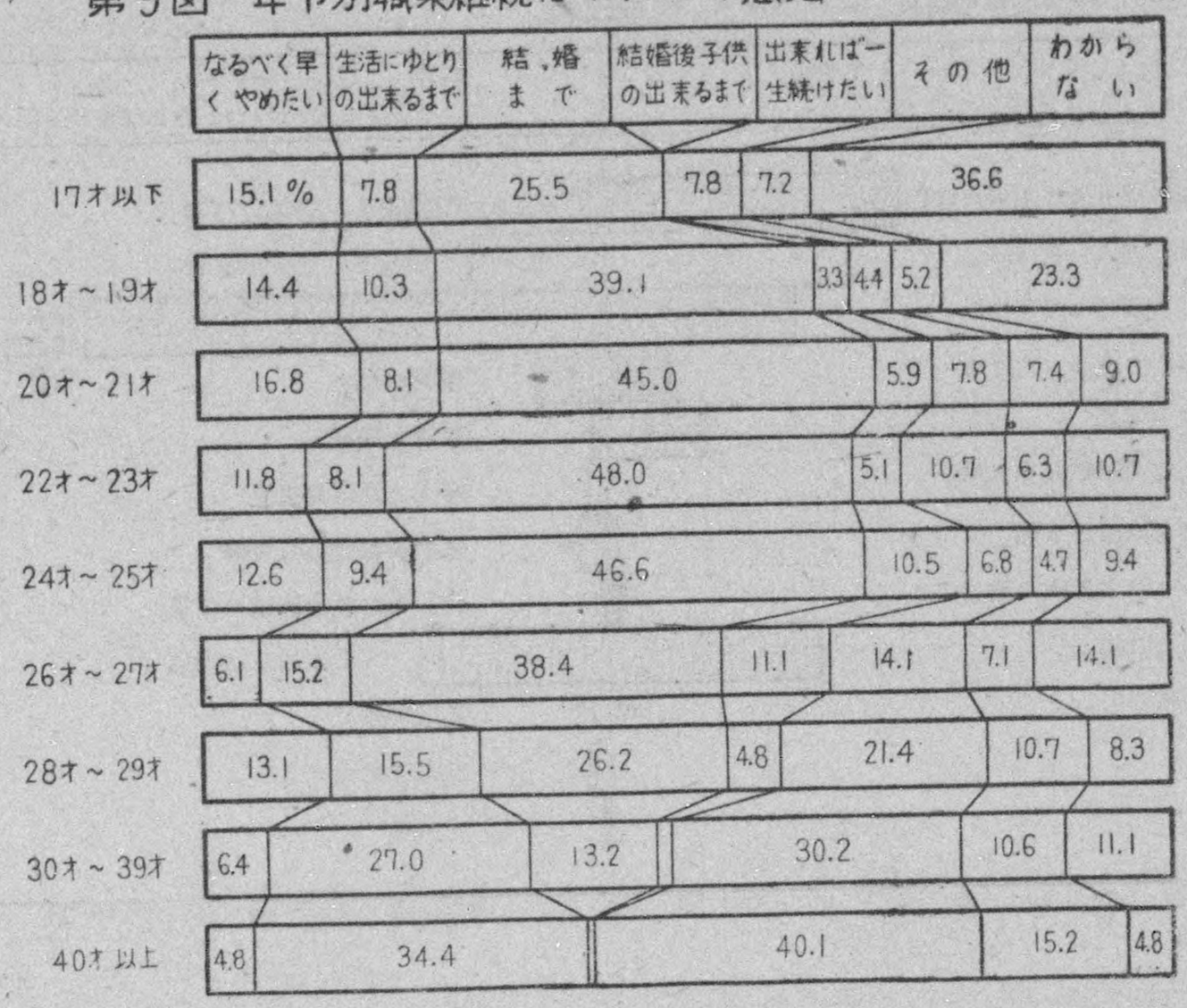

第10図、産業別基準法の滲透度

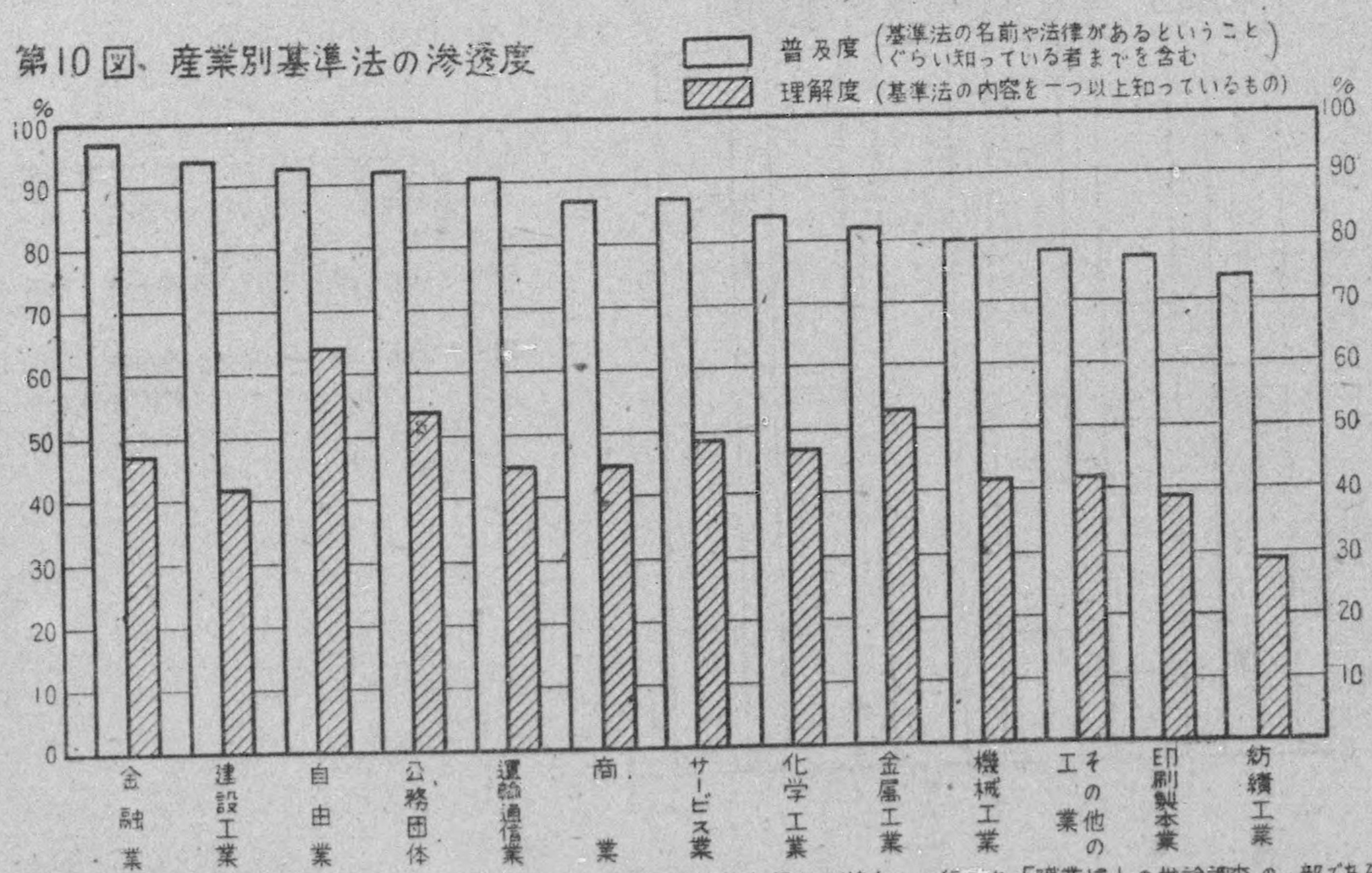

註 1. 第9図及び第10図は1948年11月国立世論調査研究所と婦人少年局とが協力して行った「職業婦人の世論調査」の一部である
2. 調査地域は東京都である
3. 調査対象の選定は常傭の女子職員及び労務者について層化任意見本法により抽出したものである

第27表　全國家庭裁判所家事

（1949 年 1 月～6 月）

事件の種別 ＼ 件数及び処理		旧受	新受 男から	新受 女から	新受 その他	新受 計	合計
準禁治産の宣告及びその取消その他の準基治産に関する処分	（甲 二）	147	125	71	7	203	350
失踪の宣告及びその取消	（甲 四）	1,602	556	224	19	799	2,401
特別代理人の選任	（甲 五）	28	112	280	36	428	456
子の氏の変更についての許可	（甲 六）	1,675	8,282	10,775	3,365	22.422	24,097
養子をするについての許可	（甲 七）	4,412	3,987	3,855	18,492	26,334	28,746
離縁をするについての許可	（甲 八）	73	643	291	60	994	1,067
特別代理人の選任	（甲一〇）	178	487	1,572	85	2,144	2,322
親権又は管理権の喪失の宣告及びその取消	（甲一二）	87	62	60	7	129	216
親権又は管理権を辞し又は回復するについての許可	（甲一三）	89	212	222	5	439	52
後見人保佐人又は後見監督人の選任	（甲一四）	953	5,247	2,420	65	7,732	8,685
相続の承認及は放棄の期間の伸張	（甲二四）	62	489	654	14	1,157	1,219
相続財産の限定承認の申述の受理	（甲二七）	25	285	782	3	1,070	1,095
相続の放棄の申述の受理	（甲二九）	2,716	22,157	46,516	570	69,243	71.959
遺言書の檢認	（甲三四）	60	113	88	1	202	262
遺留分の放棄についての許可	（甲三九）	26	90	95	-	185	211
親権者の指定又は変更	（乙 七）	134	130	215	9	354	488
扶養に関する処分	（乙 八）	118	85	86	34	205	323
戸籍法による氏の変更についての許可		202	520	370	288	1,178	1,380
戸籍法による名の変更についての許可		784	3,767	1.354	160	5,281	6,065
就籍についての許可		174	230	149	8	387	561
戸籍の訂正についての許可		540	1,475	878	173	2,526	3,066
その他		529	749	569	214	1,532	2,061
合計		14,614	49,803	71,526	23,615	144,944	157,082
昭和 23 年 1 月 ～ 12 月 計		-	62,541	75,846	33,742	172,129	-

第28表　全國家庭裁判所家事

（1949 年 1 月～6 月）

事件の種別 ＼ 件数及び処理		旧受	新受 男から	新受 女から	新受 その他	新受 計	合計	既成立
夫婦同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分	（乙 一）	458	300	668	33	1,001	1,459	475
子の監護者の指定その他子の監護に関する処分	（乙 四）	127	66	193	10	269	396	122
財産の分與に関する処分	（乙 五）	541	329	683	80	1,092	1,633	643
親権者の指定又は変更	（乙 七）	85	42	105	14	161	246	105
扶養に関する処分	（乙 八）	543	238	643	84	965	1,508	584
遺産の分割に関する処分	（乙一〇）	267	143	185	83	411	678	234
離　婚		2,478	1,253	4,195	119	5,567	8,045	2,763
離　緣		317	236	229	174	639	956	368
婚姻予約不履行に基く慰籍料		1,161	309	2,109	75	2,493	3,654	1,468
家事審判法第二十三條に掲げる事項		360	388	653	213	1,254	1,614	8
そ の 他		2,203	1,862	2,897	388	5,147	7,350	2,639
合計		8,540	5,166	12,530	3,273	18,993	27,539	9,409
昭和 23 年 1 月～12 月 計		-	9,203	20,598	3,579	33,380	-	15,037

審判事件

（最高裁判所事務総局家庭局資料による）

既済				未済
認容	取下	その他	計	
104	84	7	195	155
641	74	49	764	1,637
411	15	2	428	28
22,048	324	30	22,402	1,695
25,615	658	95	26,368	2,378
909	38	6	953	114
1,966	97	–	2,063	259
68	47	8	123	93
383	17	9	409	119
7,318	211	28	7,557	1,128
1,028	48	20	1,096	123
1,043	8	10	1,061	34
66,546	506	204	67,256	4,703
152	20	6	178	84
186	9	–	195	16
262	60	4	326	162
119	30	32	181	142
1,083	83	59	1,225	155
4,599	333	275	9,207	858
296	52	3	351	210
2,260	145	59	2,464	602
800	187	468	1,455	606
137,837	**3,046**	**1,374**	**146,257**	**15,301**
156,867	5,207		162,074	10,055

調停事件

（最高裁判所事務総局家庭局資料による）

既済				未済
不成立	受下	その他	計	
55	337	17	884	575
12	91	5	230	116
74	350	18	1,085	548
10	38	1	154	92
51	249	17	901	607
21	91	1	347	331
345	1,785	134	5,027	3,018
44	228	18	658	298
198	639	43	2,348	1,306
4	232	816	1,060	554
470	1,886	181	4,976	2,374
1,284	**5,726**	**1,251**	**17,670**	**9,869**
1,604	9,646		26,287	7,093

第29表　男女別、犯罪種別刑務所被収容人員

（1949年12月末現在）　（法務府統計課資料による）

犯罪別	男	女	計
刑法犯			
窃盗の罪	48,983	973	49,956
強盗の罪	13,589	35	13,624
詐欺の罪	4,915	159	5,074
恐喝の罪	1,626	7	1,633
横領の罪	1,411	30	1,441
賍物に関する罪	1,322	27	1,349
賭博富くじに関する罪	207	1	208
通貨偽造の罪	24	–	24
文書、印章偽造の罪	228	4	232
偽証誣告の罪	7	–	7
瀆職の罪	26	–	26
猥せつ、姦淫、重婚の罪	419	–	419
傷害の罪	994	6	1,000
殺人の罪	1,476	70	1,546
嬰児殺	1	1	2
堕胎罪	1	–	1
逃走犯人賍匿及証誣湮滅	131	–	131
公務執行妨害	106	–	106
騒擾の罪	5	–	5
放火の罪	254	43	297
住居侵入の罪	558	9	567
略取及誘拐の罪	35	–	35
其の他	190	9	199
計	**76,503**	**1,374**	**77,882**
（1948年の計）	(74,260)	(1,676)	(75,936)
特別法犯			
選挙法違反	3	–	3
暴力行為等取締法違反	100	–	100
爆発物取締規則違反	12	–	12
銃砲火薬類取締法違反	152	–	152
外國為替管理法違反	1	–	1
食糧管理法違反	153	3	156
物價統制令違反	101	–	101
軽犯罪法違反	2	–	2
政令165号違反	121	5	126
其の他	483	37	521
計	**1,129**	**45**	**1,174**
（1948年の計）	(1,113)	(60)	(1,173)
連合國軍事占領裁判（1948年）	502 (665)	134 (64)	636 (729)
総計（1948年の総計）	78,139 (76,038)	1,553 (1,800)	79,692 (77,838)

Shibaoka

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Civil Affairs Section
APO 500

FOR THE CIVIL INFORMATION OFFICER:

Recognition copy: Leaflet, Women's Week, April 10-16
Prepared by: Women's and Minors' Bureau
Copies distributed: 50,000
Distributed by: All local branches of the Bureau
Distribution date: 19 March 1950

Translation:

Through the Women's Week

1. Drive out feudalism of homes and working places.

2. Know our rights and duties.

eye • • • • • • • • • •

April 10, 1946 is the day when the Japanese women took part in the election of the Diet members for the first time. Through voting women as well as men are able to participate in politics. Let us make good use of the suffrage.

DISTRIBUTION:

Chiefs, All CAFF Regions

婦人週間
4月10日～16日

婦人週間の目標

一、家庭から、職場から、封建性をなくしましょう。

一、わたくしたちの権利と義務を知りましょう。

昭和二十一年四月十日は、日本婦人が始めて国会議員を選挙した日です。その一票を通じて婦人も男子と共に政治に参加できることになりました。この大切な参政権を立派に活かしましょう。

婦人週間
4月10日～16日

婦人週間の目標

一、家庭から、職場から、封建性をなくしましょう。

一、わたくしたちの権利と義務を知りましょう。

昭和二十一年四月十日は、日本婦人が始めて国会議員を選挙した日です。その一票を通じて婦人も男子と共に政治に参加できることになりました。この大切な参政権を立派に活かしましょう。

Shikoku Reg— 100.7

CIVIL INFORMATION OFFICE

MC Report data

Women's and Minors' Bureau Monthly Bulletin
No. 19
March 1, 1950

12,300 copies distributed to branches of the Bureau and women's organization leaders throughout the country. The following is a brief summary of contents:

1. Announcement of the objectives of Women's Week, 10-16 April, and events being planned by the Labor Ministry and other cooperating government agencies.

2. Statistics on the average monthly wages of workers in major industries in Japan as of November 1949 showing that average monthly wages for women in all industries is 45% of that of men; in manufacturing industry, 43%; in transportation, 55%; in electricity, gas and water works, 49%; in commerce, 40%; and in mining, 45%.

3. Advance of women: Appointment of Miss Sumiko Tajima as the first woman diplomat to work in the Oversea Agency of the Foreign Affairs Ministry in San Francisco.

4. Survey of actual status of young boys and girls working as natto (fermented soy-beans) vendors, showing that only 10% of them are working for the support of their household economy and majority of them for their school expenses and pocket money.

5. Brief account of the effort of the Women's and Minors' Bureau concerning the ration goods for visiting nurses, distribution of which has been stopped for these three years due to the dissolution of visiting nurses societies.

6. Graphic chart showing the monthly wages of minor workers in major industries in Tokyo.

7. An account of the big progress in women workers' labor movement in England, and on the number of women workers in Germany which has made little increase in these ten years.

8. Announcement of new publications for women as follows:

Publications of the Women's and Minors' Bureau:
Statistical Materials Relating to Women; Report of the Result of Survey on Actual Status of Women-headed Families; Legal Status of Japanese Women; Leaflet explaining the objectives of the Women's Week; Wall-newspaper (materialization of equal-rights of women in the actual life); Handbook for Using the Information Sheets in Organizations; Political Rights of Women, translated by Foreign Affairs Ministry; Working Youths (comments of experts on important problems of working youths) compiled by Kikue Yamakawa, ¥80, publisher, Ishisaki Shoten.

一人当一カ月平均現金給與額（1949年11月）

産業別	男子	女子	男子に対する女子の割合
全産業	¥ 10,323	¥ 4,616	45 %
工業	10,220	4,352	43
交通業	10,633	5,878	55
ガス、電氣、水道業	12,169	5,969	49
商業	16,876	6,676	40
鉱業	9,823	4,407	45

労働統計調査部調

婦人少年局月報
Monthly Bulletin
W. M. B., L. M.

婦人週間について

憲法は法のもとにおける國民の平等をみとめ、すべての法律の上で婦人も男子と同等の権利と地位を保障されています。しかし実生活上の婦人の地位は、果して男子と同等の高さにあるでしょうか？

婦人は家庭の主婦として母親として家族の生命をあずかり、次代の社会の担い手である子女の教育に当っている上に、農民として工場労働者として、日本の産業をも担っているのです。このような立場にある婦人の向上なくして日本の社会の向上はあり得ません。

このことは、概念的には誰しも認めているはずですが、今尚各方面に残っている封建性と、婦人自身の自覚の不足のために経済的、社会的、政治的な婦人の地位は必ずしも充分に向上したとはいえません。婦人の地位を法律上の地位にふさわしく実質的に高めるために、一層婦人の自覚を促すと共にこの問題に関する男子の認識を深めることを目的として、四月十日から十六日迄の間労働省主唱のもとに第二回「婦人週間」を全國的に開催することになりました。

この運動を強力なものとするために関係各廳と協議の上、一月二十三日の次官会議の申合せで開催要綱が決りましたが、本年度の目標は（一）家庭から、職場から封建性をなくしましょう。（二）わたくしたちの権利と義務を知りましょう。の二つです。

関係官公廳、報道機関、婦人團体、労働組合、使用者團体、文化團体、各職能團体の協力機関では、各機関の機能に應じてこの週間の目的と目標に副った具体案をたてて、それぞれ自主的な運動を展開することになっています。

主唱機関である労働省の実施事項は次の通りです。

▲婦人少年局
（一）週間用諸資料の作成配布（ポスター、壁新聞、リーフレット、婦人関係資料集報、紙芝居、しおり等）
（二）中央婦人問題会議。（ほんとうの男女平等をもたらすにはどうすればよいかを労働、農村、家庭生活の各委員会に分けて討議する）
（三）世論調査
（封建性について）
（四）家庭婦人及び労働婦人の自覚の促進と相互の理解認識を深めるための行事。
（國会見学、工場見学、座談会等）
（一）地方婦人少年局地方職員室。
婦人少年局地方職員室。
（一）地方婦人問題会議。（地方の実情に即してその地方で最も切実な問題をとりあげて討議する）
（二）世論調査。（本省よりの指示によるもの）
（三）その他（各地方に即應したもの）

▲大臣官房
（一）総務課廣報係は各都道府縣廣報主管課及び報道機関に対する連絡を担当する。
（二）労働時報四月号に本週間に関する記事を掲載する。

▲労政局
（一）昭和二十五年四月より向三カ月間の労働教育実施要領中の教育主題に強調すべき事項として本週間開催の趣旨を採り入れる。
（二）各都道府縣知事に対し婦人少年局地方職員室の行う本週間各種行事に労政職員を通じて協力するよう依頼する。
（三）週間中に発行する週間労働（四月十日附発行）に本週間に関する趣旨解説、行事紹介等の記事を掲載。

▲労働基準局
女子労働保護規定の励行に努めると共に都道府縣基準局を通じて各職員室の実施事項に協力する。

▲職業安定局
（一）職業補導所修了女子の就職状況について代表者との座談会。
（二）安定所利用女子就職者との座談会を開く。
以上の座談会を二月中に行い、職業安定廣報の四月号に発表する。
尚協力機関のうち官公廳及び公社では、それぞれ次のような方針で各種の行事を実施することになっています。

▲最高裁判所
婦人に関する法律の普及徹底に努める。

▲人事院
官廳女子職員に対する啓蒙活動を行う。

▲法務府
人権擁護局の事業として婦人の基本的人権について徹底させるために一月から実施する。週間中は法律相談所等を開設する。

▲外務省
婦人問題についての外國事情の紹介に努める。

▲大蔵省
家庭経済における主婦の立場について啓蒙を行う。

▲文部省
（イ）憲法記念日を中心とする社会教育行事の前しようと

▲厚生省
婦人児童福祉問題についての世論の喚起と保健衛生思想の普及徹底及び厚生施設の紹介とその利用の擴充に努める。

▲農林省
農村婦人の地位向上のために生活の改善と協同化についての啓蒙活動を行う。

▲建設省
住みよく働きよい住居をつくるためその改善について婦人の自覚を高める。

▲物價廳
消費生活の合理化について婦人の自覚を促す。

▲國有鉄道
構内放送の実施とポスターの掲示。

婦人週間のしおり

女性の進出

◎初の婦人外交官　田島澄子氏（三三、津田英学塾卒）はサンフランシスコの在外事務所勤務の書記として、他の男子外交官と共に外務省から派遣されることになりました。同氏は外務官吏研修所をはじめて卒業した婦人外交官の一人で、外務次官室付として勤務していました。

一九五〇年三月一日發行　毎月一回發行

註 1) この表は、労働省労働基準局で給與と雇用の推移を知るために、毎月定期的に調査しているものの中から、東京都に働く年少労務者(数え年20才未満)の賃金を抽出したものです。
2) 給與額は(イ)きまつて支給される給與と(ロ)特別に支拂われる給與の總額で所得税、保險料、組合費など一切を含む税込金額です。(現物給與は含まれていません。)

年少者産業別平均賃金グラフ（労働省）　昭和24年10月

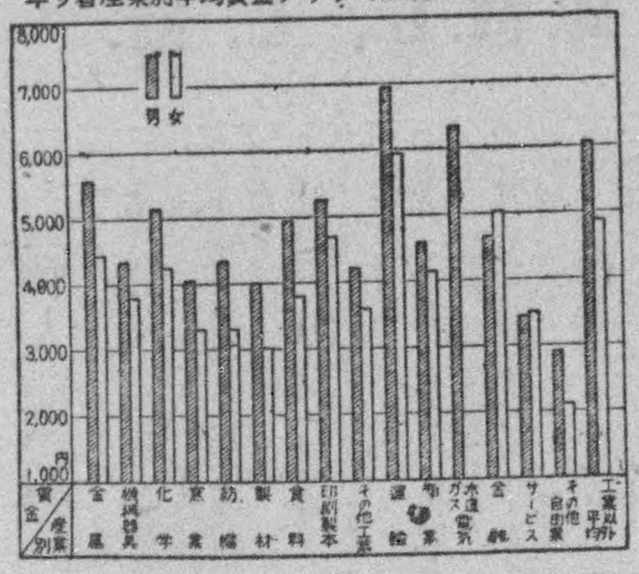

納豆賣の少年少女の実態

労働省婦人少年局では、昨年十二月本年一月にかけて東京都内の納豆賣の年少者について実態調査を行いました。この結果によりますと、都内の納豆製造組合に入つている業者は、大体五〇名で、休業しているものや、年少者の來ないものなどがありますが、三〇〇名位の年少者が集るという狀況です。もちろんこれは都内の納豆賣の全部の數ではありませんし、また実際に調査された者は七九名で、このうち男が七六名で女が三名おりました。

最低年令は十才で十五、六才の者が最も多く、小学校四年生の一名を除いてその他の者は皆学校に通つています。そして兩親又は片親のない者は約三割になつています。

さきに調査した靴磨や新聞賣の場合は、都内で、三割は本人が生計の中心でありましたが納豆賣の場合は全体の三%にすぎません。

労働時間は一時間から三時間のものが八割に近く、一カ月の收入は、大体五〇〇円から四、〇〇〇円です。靴磨や新聞賣の場合は家計補助と自活のためとで一〇〇%を占めていましたが納豆賣の場合は、学費や小遣かせぎ、学校銀行のためというのが大部分で家計補助のためというのは一割程度に過ぎません。

納豆賣をしなければ、最少限必要な学用品も買えないし、P・T・Aの会費、給食費なども拂えないという者もありますが、生活業者も言つているように、生活に困らない家庭の子供が相当働いています。

これらの子供達は学用品や野球用具を自由に買いたい、学校貯蓄をふやしたい、自由に使える小遣が欲しいというような動機から、友達がやつているからということ、で一種の流行的な考えから始めている場合が少くありません。なかには、ジヤケツを買つたと喜んでいる者、今度はグローブを買うんだと樂しんでいる者もいました。納豆賣の數が非常に浮動的であるのも、このようにあまり切実な動機に因らない者が多いことが一つの原因といえましよう。

その結果どうしても納豆賣をしなければ学校にゆけないという貧困家庭の子供達の販路を侵し、お互に競爭をはげしくして賣行きを惡くしています。また年少者の進出が大人の納豆賣を驅逐していることも一般的な現象です。

ともあれ、靴磨や新聞賣のように雇用されている者や身分的従属関係にあるものはなく、中間搾取やボスの介在もみられず労働時間や仕事の面からも、年少者が学校に通い乍ら働く労働としては比較的條件に惠まれた街頭労働であるといえましよう。

派出看護婦の配給物資について

全國の派出看護婦に対しては以前は予防着、白衣、手拭、体温計、石鹸等の業務用品が派出看護婦会を通じて配給されていました。しかし、職業安定法の施行に伴い、労働者供給事業が禁止され既存の派出看護婦会も全部解散しましたのでその後三年間殆ど配給がなく、これらの業務用品配給に対する各地からの要望が相当強くなつてきました。派出看護婦に対する業務用品の配給が無かつた理由としては大体次の三つの点があげられていました。

一、派出看護婦の數が不明確であること
二、適当な資材殊に綿製品の不足
三、一般に組織がなく配給方法の面からも配給の対象として困難視されたこと

婦人少年局では派出看護婦の要望を実現するため、地方職員を通じて全國の派出看護婦數を調査し、次のような結果を得ました。

全國派出看護婦數（一九四九年八月、九月または十月の何れか一カ月における特定日現在の各都道府縣の調査の集計）

公共職業安定所登録者　五、六一三名
有料無料職業紹介所登録者　二、二四九名
計　七、八六二名

この調査で派出看護婦數が明かになり、また配給物資確保の見とおしもつきましたので、当局から厚生省醫務局に対して各都道府縣知事を通じて派出看護婦に対する業務用品配給の要望を出し、一九五〇年度分より一般看護婦に準じて業務用品の配給を実現することになりました。

海外ニュース

◎イギリスの女子組合員近況

女子の組合運動は二回の世界大戰を経て近年にいたり大きな飛躍をとげています。一九四五年末には女子組合員數は約一六〇万、一九四六年には約一五七万でした。

大多數のイギリス労働組合が参加しているイギリス労働組合会議一九四九年九月の大会に出席した代議員八九〇名の中、三八名は女子でした。また、この席上で公表された同会議参加組合員總數は約八百万で女子のそれは一、二三六、八八七でした。

◎ドイツにおける女子労働の実情

アメリカ陸軍省の委囑によりドイツにおける働く婦人の実情を調査していた國際女子被服労働者組合代表ポーリン・ニューマン、経営者側代表サラ・サウスホールの兩女史は最近歸米して次のような報告を発表しています。

これによると、ドイツの女子労働者數は一九三九年五月には有給労働者の三一・八%をしめ、一九四九年六月のそれは三一・三%で過去十年間に殆ど変化をみせていません。その中の大多數は家事労働、農業、公務及び民間企業に勤務しています。

ニューマン女史の言によれば、ドイツの女子労働者は多くの問題に直面しており、その主なものの一つは女子に産業その他の方面に進出するために技能を養成する適当な施設がないということです。また、使用者は一般に同一賃金の原則を支持していますが、現実にはまだ実施されていません。いま一つの難関はドイツの女性が共通の目的のために團結し得ぬ惱みです。

二人の代表たちは組合婦人たちと多くの会合を通じて懇談しており、結論としてニューマン女史はこれらの困難を克服し、明るいドイツを再建するためには女子と組合運動にまつ点が大きいことを強調しています。

御覽になりました？

婦人関係資料集報（政治、社會労働、教育、其他各種の婦人関係統計資料を集めたもの）
女世帶生活実態調査報告（婦人関係資料シリーズ Z-01）
日本婦人の法制上の地位（婦人関係資料シリーズ Z-02）
婦人週間の趣旨を説明したリーフレット
壁新聞（明るい社會はほんとうの男女平等から）
講習会資料（インフォーメーションシートを團体で使用する場合の一つの方法を説明した講習会用手引）
以上労働省婦人少年局発行
婦人の政治上の権利（その五十六年間にわたる進歩）
國際連合情報部編
外務省情報部文化課訳
労働省婦人少年局発行
働く青少年（青少年の労働問題について今後特に関心を持たなければならない事柄について各部門に亘りその道の関係者が解説したもの）
山川菊榮編集　定價八十円
発行所　東京都千代田区神田小川町三丁目二四　石崎書店

編集發行人　山川　菊榮
發行所　勞働省婦人少年局
印刷者　永井　直保

一人当一カ月平均現金給與額（1949年11月）

産業別	男子	女子	男子に対する女子の割合
全産業	¥ 10,323	¥ 4,616	45 %
工業	10,220	4,352	43
交通業	10,633	5,878	55
ガス、電氣、水道業	12,169	5,969	49
商業	16,876	6,676	40
鉱業	9,823	4,407	45

労働統計調査部調

婦人少年局月報
Monthly Bulletin
W. M. B., L. M.

婦人週間について

憲法は法のもとにおける國民の平等をみとめ、すべての法律の上で婦人も男子と同等の権利と地位を保障されています。しかし実生活上の婦人の地位は、果して男子と同等の高さにあるでしょうか？

婦人は家庭の主婦として母親として家族の生命をあずかり、次代の社会の担い手である子女の教育に当つている上に、農民として工場労働者として、日本の産業をも担つているのです。このような立場にある婦人の向上なくして日本の社会の向上はあり得ません。

このことは、概念的には誰しも認めているはずですが、今尚各方面に残つている封建性と、婦人自身の自覚の不足のために経済的、社会的、政治的な婦人の地位は必ずしも充分に向上したとはいえません。婦人の地位を法律上の地位にふさわしく実質的に高めるために、一層婦人の自覚を促すと共にこの問題に関する男子の認識を深めることを目的として、四月十日から十六日迄の間労働省主唱のもとに第二回「婦人週間」を全國的に開催することになりました。

この運動を強力なものとするために関係各廳と協議の上、一月二十三日の次官会議の申合せで開催要綱が決りましたが、本年度の目標は（一）家庭から、職場から封建性をなくしましょう。（二）わたくしたちの権利と義務を知りましよう。の二つです。

関係官公廳、報道機関、婦人團体、労働組合、使用者團体、文化團体、各職能團体の協力機関では、各機関の機能に應じてこの週間の目的と目標に副つた具体案をたてて、それぞれ自主的な運動を展開することになつています。

主唱機関である労働省の実施事項は次の通りです。

▲婦人少年局
（一）週間用諸資料の作成配布（ポスター、壁新聞、リーフレット、婦人関係資料集報、紙芝居、しおり等）
（二）中央婦人問題会議。
（ほんとうの男女平等をもたらすにはどうすればよいかを労働、農村、家庭生活の各委員会に分けて討議する）
（三）世論調査
（封建性について）
（四）家庭婦人及び労働婦人の自覚の促進と相互の理解認識を深めるための行事。

▲婦人少年局地方職員室。
（一）地方婦人問題会議。
（地方の実情に即してその地方で最も切実な問題をとりあげて討議する）
（二）世論調査。
（本省よりの指示によるもの）
（三）その他（各地方に即應したもの）

▲大臣官房
（一）総務課廣報係は各都道府縣廣報主管課及び報道機関に対する連絡を担当する。
（二）労働時報四月号に本週間に関する記事を掲載する。

▲労政局
（一）昭和二十五年四月より向三ヵ月間の労働教育実施要領中の教育主題に強調すべき事項として本週間開催の趣旨を採り入れる。
（二）各都道府縣知事に対し婦人少年局地方職員室の行う本週間各種行事に労政職員を通じて協力するよう依頼する。
（三）週間中に発行する週間労働（四月十日附発行）に本週間に関する趣旨解説、行事紹介等の記事を掲載。

▲労働基準局
女子労働保護規定の励行に努めると共に都道府縣基準局を通じて各職員室の実施事項に協力する。

▲職業安定局
（一）職業補導所修了女子の就職状況について代表者との座談会。
（二）安定所利用女子就職者との座談会を開く。
以上の座談会を二月中に行い、職業安定廣報の四月号に発表する。
尚協力機関のうち官公廳及び公社では、それぞれ次のような方針で各種の行事を実施することになつています。

▲最高裁判所
婦人に関する法律の普及徹底に努める。

▲人事院
官廳女子職員に対する啓蒙活動を行う。

▲法務府
人権擁護局の事業として婦人の基本的人権について徹底させるために一月から実施する。週間中は法律相談所等を開設する。

▲外務省
婦人問題についての外國事情の紹介に努める。

▲大藏省
家庭経済における主婦の立場について啓蒙を行う。

▲文部省
（イ）憲法記念日を中心とする社会教育行事の前しようとして「生活の民主化」普及を目標として婦人講座（公民館講座・社会学級）婦人討論会等を全國的に開催するように婦人週間の趣旨にそうような運動を展開する。
（ロ）学校教育の中で社会科等の時間の一部においてこの週間の意義を強調させる。特に男子の生徒にも婦人の地位の認識と理解を深めることに主眼をおく。

▲厚生省
婦人児童福祉問題についての世論の喚起と保健衛生思想の普及徹底及び厚生施設の紹介とその利用の擴充に努める。

▲農林省
農村婦人の地位向上のために生活の改善と協同化についての啓蒙活動を行う。

▲建設省
住みよく働きよい住居をつくるためその改善について婦人の自覚を高める。

▲物價廳
消費生活の合理化について婦人の自覚を促す。

▲國有鉄道
構内放送の実施とポスターの掲示。

婦人週間のしおり

女性の進出

◎初の婦人外交官　田島澄子氏（三三、津田英学塾卒）はサンフランシスコの在外事務所勤務の書記として、他の男子外交官と共に外務省から派遣されることになりました。同氏は外務官吏研修所をはじめて卒業した婦人外交官の一人で、外務次官室付として勤務していました。

納豆賣の少年少女の実態

労働省婦人少年局では、昨年十二月本年一月にかけて東京都内の納豆賣の年少者について実態調査を行いました。この結果によりますと、都内の納豆製造組合に入つている業者は、大体五〇名で、休業しているものや、年少者の來ないものなどがありますが、三〇〇名位の年少者が集るという狀況です。もちろんこれは都内の納豆賣の全部の数ではありませんし、また実際に調査された者は七九名で、このうち男が七六名で女が三名おりました。

最低年令は十才で十五、六才の者が最も多く、小学校四年生の一名を除いてその他の者は皆学校に通つています。そして兩親又は片親のない者は約三割になつています。

さきに調査した靴磨や新聞賣の場合は、都内で、三割は本人が生計の中心でありましたが納豆賣の場合は全体の三%にすぎません。

労働時間は一時間から三時間のものが八割に近く、一カ月の收入は、大体五〇〇円から四、〇〇〇円です。靴磨や新聞賣の場合は家計補助と自活のためとで一〇〇%を占めていましたが納豆賣の場合は、学費や小遣かせぎ、学校銀行のためというのが大部分で家計補助のためというのは一割程度に過ぎません。

納豆賣をしなければ、最少限必要な学用品も買えないし、P・T・Aの会費、給食費なども拂えないという者もありますが、業者も言つているように、生活に困らない家庭の子供が相当働いています。

これらの子供達は学用品や野球用具を自由に買いたい、学校貯蓄をふやしたい、自由に使える小遣が欲しいというような動機から、友達がやつているからということ、で一種の流行的な考えから始めている場合が少くありません。なかには、ジャケツを買つたと喜んでいる者、今度はグローブを買うんだと樂しんでいる者もいました。納豆賣の数が非常に浮動的であるのも、このようにあまり切実な動機に因らない者が多いことが一つの原因といえましよう。

その結果どうしても納豆賣をしなければ学校にゆけないという貧困家庭の子供達の販路を侵し、お互に競爭をはげしくして賣行きを悪くしています。また年少者の進出が大人の納豆賣を驅逐していることも一般的な現象です。

ともあれ、靴磨や新聞賣のように雇用されている者や身分的從属関係にあるものはなく、中間搾取やボスの介在もみられず労働時間や仕事の易な点などからも、年少者が学校に通い乍ら働く労働としては比較的條件に惠まれた街頭労働であるといえましよう。

註 1）この表は、労働省労働基準局で給與と雇用の推移を知るために、毎月定期的に調査しているものの中から、東京都に働く年少労務者（数え年20才未満）の賃金を抽出したものです。

2）給與額は（イ）きまつて支給される給與と（ロ）特別に支拂われる給與の総額で所得税、保險料、組合費など一切を含む税込金額です。（現物給與は含まれていません。）

年少者産業別平均賃金グラフ（労働省）昭和24年10月

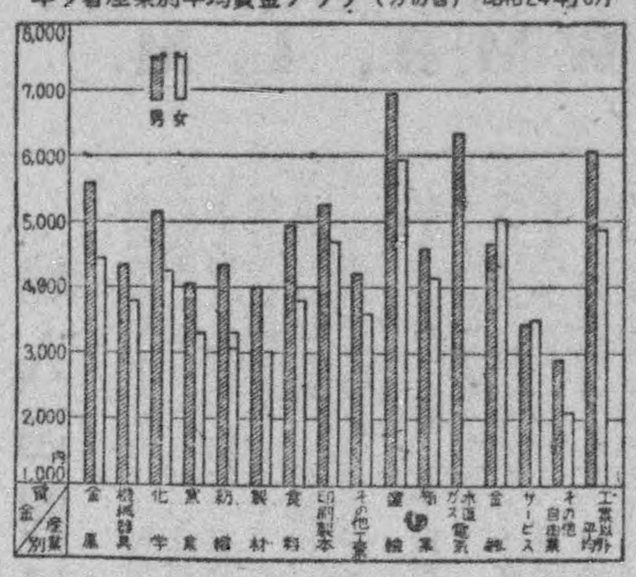

派出看護婦の配給物資について

全國の派出看護婦に対しては以前は予防着、白衣、手拭、体温計、石鹸等の業務用品が派出看護婦会を通じて配給されていました。しかし、職業安定法の施行に伴い、労働者供給事業が禁止され既存の派出看護婦会も全部解散しましたのでその後三年間殆ど配給がなく、これらの業務用品配給に対する各地からの要望が相当強くなつてきました。派出看護婦に対する業務用品の配給が無かつた理由としては大体次の三つの点があげられていました。

一、派出看護婦の数が不明確であること

二、適当な資材殊に綿製品の不足

三、一般に組織がなく配給方法の面からも配給の対象として困難視されたこと

婦人少年局では派出看護婦の要望を実現するため、地方職員室を通じて全國の派出看護婦数を調査し、次のような結果を得ました。

全國派出看護婦数（一九四九年八月、九月または十月の何れか一カ月における特定日現在の各都道府縣の調査の集計）

公共職業安定所登録者　五、六一三名

有料無料職業紹介所登録者　二、二四九名

計　七、八六二名

この調査で派出看護婦数が明かになり、また配給物資確保の見とおしもつきましたので、当局から厚生省醫務局に対して各都道府縣知事を通じて派出看護婦に対する業務用品配給の要望を出し、一九五〇年度分より一般看護婦に準じて業務用品の配給を実現することになりました。

海外ニュース

◎**イギリスの女子組合員近況**

女子の組合運動は二回の世界大戰を経て近年にいたり大きな飛躍をとげています。一九四五年末には女子組合員数は約一六〇万、一九四六年には約一五七万でした。

大多数のイギリス労働組合が参加しているイギリス労働組合会議一九四九年九月の大会に出席した代議員八九〇名の中、三八名は女子でした。また、この席上で公表された同会議参加組合員総数は約八百万で女子のそれは一、二三六、八八七でした。

◎**ドイツにおける女子労働の実情**

アメリカ陸軍省の委嘱によりドイツにおける働く婦人の実情を調査していた國際女子被服労働者組合代表ボーリン・ニューマン、経営者側代表サラ・サウスホールの兩女史は最近帰米して次のような報告を発表しています。

これによると、ドイツの女子労働者数は一九三九年五月には有給労働者の三一・六%をしめ、一九四九年六月のそれは三一・三%で過去十年間に殆ど変化をみせていません。その中の大多数は家事労働、農業、公務及び民間企業に勤務しています。

ニューマン女史の言によれば、ドイツの女子労働者は多くの問題に直面しており、その主なものの一つは女子に産業その他の方面に進出するために技能を養成する適当な施設がないということです。また、使用者は一般に同一賃金の原則を支持していますが、現実にはまだ実施されていません。いま一つの難関はドイツの女性が共通の目的のために團結し得ぬ悩みです。

二人の代表たちは組合婦人たちと多くの会合を通じて懇談しており、結論としてニューマン女史はこれらの困難を克服し、明るいドイツを再建するためには女子と組合運動にまつ点が大きいことを強調しています。

御覧になりました？

婦人関係資料集報（政治、社會労働、教育、其他各種の婦人関係統計資料を集めたもの）

女世帯生活実態調査報告（婦人関係資料シリーズ No.1）

日本婦人の法制上の地位（婦人関係資料シリーズ No.2）

婦人週間の趣旨を説明したリーフレット

壁新聞（明るい社会はほんとうの男女平等から）

講習会資料（インフォーメーションシーツを團体で使用する場合の一つの方法を説明した講習会用手引）

以上労働省婦人少年局発行

婦人の政治上の権利（その五十六年間にわたる進歩）

國際連合情報部編

外務省情報部文化課訳

労働省婦人少年局発行

働く青少年

（青少年の労働問題について今後特に関心を持たなければならない事柄について各部門に亘りその道の関係者が解説したもの）

山川菊榮編集　定價八十円

発行所　東京都千代田区神田小川町三丁目二四　石崎書店

一九五〇年三月一日發行　毎月一回發行

編集發行人　山川菊榮

發行所　勞働省婦人少年局

印刷者　永井直保

一人当一カ月平均現金給與額（1949年11月）

産業別	男子	女子	男子に対する女子の割合
全産業	¥ 10,323	¥ 4,616	45 %
工業	10,220	4,352	43
交通業	10,633	5,878	55
ガス、電氣、水道業	12,169	5,969	49
商業	16,876	6,676	40
鉱業	9,823	4,407	45

労働統計調査部調

婦人少年局月報
Monthly Bulletin
W. M. B., L. M.

婦人週間について

憲法は法のもとにおける國民の平等をみとめ、すべての法律の上で婦人も男子と同等の権利と地位を保障されています。しかし実生活上の婦人の地位は、果して男子と同等の高さにあるでしょうか？

婦人は家庭の主婦として母親として家族の生命をあずかり、次代の社会の担い手である子女の教育に当つている上に、農民として工場労働者として、日本の産業をも担つているのです。このような立場にある婦人の向上なくして日本の社会の向上はあり得ません。

このことは、概念的には誰しも認めているはずですが、今尚各方面に残つている封建性と、婦人自身の自覚の不足のために経済的、社会的、政治的な婦人の地位は必ずしも充分に向上したとはいえません。婦人の地位を法律上の地位にふさわしく実質的に高めるために、一層婦人の自覚を促すと共にこの問題に関する男子の認識を深めることを目的として、四月十日から十六日迄の間労働省主唱のもとに第二回「婦人週間」を全國的に開催することになりました。

この運動を強力なものとするために関係各廳と協議の上、一月二十三日の次官会議の申合せで開催要綱が決りましたが、本年度の目標は（一）家庭から、職場から封建性をなくしましょう。（二）わたくしたちの権利と義務を知りましょう。の二つです。

関係官公廳、報道機関、婦人團体、労働組合、使用者團体、文化團体、各職能團体の協力機関では、各機関の機能に應じてこの週間の目的と目標に副つた具体案をたてて、それぞれ自主的な運動を展開することになつています。

主唱機関である労働省の実施事項は次の通りです。

▲婦人少年局
（一）週間用諸資料の作成配布（ポスター、壁新聞、リーフレット、婦人関係資料集報、紙芝居、しおり等）
（二）中央婦人問題会議。（ほんとうの男女平等をもたらすにはどうすればよいかを労働、農村、家庭生活の各委員会に分けて討議する）
（三）世論調査
（封建性について）
（四）家庭婦人及び労働婦人の自覚の促進と相互の理解認識を深めるための行事。

▲労政局
（一）昭和二十五年四月より向三カ月間の労働教育実施要領中の教育主題に強調すべき事項として本週間開催の趣旨を採り入れる。
（二）各都道府縣知事に対し婦人少年局地方職員室の行う本週間各種行事に労政職員を通じて協力するよう依頼する。
（三）週間中に発行する週間労働（四月十日附発行）に本週間に関する記事を掲載する。

しおり

▲婦人少年局
（一）地方婦人問題会議。（地方の実情に即してその地方で最も切実な問題をとりあげて討議する）
（二）世論調査。（本省よりの指示によるもの）
（三）その他（各地方に即應したもの）

▲大臣官房
（一）総務課廣報係は各都道府縣廣報主管課及び報道機関に対する連絡を担当する。
（二）労働時報四月号に本週間に関する記事を掲載。

▲労働基準局
女子労働保護規定の励行に努めると共に都道府縣基準局を通じて各職員室の実施事項に協力する。

▲職業安定局
（一）職業補導所修了女子の就職状況について代表者との座談会。
（二）安定所利用女子就職者との座談会を開く。
以上の座談会を二月中に行い、職業安定廣報の四月号に発表する。
尚協力機関のうち官公廳及び公社では、それぞれ次のような方針で各種の行事を実施することになつています。

▲最高裁判所
婦人に関する法律の普及徹底に努める。

▲人事院
官廳女子職員に対する啓蒙活動を行う。

▲法務府
人権擁護局の事業として婦人の基本的人権について徹底させるために一月から実施する。週間中は法律相談所等を開設する。

▲外務省
婦人問題についての外國事情の紹介に努める。

▲大蔵省
家庭経済における主婦の立場について啓蒙を行う。

▲文部省
（イ）憲法記念日を中心とする社会教育行事の前しようと週間に関する趣旨解説、行事紹介等の記事を掲載。

（ロ）学校教育の中で社会科等の時間の一部においてこの週間の意義を強調させる。特に男子の生徒にも婦人の地位の認識と理解を深めることに主眼をおく。

▲厚生省
婦人児童福祉問題についての世論の喚起と保健衛生思想の普及徹底及び厚生施設の紹介とその利用の擴充に努める。

▲農林省
農村婦人の地位向上のために生活の改善と協同化についての啓蒙活動を行う。

▲建設省
住みよく働きよい住居をつくるためその改善について婦人の自覚を高める。

▲物價廳
消費生活の合理化について婦人の自覚を促す。

▲國有鉄道
構内放送の実施とポスターの掲示。

女性の進出

◎初の婦人外交官　田島澄子氏（三三、津田英学塾卒）はサンフランシスコの在外事務所勤務の書記として、他の男子外交官と共に外務省から派遣されることになりました。同氏は外務官吏研修所をはじめて卒業した婦人外交官の一人で、外務次官室付として勤務していました。

一九五〇年三月一日發行　毎月一回發行

納豆賣の少年少女の実態

労働省婦人少年局では、昨年十二月本年一月にかけて東京都内の納豆賣の年少者について実態調査を行いました。この結果によりますと、都内の納豆製造組合に入つている業者は、大体五〇名で、休業しているものや、年少者の來ないものなどがありますが、三〇〇名位の年少者が集るという狀況です。もちろんこれは都内の納豆賣の全部の数ではありませんし、また実際に調査された者は七九名で、このうち男が七六名で女が三名おりました。

最低年令は十才で十五、六才の者が最も多く、小学校四年生の一名を除いてその他の者は皆学校に通つています。そして兩親又は片親のない者は約三割になつています。

さきに調査した靴磨や新聞賣の場合は、都内で、三割は本人が生計の中心でありましたが納豆賣の場合は全体の三%にすぎません。

労働時間は一時間から三時間のものが八割に近く、一カ月の收入は、大体五〇〇円から四、〇〇〇円です。靴磨や新聞賣の場合は家計補助と自活のためとで一〇〇%を占めていましたが納豆賣の場合は、学費や小遣かせぎ、学校銀行のためというのが大部分で家計補助のためというのは一割程度に過ぎません。

納豆賣をしなければ、最少限必要な学用品も買えないし、P・T・Aの会費、給食費なども拂えないという者もありますが、業者も言つているように、生活に困らない家庭の子供が相当働いています。

これらの子供達は学用品や野球用具を自由に買いたい、学校貯蓄をふやしたい、自由に使える小遣が欲しいというような動機から、友達がやつているからということ、で一種の流行的な考えから始めている場合が少くありません。なかには、ジャケッを買つたと喜んでいる者、今度はグローブを買うんだと樂しんでいる者もいました。納豆賣の数が非常に浮動的であるのも、このようにあまり切実な動機に因らない者が多いことが一つの原因といえましよう。

その結果どうしても納豆賣をしなければ学校にゆけないという貧困家庭の子供達の販路を侵し、お互に競爭をはげしくして賣行きを悪くしています。また年少者の進出が大人の納豆賣を驅逐していることも一般的な現象です。

ともあれ、靴磨や新聞賣のように雇用されている者や身分的従属関係にあるものはなく、中間搾取やボスの介在もみられず労働時間や仕事の都易な点などからも、年少者が学校に通い乍ら働く労働としては比較的條件に惠まれた街頭労働であるといえましよう。

註 1）この表は、労働省[illegible]局で給與と雇用の推移を知るために、毎月定期的に調査しているものの中から、東京都に働く年少労務者（数え年20才未満）の賃金を抽出したものです。

2）給與額は（イ）きまつて支給される給與と（ロ）特別に支拂われる給與の総額で所得税、保険料、組合費など一切を含む税込金額です。（現物給與は含まれていません。）

年少者産業別平均賃金グラフ（労働省）　昭和24年10月

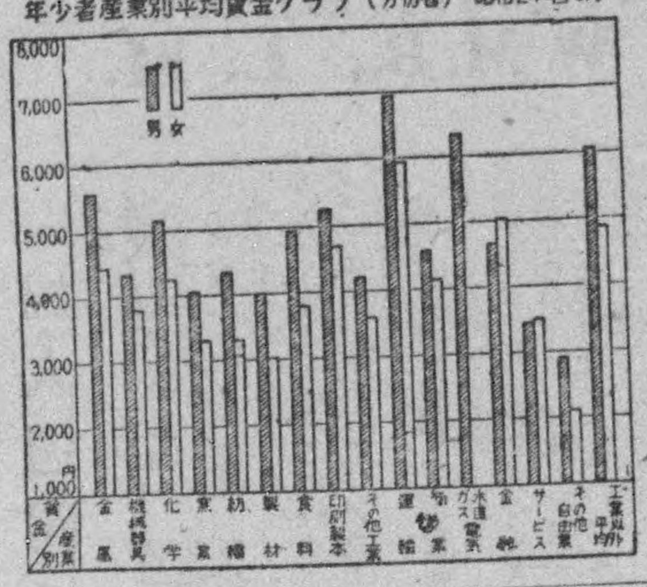

派出看護婦の配給物資について

全國の派出看護婦に対しては以前は予防着、白衣、手拭、体温計、石鹸等の業務用品が派出看護婦会を通じて配給されていました。しかし、職業安定法の施行に伴い、労働者供給事業が禁止され既存の派出看護婦会も全部解散しましたのでその後三年間殆ど配給がなく、これらの業務用品配給に対する各地からの要望が相当強くなつてきました。派出看護婦に対する業務用品の配給が無かつた理由としては大体次の三つの点があげられていました。

一、派出看護婦の数が不明確であること

二、適当な資材殊に綿製品の不足

三、一般に組織がなく配給方法の面からも配給の対象として困難視されたこと

婦人少年局では派出看護婦の要望を実現するため、地方職員室を通じて全國の派出看護婦数を調査し、次のような結果を得ました。

全國派出看護婦数（一九四九年八月、九月または十月の何れか一カ月における特定日現在の各都道府縣の調査の集計）

公共職業安定所登録者　五、六一三名

有料無料職業紹介所登録者　二、二四九名

計　七、八六二名

この調査で派出看護婦数が明かになり、また配給物資確保の見とおしもつきましたので、当局から厚生省醫務局に対して各都道府縣知事を通じて派出看護婦に対する業務用品配給の要望を出し、一九五〇年度分より一般看護婦に準じて業務用品の配給を実現することになりました。

海外ニュース

◎**イギリスの女子組合員近況**

女子の組合運動は二回の世界大戰を経て近年にいたり大きな飛躍をとげています。一九四五年末には女子組合員数は約一六〇万、一九四六年には約一五七万でした。

大多数のイギリス労働組合が参加しているイギリス労働組合会議一九四九年九月の大会に出席した代議員八九〇名の中、三八名は女子でした。また、この席上で公表された同会議参加組合員総数は約八百万で女子のそれは一、二三六、八八七でした。

◎**ドイツにおける女子労働の実情**

アメリカ陸軍省の委嘱によりドイツにおける働く婦人の実情を調査していた國際女子被服労働者組合代表ポーリン・ニューマン、経営者側代表サラ・サウスホールの兩女史は最近帰米して次のような報告を発表しています。

これによると、ドイツの女子労働者数は一九三九年五月には有給労働者の三一・六%をしめ、一九四九年六月のそれは三一・三%で過去十年間に殆ど変化をみせていません。その中の大多数は家事労働、農業、公務及び民間企業に勤務しています。

ニューマン女史の言によれば、ドイツの女子労働者は多くの問題に直面しており、その主なものの一つは女子に産業その他の方面に進出するために技能を養成する適当な施設がないということです。また、使用者は一般に同一賃金の原則を支持していますが、現実にはまだ実施されていません。いま一つの難関はドイツの女性が共通の目的のために團結し得ぬ悩みです。

二人の代表たちは組合婦人たちと多くの会合を通じて懇談しており、結論としてニューマン女史はこれらの困難を克服し、明るいドイツを再建するために女子と組合運動にまつ点が大きいことを強調しています。

御覧になりました？

婦人関係資料集報（政治、社會労働、教育、其他各種の婦人関係統計資料を集めたもの）

女世帯生活実態調査報告（婦人関係資料シリーズ No.1）

日本婦人の法制上の地位（婦人関係資料シリーズ No.2）

婦人週間の趣旨を説明したリーフレット

壁新聞（明るい社会はほんとうの男女平等から）

講習会資料（インフォーメーションシーツを團体で使用する場合の一つの方法を説明した講習会用手引）

以上労働省婦人少年局発行

婦人の政治上の権利（その五十六年間にわたる進歩）

國際連合情報部編

外務省情報部文化課訳

労働省婦人少年局発行

働く青少年

（青少年の労働問題について今後特に関心を持たなければならない事柄について各部門に亘りその道の関係者が解説したもの）

山川菊榮編集　定價八十円

発行所　東京都千代田区神田小川町三丁目二四　石崎書店

編集發行人　山川菊榮　發行所　労働省婦人少年局　印刷者　永井直保

一人当一カ月平均現金給與額（1949年11月）

産業別	男子	女子	男子に対する女子の割合
全産業	¥ 10,323	¥ 4,616	45 %
工業	10,220	4,352	43
交通業	10,633	5,878	55
ガス、電氣、水道業	12,169	5,969	49
商業	16,876	6,676	40
鉱業	9,823	4,407	45

労働統計調査部調

婦人少年局月報
Monthly Bulletin
W. M. B., L. M.

婦人週間について

憲法は法のもとにおける國民の平等をみとめ、すべての法律の上で婦人も男子と同等の権利と地位を保障されています。しかし実生活上の婦人の地位は、果して男子と同等の高さにあるでしょうか？

婦人は家庭の主婦として母親として家族の生命をあずかり、次代の社会の担い手である子女の教育に当つている上に、農民として工場労働者として、日本の産業をも担つているのです。このような立場にある婦人の向上なくして日本の社会の向上はあり得ません。

このことは、概念的には誰しも認めているはずですが、今尚各方面に残つている封建性と、婦人自身の自覚の不足のために経済的、社会的、政治的な婦人の地位は必ずしも充分に向上したとはいえません。婦人の地位を法律上の地位にふさわしく実質的に高めるために、一層婦人の自覚を促すと共にこの問題に関する男子の認識を深めることを目的として、四月十日から十六日迄の間労働省主唱のもとに第二回「婦人週間」を全國的に開催することになりました。

この運動を強力なものとするために関係各廳と協議の上、一月二十三日の次官会議の申合せで開催要綱が決りましたが、本年度の目標は（一）家庭から、職場から封建性をなくしましょう。（二）わたくしたちの権利と義務を知りましょう。の二つです。

関係官公廳、報道機関、婦人團体、労働組合、使用者團体、文化團体、各職能團体の協力機関では、各機関の機能に應じてこの週間の目的と目標に副つた具体案をたてて、それぞれ自主的な運動を展開することになつています。

主唱機関である労働省の実施事項は次の通りです。

▲婦人少年局
（一）週間用諸資料の作成配布（ポスター、壁新聞、リーフレット、婦人関係資料集報、紙芝居、しおり等）
（二）中央婦人問題会議。（ほんとうの男女平等をもたらすにはどうすればよいかを労働、農村、家庭生活の各委員会に分けて討議する）
（三）世論調査（封建性について）
（四）家庭婦人及び労働婦人の自覚の促進と相互の理解認識を深めるための行事。

▲婦人少年局地方職員室。
（一）地方婦人問題会議。（地方の実情に即してその地方で最も切実な問題をとりあげて討議する）
（二）世論調査。（本省よりの指示によるもの）
（三）その他（各地方に即應したもの）

▲大臣官房
（一）総務課廣報係は各都道府縣廣報主管課及び報道機関に対する連絡を担当する。
（二）労働時報四月号に本週間に関する記事を掲載する。

▲労　政　局
（一）昭和二十五年四月より向三カ月間の労働教育実施要領中の教育主題に強調すべき事項として本週間開催の趣旨を採り入れる。
（二）各都道府縣知事に対し婦人少年局地方職員室の行う本週間各種行事に労政職員を通じて協力するよう依頼する。
（三）週間中に発行する週間労働（四月十日附発行）に本週間に関する記事の解説、行事紹介等の記事を掲載。

▲労働基準局
女子労働保護規定の励行に努めると共に都道府縣基準局を通じて各職員室の実施事項に協力する。

▲職業安定局
（一）職業補導所修了女子の就職状況について代表者との座談会。
（二）安定所利用女子就職者との座談会を開く。
以上の座談会を二月中に行い、職業安定廣報の四月号に発表する。
尚協力機関のうち官公廳及び公社では、それぞれ次のような方針で各種の行事を実施することになつています。

▲最高裁判所
婦人に関する法律の普及徹底に努める。

▲人　事　院
官廳女子職員に対する啓蒙活動を行う。

▲法　務　府
人権擁護局の事業として婦人の基本的人権について徹底させるために一月から実施する。週間中は法律相談所等を開設する。

▲外　務　省
婦人問題についての外國事情の紹介に努める。

▲大　藏　省
家庭経済における主婦の立場について啓蒙を行う。

▲文　部　省
（イ）憲法記念日を中心とする社会教育行事の前しようとして「生活の民主化」普及を目標として婦人講座（公民館講座・社会学級）婦人討論会等を全國的に開催するように婦人週間の趣旨にそうような運動を展開する。
（ロ）学校教育の中で社会科等の時間の一部においてこの週間の意義を強調させる。特に男子の生徒にも婦人の地位の認識と理解を深めることに主眼をおく。

▲厚　生　省
婦人児童福祉問題についての世論の喚起と保健衛生思想の普及徹底及び厚生施設の紹介とその利用の擴充に努める。

▲農　林　省
農村婦人の地位向上のために生活の改善と協同化についての啓蒙活動を行う。

▲建　設　省
住みよく働きよい住居をつくるためその改善について婦人の自覚を高める。

▲物　價　廳
消費生活の合理化について婦人の自覚を促す。

▲國有鉄道
構内放送の実施とポスターの掲示。

女性の進出

◎**初の婦人外交官**　田島澄子氏（三三、津田英学塾卒）はサンフランシスコの在外事務所勤務の書記として、他の男子外交官と共に外務省から派遣されることになりました。同氏は外務官更研修所をはじめて卒業した婦人外交官の一人で、外務次官室付として勤務していました。

一九五〇年三月一日發行　毎月一回發行

註 1) この表は、労働省婦人少年局で給與と雇用の推移を知るために、毎月定期的に調査しているものの中から、東京都に働く年少労務者(數え年20才未満)の賃金を抽出したものです。
2) 給與額は(イ)きまつて支給される給與と(ロ)特別に支拂われる給與の總額で所得税、保險料、組合費など一切を含む税込金額です。(現物給與は含まれていません。)

年少者産業別平均賃金グラフ（労働省）昭和24年10月

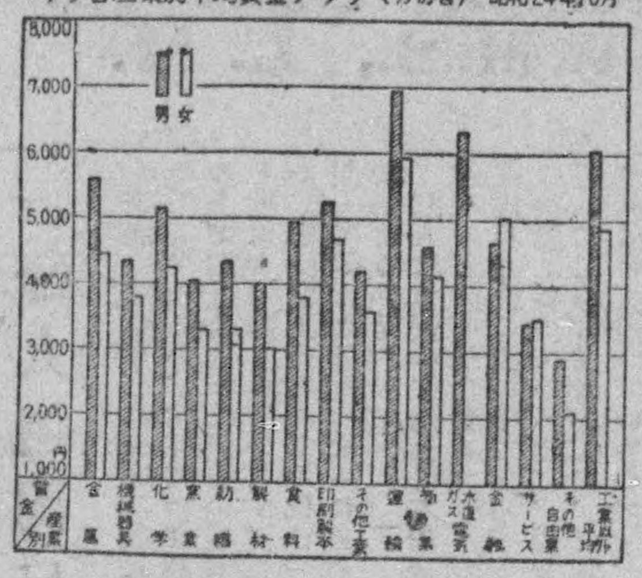

納豆賣の少年少女の実態

労働省婦人少年局では、昨年十二月本年一月にかけて東京都内の納豆賣の年少者について実態調査を行いました。この結果によりますと、都内の納豆製造組合に入つている業者は、大体五〇名で、休業しているものや、年少者の來ないものなどがありますが、三〇〇名位の年少者が集るという狀況です。もちろんこれは都内の納豆賣の全部の數ではありませんし、また実際に調査された者は七九名で、このうち男が七六名で女が三名おりました。

最低年令は十才で十五、六才の者が最も多く、小学校四年生の一名を除いてその他の者は皆学校に通つています。そして兩親又は片親のない者は約三割になつています。

さきに調査した靴磨や新聞賣の場合は、都内で、三割は本人が生計の中心でありましたが納豆賣の場合は全体の三%にすぎません。

労働時間は一時間から三時間のものが八割に近く、一カ月の收入は、大体五〇〇円から四、〇〇〇円です。靴磨や新聞賣の場合は家計補助と自活のためとで一〇〇%を占めていましたが納豆賣の場合は、学費や小遣かせぎ、学校銀行のためというのが大部分で家計補助のためというのは一割程度に過ぎません。

納豆賣をしなければ、最少限必要な学用品も買えないし、P・T・Aの会費、給食費なども拂えないという者もありますが、業者も言つているように、生活に困らない家庭の子供が相当働いています。

これらの子供達は学用品や野球用具を自由に買いたい、学校貯蓄をふやしたい、自由に使える小遣が欲しいというような動機から、友達がやつているからということ、で一種の流行的な考えから始めている場合が少くありません。なかには、ジヤケツを買つたと喜んでいる者、今度はグローブを買うんだと樂しんでいる者もいました。納豆賣の數が非常に浮動的であるのも、このようにあまり切実な動機に因らない者が多いことが一つの原因といえましよう。

その結果どうしても納豆賣をしなければ学校にゆけないという貧困家庭の子供達の販路を侵し、お互に競爭をはげしくして賣行きを惡くしています。また年少者の進出が大人の納豆賣を驅逐していることも一般的な現象です。

ともあれ、靴磨や新聞賣のように雇用されている者や身分的従属関係にあるものはなく、中間搾取やボスの介在もみられず労働時間や仕事の點易な点などからも、年少者が学校に通い乍ら働く労働としては比較的條件に惠まれた街頭労働であるといえましよう。

派出看護婦の配給物資について

全國の派出看護婦に対しては以前は予防着、白衣、手拭、体溫計、石鹸等の業務用品が派出看護婦会を通じて配給されていました。しかし、職業安定法の施行に伴い、労働者供給事業が禁止され既存の派出看護婦会も全部解散しましたのでその後三年間殆ど配給がなく、これらの業務用品配給に対する各地からの要望が相当強くなつてきました。派出看護婦に対する業務用品の配給が無かつた理由としては大体次の三つの点があげられていました。

一、派出看護婦の數が不明確であること
二、適当な資材殊に綿製品の不足
三、一般に組織がなく配給方法の面からも配給の対象として困難視されたこと

婦人少年局では派出看護婦の要望を実現するため、地方職員を通じて全國の派出看護婦數を調査し、次のような結果を得ました。

全國派出看護婦數（一九四九年八月、九月または十月の何れか一カ月における特定日現在の各都道府縣の調査の集計）

公共職業安定所登録者　五、六一三名
有料無料職業紹介所登録者　二、二四九名
計　七、八六二名

この調査で派出看護婦數が明かになり、また配給物資確保の見とおしもつきましたので、当局から厚生省醫務局に対して各都道府縣知事を通じて派出看護婦に対する業務用品配給の要望を出し、一九五〇年度分より一般看護婦に準じて業務用品の配給を実現することになりました。

海外ニュース

◎イギリスの女子組合員近況

女子の組合運動は二回の世界大戰を経て近年にいたり大きな飛躍をとげています。一九四五年末には女子組合員數は約一六〇万、一九四六年には約一五七万でした。

大多數のイギリス労働組合が参加しているイギリス労働組合会議一九四九年九月の大会に出席した代議員八九〇名の中、三八名は女子でした。また、この席上で公表された同会議参加組合員總數は約八百万で女子のそれは一、二三六、八八七でした。

◎ドイツにおける女子労働の実情

アメリカ陸軍省の委嘱によりドイツにおける働く婦人の実情を調査していた國際女子被服労働者組合代表ボーリン・ニューマン、経営者側代表サラ・サウスホールの兩女史は最近歸米して次のような報告を発表しています。

これによると、ドイツの女子労働者數は一九三九年五月には有給労働者の三一・六%をしめ、一九四九年六月のそれは三一・三%で過去十年間に殆ど変化をみせていません。その中の大多數は家事労働、農業、公私及び民間企業に勤務しています。

ニューマン女史の言によれば、ドイツの女子労働者は多くの問題に直面しており、その主なものの一つに産業その他の方面に進出する女子に對する適当な施設がないということです。また、使用者は一般に同一賃金の原則を支持していますが、現実にはまだ実施されていません。いまドイツの女性が共通の目的のために團結し得ぬ惱みの二人の代表たちは組合婦人たちと多くの会合を通じて懇談しており、結論としてニューマン女史はこれらの困難を克服し、明るいドイツを再建するためには女子と組合運動にまつ点が大きいことを強調しています。

御覽になりました？

婦人関係資料集報（政治、社會労働、教育、其他各種の婦人関係統計資料を集めたもの）
女世帶生活実態調査報告（婦人関係資料シリーズ No.1）
日本婦人の法制上の地位（婦人関係資料シリーズ No.2）
婦人週間の趣旨を説明したリーフレット
壁新聞（明るい社會はほんとうの男女平等から）
講習会資料（インフォーメーションシーツを團体で使用する場合の一つの方法を説明した講習会用手引）
以上労働省婦人少年局発行
婦人の政治上の権利（その五十六年間にわたる進歩）
國際連合情報部編
外務省情報部文化課訳
労働省婦人少年局発行
働く青少年
（青少年の労働問題について今後特に関心を持たなければならない事柄について各部門の関係者が解説したもの）
山川菊榮編集　定價八十円
発行所　東京都千代田区神田小川町三丁目二四　石崎書店

編集發行人　山川　菊榮
發行所　労働省婦人少年局
印刷者　永井　直保

Shikoku

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Civil Affairs Section
APO 500

FOR THE CIVIL INFORMATION OFFICER:

Recognition copy: Women's and Minors' Bureau Monthly Bulletin No. 18.
Prepared by: Women's and Minors' Bureau, Ministry of Labor.
Copies distributed: 12,300
Distributed to: All local branches of the Bureau
Distribution date: 1 Feb. 1950

Translation:

12,300 copies distributed to branches of the Bureau and women's organization leaders throughout the country. The following is a brief summary of contents:

1. Survey on the 181 women who have received degrees, showing kind of degrees, age when they received it, motives of their study, marrital and family status, occupation, study hour, and opinions on the women's education.

2. Statistics on number of workers in major industries in Japan as of October 1949, showing that 40% of the total of workers are working in agriculture, forestry and fishing - 30% manufacturing industry, 10%; in commerce - 10%; in transportation and communication - 5%; professional - 3%; public services and public organizations - 2%.

3. Survey on school teachers as of 1 June 1949, showing that teachers mostly overwork under the present system of personnel and wage and that two-fifths of women teachers are married and working under the hard circumstances.

4. Announcement of the plan of the Welfare Ministry of establishing 200 facilities for mothers and children.

5. Survey on violation of the provisions for minor workers in the Labor Standards Law.

6. Announcement of news abroad: In U.S. - enforcement of equal-pay-for-equal-work in U.S.; number of part-time women workers; equal-pay for teachers; two women recently appointed to important government posts.

7. Announcement of new publications for women as follows:

Note-book for New Life, Seikatsu Kagakuin Kyokai, publisher, Social Education Library Co.

Korea's Century No. 11, seven kinds of disturbances for the happiness of women; publisher, Dowa Sha, ¥120.

Outline of Technical Training by Technique Section of Labor Standards Bureau, Labor Ministry; publisher, Japan Labor Research Association, ¥65.

DISTRIBUTION:

Chiefs, All CAFF Regions

婦人少年局月報
Monthly Bulletin
W. M. B., L. M.

學位ある婦人についての調査

この調査は、学位を獲得した婦人について、彼女達が男子にくらべて非常に不利な條件の下で、どのようにして研究を続け、婦人の地位向上のために貢献してきたか、ということをはつきりさせ今後の参考にするために行つたものです。この調査を行つた昭和二十四年五月二十日までに学位を得た婦人は全部で一八四名ですが、その学位の種別をみますと醫学一六四名、理学一二名、農学七名、薬学一名となつていて法学、経済学、文学等にはまだ一名の博士もありません。これらの博士が学位を得たのは、先ず昭和二年に理学一名、次で昭和四年には醫学二名、昭和七年には農学博士というように、この間殆ど毎年何名かの博士が出ています。特に終戦後の昭和二十年と二十一年には、二一名と二五名という相当数の婦人が学位を得ていますが、昭和二十二年からは戦前なみにかえつています。調査の方法は一八四名のうち一名死亡していますので残りの全員一八三名に調査表を郵送して回答を求めるという方法によりましたが、このうち一一九名から回答がありましたので次に調査結果の主なものについて記します。

一、学位獲得の年令＝学位を得た当時の年令を回答のあつた一一九名についてみますと二〇才台一三%、三〇才台六〇%、四〇才台一九%、五〇才以上五%、不明三%となつていて三〇才台で学位を得た人が最も多くなつています。

二、研究にすゝんだ動機＝婦人が学問の研究に従事すること自体が特異な事柄であつた従來の一般的風潮の中で、学位を得た婦人達がどんな動機で研究をはじめたか、ということはもつとも私達の関心を引く問題ですが、一一九名のうち学問研究が好きだからというのが三三%、家族や指導者のすゝめ又は家庭的環境によるもの一九%、病院勤務等業務上の要求からのもの一二%、自立心からというもの八%、社会的に貢献したいというもの六%、その他二〇%、記入なし二%となつており、本人自身が学問が好きであるということがもつとも大きな動機となつています。

三、生活環境＝以上のような動機で研究を続けてきた婦人博士達の学位獲得当時の生活環境についてみますと、未婚の者七〇%、既婚者三〇%、職業別では醫師六〇%、教授その他教育関係者二四%、研究員、学生、官吏等一六%、家族との生活状態については同居の者五八%、別居している者三八%、記入のない者四%で、既婚者のうち子供のあつた者一九名について育兒の担当程度をみますと、殆ど全員が半分以下で、この点では比較的惠まれた状態にあつたようです。なお、研究費及び生活費の出所については、自活三五%、両親より二四%、学校より一三・五%、一部自活一部を学校及び生家より受けていた者一三・五%、その他一二%、記入なし二%となつていて約半数近い人が働きながら研究を続けていたわけです。

四、研究時間及び研究上の感想＝研究のために使つていた時間は五時間以内の者一八%、五時間以上八時間以内の者三〇%、九時間以上の者三〇%、不明二二%となつています。研究上特に感じる点としては研究設備の不備をあげる者三六%、男子や社会の無理解をあげる者三二%、日常生活の困難をあげる者三二%となつていて、婦人なるが故の困難さがうかゞえます。

五、女子教育及び学界に対する意見＝学問の研究についての先覺者であるこの婦人達の女子教育についての意見は、男女共学に賛成し教育の機会均等を喜ぶ者五六%、女子の特質を生かした女子教育の向上を望む者一三%、基礎的な学問をしつかり受けるようにという者六%等が主なものです。最後に、婦人研究者の立場上特に現在の学界についての意見としては、学界の封建性を打破したい二七%、婦人自身の発奮が必要である一三%等が主なものとなつています

勞働力調 (1949年10月)

産業別		総数	男子	女子	総数に対する女子の率
就業者	全産業	36,850,000	22,010,000	14,840,000	40%
	農林水産業	19,040,000	9,450,000	9,590,000	50
	製造工業	4,710,000	3,290,000	1,420,000	30
	商業	3,360,000	2,000,000	1,360,000	40
	運輸通信業	1,500,000	1,360,000	140,000	9
	自由業	1,440,000	890,000	550,000	38
	公務及公共團体	1,510,000	1,150,000	360,000	24
失業者		350,000	230,000	120,000	34

註 (イ)数え年15才以上の総人口は55,220,000である。(ロ)全産業総数と主なる産業のみかかげたので各産業の合計は総数と一致しない。(ハ)ここにかかげた数字は比率を除きすべて総理廳労働力調査における実査の結果、推計乗率を乗じたものの四位以下を四捨五入したものである。

東京都の教員

東京都教職員組合連合では昨年六月一日現在の東京都における教育の実情を調査しました。その報告中、教員についてみますと、次のような実情が明かにされています。

先づ教員の数ですが、現在実施されている定員定額制では仕事の量が多すぎて教員は労働過重となり、東京都平均の長期欠勤者数は一%以上となつています。

公立学校教員の年令は三十一才を境として二つの山ができています。とくに小学校の女教員は二十一才で一、三〇〇名の最高を示し、中堅どころの三十三才では二四〇名となり、日本の女教師が現在直面している家庭生活と教員生活の悩みをあらわしています。

教員の学歴では小学校教員の半数をしめる女教員の約半数、つまり全教員の四分の一は女学校卒業者であり、経験年数の少い教員の多いことを示しています。この調査はまた、小学校に助教諭が多すぎ、女子の学校長が非常に少いことも明かにしています。

教員の俸給生活は昨年五、六、七月の三月間の生計調査によりますと、その收入の大部分は飲食費と一般費にしなければならず、教員としての教養をたかめることは非常に困難で、修養娯樂費として雑誌二、三册が購入できるだけの状態でした。

女子の労働條件は戦後ずいぶんよくなつてはいますが、女教員の中ではとくに既婚の教師が悪い生活條件の下で働いており、その数は未亡人をあわせて五分の二をしめています。

二百の母子寮建設

厚生省は子供を抱えて自活している未亡人の住宅問題を緩和するため、二百の母子寮及び託兒所建設に着手することになつています。

厚生省では廿五年度の予算の中にこのための経費として二億五千萬圓を要求していますが、この計画が実現すれば父のない二千の世帯が新しい家を得、一万三千の母が新しい託兒所を利用して家庭外に職をみつけることができるのです。この母子寮と託兒所は、まず人口の多い地域から建てることになつています。

最近における年少労働者の違反について

監督業務が促進され監督実施事業場がふえるにつれて違反件数も増加していますが、一九四八年十月と一九四九年十月との実施状況を比べてみますと、前者では五、三三八件で後者の場合には七、一四九件に上つています。このように違反事業場が多く、また、違反件数も多いのは、監督の対象があまり法規の普及されていない中小企業方面に向けられていることが大きな原因といえましょう。また、一方監督官の経験が豊富になり監督技術が向上してきたことにより、今まで見逃されてきた違反が発見されてきたことも原因の一つと考えられます。従つて、違反の増加を以つて事業場の法律遵守状況が悪化しているということは一概にいえません。むしろ監督官の戒告や指導により違反がとり除かれ労働條件が向上しているとみてよいでしょう。

法條文	A 1948年10月	B 1949年10月	A %	B %
計	5,333	7,149	100	100
56 年齢証明書	304	269	5.7	3.7
57 最低年齢者の証明	3,822	5,223	71.6	73.1
58 年少者の労働契約	186	92	3.5	1.3
59 未成年労働者の休日	26	23	0.5	0.3
60 同上労働時間	671	1,031	12.8	14.4
62 業務の制限禁止	148	296	2.8	4.1
63 危険有害業務就業	166	194	3.1	2.72
64 坑内労働	10	11	0.2	0.2
68 帰郷旅費	5	2	0.1	0.02

この年少者関係の違反内容についてみれば故意悪質な違反というよりは備付けていなければならないものを怠つていたり提出することを要求されているのに未提出であつたりする違反が多く、表に示すとおり法第五七條関係（年齢証明書の備付）が違反総数の七〇%以上を示し、残る三〇%が、例えば長時間労働をさせたり休日を與えなかつたりして十五才未満の年少者を許可なしで働かせていたりするような実質的なものです。さりとて、軽い意味の形式的違反とはいえたまたま実質違反の温床となることが考えられます。従つて、まずこれらの形式的違反を是正させることが最も合理的な労務管理の体制を整え、ひいては実質的な違反の減少をもたらす結果ともなるわけです。

主な違反事件のうち特に重要なものは中央の監督月報に収録されていますが、最近における年少労働者の違反中悪質とみられるものを二、三あげてみますと次のようなものです。

（一）A印刷株式会社では、年少者と女子の労働時間について監督署から再三厳重な戒告をうけていたにも拘らず、昭和二四年一月から七月までの間、年少者と女子二五名に対し三、〇六四時間の時間外労働を、二四名に対し一一〇日の休日労働を又年少者七名に対し九六〇時間の深夜業をさせ、その上一四才の子供を使つていました。

（二）B鉱山はすでに二回の臨検の際違反事実を指摘されましたがなお、又監督したら次のような事実が発見されました。

1　年少者一二名の年齢証明書を備付けていなかつた。

2　年少者一五名を休日労働させ、一一名には時間外労働をさせていた。

3　年少者九名を坑内労働させていた。

（三）株式会社C製作所鍍金工場では、工場内で年少者に昭和二三年來、塩酸、硝酸等の有害物を取扱わせていました。

○は常履として働きうる者か、それを希望するものでした。しかし、三、一六五、〇〇〇は、すすんでパートタイムで働いており、常履としては働けない事情のあるものでした。常時パートタイム労働者として働いている人々の多くは農業、商業、家事その他のサーヴイス業で、パートタイムで働くのに都合のよい業種に従事していました。

◎教員の同一賃金

アメリカの全國教員協会の発表によれば、過去十年間に男女教員の賃金差は相当せばめられています。一九三八―三九年に協会によせられた報告中、人口十万以上の大都市の一四%が男子に有利な立場をとつていましたが、一九四八―四九年には三・四%に減つています。人口三万から十万以下の小都市では、この率は一九三八―三九年の三一・三%から一九四八―四九年の九・六%に低下しています。

一九四八―四九学年度に人口十万以上をもつ八八都市では、わずかに三校が男子により高い賃金を拂つており、二〇九の人口三万―十万の小都市では一九校が同様の差別をつけていました。

◎アメリカの同一賃金法

アメリカでは昨一九四九年中アラスカ（既報）の他、カリフオルニア、コネテイカット、メインの三州が同一賃金法を実施、これで計十三の男女同一賃金法が制定されたわけです。

カリフオルニアでは使用者が「同一の事業場で同一分類中にある同じ量と質の仕事をする女子に対する賃金率は、同様の立場にある男子のそれを下まわる率で支拂つてはならない」ことを規定し、また、コネテイカットでは一般的無差別原則として使用者が「單に性別の理由によつて被傭者の報酬額に差別をつけてはならない」ことを規定しています。

◎パートタイムで働く女子

アメリカの國勢調査局の発表によれば、一九四九年五月現在で約四、二四六、〇〇〇の女子がパートタイムで働いていました。その中、三、四九九、〇〇〇は年中パートタイムで働いており、その他の七四六、〇〇〇は普通には常履として働いている人々が、経済的その他の理由からパートタイムで働いていました。後者の中、三三三、〇〇

◎要職についた二婦人

トルーマン大統領は最近二人の婦人を重要なポストに起用しました。ユージニー・アンダーソン夫人をデンマーク駐在米大使に、また、バーニタ・セルトン・マシユース夫人をアメリカで最初の連邦地区判事に任命しました。

御覧になりました？

◇新生活ノート
（家庭生活合理化のためのメモ。衣食住、保健衛生、教養、生活科学の四項目に分れている。）
生活科学化協会著　定價百円
発行所　東京都千代田区神田一ツ橋教育会館内　社会教育図書株式会社。

◇婦人の世紀　一一号
婦人の幸福をはばむ七つの問題（家族関係、教育、戀愛、職業、家事、健康、宗教について）
定價一二〇円
東京都中央区銀座西一ノ三実業ビル内　東和社発行。

◇技能者養成のあらまし
（技能者養成規程について最もわかり易く解説したもの）
編集　労働省労働基準局技能課
定價　六五円
発行所　東京都港区芝赤羽町一（済生会内）
日本労務研究会

一九五〇年二月一日發行　毎月一回發行
編集發行人　山川　菊榮　發行所　労働省婦人少年局
印刷者　永井　直保

婦人少年局月報
Monthly Bulletin
W. M. B., L. M.

學位ある婦人についての調査

この調査は、学位を獲得した婦人について、彼女達が男子にくらべて非常に不利な條件の下で、どのようにして研究を続け、婦人の地位向上のために貢献してきたか、ということをはつきりさせ今後の参考にするために行つたものです。この調査を行つた昭和二十四年五月二十日までに学位を得た婦人は全部で一八四名ですが、その学位の種別をみますと醫学一六四名、理学一二名、農学七名、薬学一名となつていて法学、経済学、文学等にはまだ一名の博士もありません。これらの博士が学位を得たのは、先ず昭和二年に理学一名、次で昭和四年には醫学二名、昭和七年には農学博士というように、この間殆ど毎年何名かの博士が出ています。特に終戦後の昭和二十年と二十一年には、二名と二五名という相当数の婦人が学位を得ていますが、昭和二十二年からは戦前なみにかえつています。調査の方法は一八四名のうち一名死亡していますので残りの全員一八三名に調査表を郵送して回答を求めるという方法によりましたが、このうち一九名から回答がありましたので次に調査結果の主なものについて記します。

一、学位獲得の年令＝学位を得た当時の年令を回答のあつた一一九名についてみますと二〇才台一三%、三〇才台六〇%、四〇才台一九%、五〇才以上五%、不明三%となつていて三〇才台で学位を得た人が最も多くなつています。

二、研究にすゝんだ動機＝婦人が学問の研究に従事すること自体が特異な事柄であつた従来の一般的風潮の中で、学位を得た婦人達がどんな動機で研究をはじめたか、ということはもつとも私達の関心を引く問題ですが、一一九名のうち学問研究が好きだからというのが三三%、家族や指導者のすゝめ又は家庭的環境によるもの一九%、病院勤務等業務上の要求からのもの一二%、自立心からというもの八%、社会的に貢献したいというもの六%、その他二〇%、記入なし二%となつており、本人自身が学問が好きであるということがもつとも大きな動機となつています。

三、生活環境＝以上のような動機で研究を続けてきた婦人博士達の学位獲得当時の生活環境についてみますと、未婚の者七〇%、既婚者三〇%、職業別では醫師六〇%、教授その他教育関係者二四%、研究員、学生、官吏等一六%、家族との生活状態については同居の者五八%、別居している者三八%、記入のない者四%で、既婚者のうち子供のあつた者一九名について育児の担当程度をみますと、殆ど全員が半分以下で、この点では比較的恵まれた状態にあつたようです。なお、研究費及び生活費の出所については、自活三五%、両親より二四%、学校より一三・五%、一部自活一部を学校及び生家より受けていた者一三・五%、その他一二%、記入なし二%となつていて約半数近い人が働きながら研究を続けていたわけです。

四、研究時間及び研究上の感想＝研究のために使つていた時間は五時間以内の者一八%、五時間以上八時間以内の者三〇%、不明二二%となつています。研究上特に感じる点としては研究設備の不備をあげる者三六%、男子や社会の無理解をあげる者三二%、日常生活の困難をあげる者三二%となつていて、婦人なるが故の困難さがうかがえます。

五、女子教育及び学界に対する意見＝学問の研究についてのこの婦人達の女子教育についての意見は、男女共主なものです。最後に、婦人研究者の立場上特に現在の学界について、学界の封建性を打破したい二七%、婦人自身の発奮が必要である一三%、基礎的な学問をしつかり受けるようにという者六%等が主なものとなつています

東京都の教員

東京都教職員組合連合では昨年六月一日現在の東京都における教育の実情を調査しました。その報告中、教員についてみますと、次のような実情が明かにされています。

先づ教員の数ですが、現在実施されている定員定額制では仕事の量が多すぎて教員は労働過重となり、東京都平均の長期欠勤者数は一%以上となつています。

公立学校教員の年令は三十一才を境として二つの山ができています。とくに小学校の女教員は二十一才で一、三〇〇名の最高を示し、中堅どころの三十三才では二四〇名となり、日本の女教師が現在直面している家庭生活と教員生活の悩みをあらわしています。

教員の学歴では小学校教員の半数をしめる女教員の約半数、つまり全教員の四分の一は女学校卒業者であり、経験年数の少い教員の多いことを示しています。この調査はまた、小学校に助教諭が多すぎ、女子の学校長が非常に少いことも明かにしています。

教員の俸給生活は昨年五、六、七月の三月間の生計調査によりますと、その収入の大部分は飲食費と一般費にしなければならず、教員としての教養をたかめることは非常に困難で、修養娯楽費として雑誌二、三冊が購入できるだけの状態でした。

女子の労働條件は戦後ずいぶんよくなつてはいますが、女教員の中ではとくに既婚の教師が悪い生活條件の下で働いておりその数は未亡人をあわせて五分の二をしめています。

二百の母子寮建設

厚生省は子供を抱えて自活している未亡人の住宅問題を緩和するため、二百の母子寮及び託児所建設に着手することになつています。

厚生省では廿五年度の予算の中にこのための経費として二億五千萬圓を要求していますが、この計画が実現すれば父のない二千の世帯が新しい家を得、一万三千の母が新しい託児所を利用して家庭外に職をみつけることができるのです。この母子寮と託児所は、まず人口の多い地域から建てることになつています。

勞働力調（1949年10月）

産業別		総数	男子	女子	総数に対する女子の率
					%
就業者	全産業	36,850,000	22,010,000	14,840,000	40
	農林水産業	19,040,000	9,450,000	9,590,000	50
	製造工業	4,710,000	3,290,000	1,420,000	30
	商業	3,360,000	2,000,000	1,360,000	40
	運輸通信業	1,500,000	1,360,000	140,000	9
	自由業	1,440,000	890,000	550,000	38
	公務及団体	1,510,000	1,150,000	360,000	24
	公共				
失業者		350,000	230,000	120,000	34

註　(イ)総数と全産業総数との一致しないのは労働力調査を四捨五入したもの
(ロ)はきを乗じたもの
(ハ)15才以上の人口は55,220,000である。合計除率を乗ずべき総数は主なる産業のみにかけたので各産業比率計数を以下にお捨五入したものである。

最近における年少労働者の違反について

監督業務が促進され監督実施事業場がふえるにつれて違反件数も増加していますが、かりに一九四八年十月と一九四九年十月との実施状況を比べてみますと、

法條文	A 1948年10月	B 1949年10月	A %	B %
計	5,333	7,149	100	100
56 最低年齢	304	269	5.7	3.7
57 年少者の証明書	3,822	5,223	71.6	73.1
58 未成年者の労働契約	186	92	3.5	1.3
59 同上	26	23	0.5	0.3
60 年少者の労働時間休日	671	1,031	12.8	14.4
62 深夜業	148	296	2.8	4.1
63 危険有害業務の就業制限	166	194	3.1	2.72
64 坑内労働の禁止	10	11	0.2	0.2
68 帰郷旅費	5	2	0.1	0.02

少者関係のものだけを拾つてみますと、前者では五、三三八件で後者の場合には七、一四九件に上つています。このように違反事業場が多く、また、違反件数も多いのは、監督の対象があまり法規の普及されていない中小企業方面に向けられていることが大きな原因といえましよう。また、一方監督官の経験が豊富になり監督技術が向上してきたことにより、今まで見逃されてきた違反が発見されてきたことも原因の一つと考えられます。従つて、違反の増加を以つて事業場の法律遵守状況が悪化しているということは一概にいえません。むしろ監督官の戒告や指導により違反がとり除かれ労働條件が向上しているとみてよいでしよう。

	一九四八年	一九四九年
監督実施事業場数	二七、二三六	三六、八一三
同労働者数	九二五、九九八	一、三九七、九六五
違反事業場数	二一、八五三	三二、七九五
違反件数	六九、七五八	一二二、八三三

ですが、この違反件数のうち年

この年少者関係の違反内容についてみれば故意悪質な違反というよりは備付けていなければならないものを怠つていたり提出することを要求されているのに未提出であつたりする違反が多く、表に示すとおり法第五七條関係（年齢証明書の備付）が違反総数の七〇％以上を示し、残る三〇％が、例えば長時間労働をさせたり休日を與えなかつたり十五才未満の年少者を許可なしで働かせていたりするような実質的なものです。さりとて、軽い意味の形式的違反とはいえたまたま実質違反の温床となることが考えられます。従つて、まずこれらの形式的違反を是正させることが最も合理的な労務管理の体制を整え、ひいては実質的な違反の減少をもたらす結果ともなるわけです。

主な違反事件のうち特に重要なものは中央の監督月報に収録されていますが、最近における年少労働者の違反中悪質とみられるものを二、三あげてみますと次のようなものです。

（一）A印刷株式会社では、年少者と女子の労働時間について監督署から再三嚴重な戒告をうけていたにも拘らず、昭和二四年一月から七月までの間、年少者と女子二五名に対し三、〇六四時間の時間外労働を、二四名に対し一一〇日の休日労働を又年少者七名に対し九六〇時間の深夜業をさせ、その上一四才の子供を使つていました。

（二）B鉱山はすでに二回の臨検の際違反事実を指摘されましたがなお、又監督したら次のような事実が発見されました。

1　年少者一二名の年齢証明書を備付けていなかつた。

2　年少者一五名を休日労働させ、一一名には時間外労働をさせていた。

3　年少者九名を坑内労働させていた。

（三）株式会社C製作所鍍金工場では、工場内で年少者に昭和二三年來、塩酸、硝酸等の有害物を取扱わせていました。

海外ニュース

◎アメリカの同一賃金法

アメリカでは昨一九四九年中にアラスカ（既報）の他、カリフオルニア、コネテイカット、メインの三州が同一賃金法を実施、これで計十三の男女同一賃金法が制定されたわけです。

カリフオルニアでは使用者が「同一の事業場で同一分類中にある同じ量と質の仕事をする女子に対する賃金率は、同様の立場にある男子のそれを下まわる率で支拂つてはならない」ことを規定し、また、コネテイカットでは一般的無差別原則として使用者が「單に性別の理由によつて被傭者の報酬額に差別をつけてはならない」ことを規定しています。

◎パートタイムで働く女子

アメリカの國勢調査局の発表によれば、一九四九年五月現在で約四、二四六、〇〇〇の女子がパートタイムで働いていました。その中、三、四九九、〇〇〇は年中パートタイムで働いており、その他の七四六、〇〇〇は普通には常雇として働いている人々が、経済的その他の理由からパートタイムで働いていました。後者の中、三三三、〇〇〇は常雇として働きうる者か、それを希望するものでした。しかし、三、一六五、〇〇〇は、すすんでパートタイムで働いており、常雇としては働けない事情のあるものでした。常時パートタイム労働者として働いている人々の多くは農業、商業、家事その他のサーヴイス業で、パートタイムで働くのに都合のよい業種に従事していました。

◎教員の同一賃金

アメリカの全國教員協会の発表によれば、過去十年間に男女教員の賃金差は相当せばめられています。一九三八―三九年に協会によせられた報告中、人口十万以上の大都市の一四％が男子に有利な立場をとつていましたが、一九四八―四九年には三・四％に減つています。人口三万から十万以下の小都市では、この率は一九三八―三九年の三一・三％から一九四八―四九年の九・六％に低下しています。

一九四八―四九学年度に人口十万以上をもつ八八都市では、わずかに三校が男子により高い賃金を拂つており、二〇九の人口三万―十万の小都市では一九校が同様の差別をつけていました。

◎要職についた二婦人

トルーマン大統領は最近二人の婦人を重要なポストに起用しました。ユージニー・アンダーソン夫人をデンマーク駐在米大使に、また、バーニタ・セルトン・マシユース夫人をアメリカで最初の連邦地区判事に任命しました。

御覧になりました？

◇新生活ノート
（家庭生活合理化のためのメモ。衣食住、保健衛生、教養、生活科学の四項目に分れている。）
生活料学化協会著　定價百円
発行所　東京都千代田区神田一ツ橋教育会館内　社会教育図書株式会社。

◇婦人の世紀　一一号
婦人の幸福をはばむ七つの問題（家族関係、教育、戀愛、職業、家事、健康、宗教について）
定價一二〇円
東京都中央区銀座西一ノ三実業ビル内　東和社発行。

◇技能者養成のあらまし
（技能者養成規程について最もわかり易く解説したもの）
編集　労働省労働基準局技能課
定價　六五円
発行所　東京都港区芝赤羽町一（済生会内）
日本労務研究会

一九五〇年二月一日發行　毎月一回發行
編集發行人　山川　菊榮
發行所　労働省婦人少年局
印刷者　永井　直保

Shi[illegible]

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Civil Affairs Section
APO 500

FOR THE CIVIL INFORMATION OFFICER:

Publication copy: Women's and Minors' Bureau Monthly Bulletin No. 17.
Prepared by: Women's and Minors' Bureau, Ministry of Labor.
Copies distributed: 12,300
Distributed to: All local branches of the Bureau.
Distribution date: 1 January 1950.

Translation:

12,300 copies distributed to branches of the Bureau and women's organization leaders throughout the country. The following is a brief summary of contents:

1. Survey and chart on number of women members of labor unions by industries showing that there are 1,300,000 women members, 23% of the total number, of whom 2,113 are union officers and 23,246 executive committee members.

2. Statistics on the average monthly wages of workers in major industries in Japan showing that average monthly wages for women in all industries is 45% of that of men; in manufacturing industry, 43%; in transportation, 57%; in gas, electricity and water works, 49%; in commerce, 37%; and in mining, 49%.

3. Percentage of the employment of graduates of middle schools, March 1949, showing that there were 212,000 applicants to the Public Employment Security Office that is twice as many as the last year; and that the employment rate 57%; compared to 65% of the last year, is not so low as the total rate of the employment.

4. Transition of women's education related to the status of women.

5. Survey and chart showing the education level of working women in U.S.

6. Announcement of women leaders visiting U.S., including ten representatives accompanied by WIC and nine education representatives.

7. Announcement of new publications for women as follows:

Provision Concerning the Working Hour of Women in Each State of U.S. (Translation of material issued by Women's Bureau, U.S.)

survey Conservation Women in Government and Public Services by Women's and Minors' Bureau.

Women's Yearbook compiled by Fujin Domin Kyokai, publisher, Tokyo, 1955.

DISTRIBUTION:

Chiefs, All CAFT Regions

婦人少年局月報
Monthly Bulletin
W. M. B., L. M.

勞働組合の女子役員について

昨年六月末現在で勞働統計調査部が行つた勞働組合基本調査によりますと、單位組合の數は三四、六八八で組合員總數は六五〇萬をこえています。その中女子の組合員は一五〇萬をこえ、組合員總數のざつと二三%をしめています。これを昨年同期に比較しますと〇・二%增加してゐます。この調査では次の表で示すように女子の組合役員數が明かにされています。

委員長、副委員長、書記長の三役をふくむ女子役員は二、一一三人です。これらの女子役員は一、三七四の組合から選ばれ、組合員總數一八萬四千餘を代表しており、組合員の六四%は女子がしめています。女子役員の八九%は女子を多數雇入れている製造工業、自由業、公務及び團體、運輸通信業から出ています。この調査によつて明かにされたことは女子役員は主として小規模の單位組合から選出されているということです。

女子の執行委員は二三、二四六人で、八、八五一組合から選出され、組合員總數は二二二萬餘、その中女子は三二%をしめています。女子執行委員の八七%は前述の女子役員の場合とほぼ同じく、女子從業員の多い製造工業、自由業、運輸通信業、公務及び團體の順で選出されています。

一人當一カ月平均現金給與額（1949年9月）

産業別	男子	女子	男子に對する女子の割合
全産業	¥ 10,078	¥ 4,520	45%
工業	9.886	4,238	43
交通業	10,404	5,921	57
ガス、電氣、水道業	10,431	5,079	49
商業	17,284	6,669	39
鑛業	9,836	4,385	45

勞働統計調査局調

女子役員

産業別	女子役員を有する組合				女子執行委員を有する組合			
	組合數	全組合員數	女子組合員數	女子役員數	組合數	全組合員數	女子組合員數	女子執行委員數
總數	1,374	184,408	118,314	2,113	8,851	2,220,344	717,372	23,246
農林水産業	12	513	153	12	87	7,583	1,896	174
鑛業	15	1,493	363	17	255	148,229	19,820	480
製造工業	679	107,622	81,759	1,064	3,447	848,393	339,464	11,646
商業	48	3,454	1,665	59	339	62,645	19,570	665
運輸通信業	76	12,823	8,114	115	1,182	425,801	82,604	2,402
サーヴイス業	45	1,783	1,525	84	164	18,865	8,135	516
自由業	290	38,983	20,259	530	1,336	338,075	145,732	3,937
公務及び團體	163	7,724	2,210	178	1,405	198,253	57,078	2,215
その他の産業	46	10,013	2,266	54	636	172,500	43,073	1,211

註　1. 役員とは委員長、副委員長及び書記長のうち女子が選出されたものです。
　　2. 執行委員とは委員長、副委員長、書記長及び組合規約に基いて選出されたその組合執行機關の構成員のうち女子が選出されたものです。

昭和二十四年中等學校新學期修了者の就職狀況について

昭和二四年三月中學校の新期修了者は約百二萬名ですがこのうち働くことを希望する者は約五七萬八千名で全體の五六、五%を占めています。このうち家事從事者として働きたいという者が約三六萬二千名（六二、八%）で全體の過半數を占め、殘る二一萬六千名（三七、二%）が雇われて働くことを希望しています。

過去六ヶ月の間における成年勞働者の雇用が一般に下降している傾向にあるのに對して、公共職業安定所では、中學卒業生の求人を昭和二三年よりも一二%も多い二三萬九千人あまりを獲得することができました。

また、公共職業安定所に求職申込みをした卒業生は昭和二三年の約二倍にあたる二一萬二千人もあつたことは注目すべきです。これは生徒の公共職業安定所における就職の可能性に對する關心が高まつてきたことと、教育機關と職業安定機關の間の協力が圓滑にいつていることを意味しています。

前にも述べてあるように、公共職業安定所は昭和二三年に比べて卒業生の求人を一二%位を多く受付けているにすぎませんが、求人を埋めた率は昭和二三年は三五%であつたのに對して、五〇%も埋めることができました。

然し、就職希望者に對する就職率は、前年の六五%に比べると五六%にあたる約一一萬九千人にすぎませんが一般的にいつて惡いとはいえないでしよう。

これを産業別にみますと製造工業（六九%）が一番多く次いで自由業（一〇%）商業（六%）運輸通信業（四%）公務團體（四%）の順となつています。

アメリカ　働く婦人の學歴

一九四八年十月現在アメリカで働いていた一八歳から六四歳までの女子は專門と半專門的職業分野では專門教育をうけたものが相當ありましたが、農業、筋肉勞働、サーヴイス業では、高等學校以上の學歴のあるものは、次の統計の示すようにごくわずかでした。

報告した女子の中（%）

教育程度 ＼ 主な職業分野	全職業	專門及び半專門的	事務員	筋肉勞働者（農業を除く）	接客業	農家農業勞働者	經營者、支配人役員（農業を除く）
小學校のみ	34	2	10	48	57	76	28
ある程度の高等學校教育をうけたもの	50	22	74	48	37	21	56
ある程度の專門學校教育をうけたもの	15	75	15	2	4	3	16

（國勢調査局調）

女子教育の變遷と婦人の地位（二）

（二）專門學校　明治一〇年既に女子專門學校生徒は一二六名に及んでいたが、翌一一年には五九名、一二年には二一〇名となつている。しかし一三年、一四年、一五年は各々三八名、三四名、三八名で一七年にはわずかに二一名となつている。日清戰爭後は國民の教育に對する認識も改まり、教育の振興に意を用いるようになつたが、この戰爭直後の專門教育機關は七〇數校で在學女子は七〇數名にすぎなかつた。三三年には津田梅子が女子英學塾を、吉岡彌生が東京女醫學校を創立し、翌三四年には成瀨仁藏が日本女子大學を設立して女子の高等教育のために力を盡された。明治二九年以後大正二年までは男女別生徒數が不明であるが、大正三年の統計によれば男生徒約二萬九千名に對し女生徒は約千三百名で男子の四%にすぎない。以後次第にふえて昭和元年には二二%、同一〇年には三〇%になつたが、一九年昭和元年三九名で、同九年にはじめて百名を越え一二六名となつている。その後次第に增加して二二年には三七九名となつたが男子學生八萬八千名に比べるとわずかに〇、四%である。

以上のように明治以來女子教育は次第に普及昂揚してはきたが、義務教育である小學校を除いては中等學校においてさえ多少の差を示し高專、大學では甚しい開きを示している。なお前に述べた明治一五年創設の東京女子師範學校附屬の高等女學校の教育方針は、當時の女學校が男子の中學校を模する有樣であつたのを改め、家庭における婦人の生活を基とした教育を行うこととしたものであつて、これ以後女子教育の中心である高等女學校の教育方針が確立されたのであるが、婦人の家庭生活に關する規律を含む法律である舊民法が妻を無能力者として扱い、種々の差別的規定を設けていたことと考え合せるとき、女子教育の基本的な考え方ともいうべきものは自ら明らかであり、且つ社會的な或は家庭内における婦人の地位が如何なるものであつたかも明らかであろう。

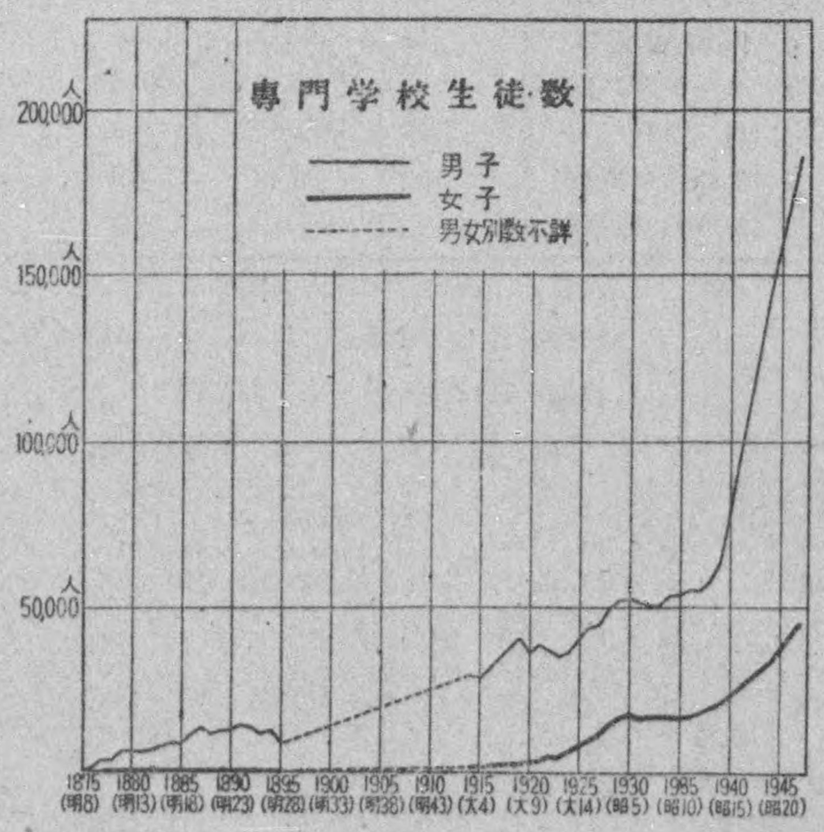

女性の進出

渡米する婦人

教育界の指導者、專門家三四名が教育事情視察のため二月四日渡米するが、その中の婦人は左の九氏である。

◎星野アイ（大學關係）
◎原　喜美（青少年關係）
◎白石つぎ（同）
◎德永あさ子（社會教育關係）
◎波多腰やす（職業教育關係）
◎吉田武子（女子教育關係）
◎守屋百合子（同）
◎青野とよ（中等教育關係）
◎大橋喜美子（初等教育關係）

教育關係の他に左の一一氏も民間情報局情報官エセル・ウイード女史に伴われて三ケ月の豫定で二月四日渡米する

◎赤松常子（參議院議員）
◎江上フジ（放送局婦人課長）
◎大森松代（農林省生活改善課長）
◎久米愛子（辯護士）
◎後藤俊（民自黨婦人部次長）
◎谷野せつ（勞働省婦人勞働課長）
◎戸叶里子（衆議院議員）
◎富田展子（勞働省婦人課員）
◎野村かつ子（生活協同組合同盟婦人對策部副部長）
◎丸澤美千代（國鐵勞組婦人部長）
◎伊藤和子（通譯、民間情報部勤務）

御覽になりました？

アメリカ合衆國各州における女子の勞働時間に關する規定（合衆國勞働省婦人局資料第二〇二號ノ一）

婦人少年局譯

女子の官公廳職員に關する調査（戰後女子の進出のめざましい職場の一つである女子公務員についての實情を明かにした調査結果です）

婦人少年局發行

女性年鑑（一九四九年を中心に戰後の日本及び諸外國の婦人問題を集錄したもので、全國婦人團體錄と婦人錄がついている。阿部眞之助、神近市子、新妻イト責任監修）

婦人文化協會編　四五〇圓

發行所　東京都中央區銀座西一の五　雄文社

一九五〇年一月一日發行　毎月一回發行

編集發行人　山川　菊榮

發行所　勞働省婦人少年局

印刷者　永井　直保

婦人少年局月報
Monthly Bulletin
W. M. B., L. M.

勞働組合の女子役員について

昨年六月末現在で勞働統計調査部が行つた勞働組合基本調査によりますと、單位組合の數は三四、六八八で組合員總數は六五〇萬をこえています。その中女子の組合員は一五〇萬をこえ、組合員總數のざつと二三%をしめています。これを昨年同期に比較しますと〇・二%增加してゐます。この調査では次の表で示すように女子の組合役員數が明かにされています。

委員長、副委員長、書記長の三役をふくむ女子役員は二、一一三人です。これらの女子役員は一、三七四の組合から選ばれ、組合員總數一八萬四千餘を代表しており、組合員の六四%は女子がしめています。女子役員の八九%は女子を多數雇入れている製造工業、自由業、公務及び團體、運輸通信業から出ています。この調査によつて明かにされたことは女子役員は主として小規模の單位組合から選出されているということです。

女子の執行委員は二三、二四六人で、八、八五一組合から選出され、組合員總數は二二二萬餘、その中女子は三二%をしめています。女子執行委員の八七%は前述の女子役員の場合とほぼ同じく、女子從業員の多い製造工業、自由業、運輸通信業、公務及び團體の順で選出されています。

一人當一カ月平均現金給與額（1949年9月）

産業別	男子	女子	男子に對する女子の割合
全産業	¥ 10,078	¥ 4,520	45%
工業	9.886	4,238	43
交通業	10,404	5,921	57
ガス、電氣、水道業	10,431	5,079	49
商業	17,284	6,669	39
鑛業	9,836	4,385	45

勞働統計調査局調

女子役員

産業別	女子役員を有する組合				女子執行委員を有する組合			
	組合數	全組合員數	女子組合員數	女子役員數	組合數	全組合員數	女子組合員數	女子執行委員數
總數	1,374	184,408	118,314	2,113	8,851	2,220,344	717,372	23,246
農林水産業	12	513	153	12	87	7,583	1,896	174
鑛業	15	1,493	363	17	255	148,229	19,820	480
製造工業	679	107,622	81,759	1,064	3,447	848,393	339,464	11,646
商業	48	3,454	1,665	59	339	62,645	19,570	665
運輸通信業	76	12,823	8,114	115	1,182	425,801	82,604	2,402
サーヴイス業	45	1,783	1,525	84	164	18,865	8,135	516
自由業	290	38,983	20,259	530	1,336	338,075	145,732	3,937
公務及び團體	163	7,724	2,210	178	1,405	198,253	57,078	2,215
その他の産業	46	10,013	2,266	54	636	172,500	43,073	1,211

註　1. 役員とは委員長、副委員長及び書記長のうち女子が選出されたものです。
　　2. 執行委員とは委員長、副委員長、書記長及び組合規約に基いて選出されたその組合執行機關の構成員のうち女子が選出されたものです。

昭和二十四年中等學校新學期修了者の就職狀況について

昭和二四年三月中學校の新期修了者は約百二萬名ですがこのうち働くことを希望する者は約五七萬八千名で全體の五六、五%を占めています。このうち家事從事者として働きたいという者が約三六萬二千名（六二、八%）で全體の過半數を占め、殘る二一萬六千名（三七、二%）が雇われて働くことを希望しています。

過去六ヶ月の間における成年勞働者の雇用が一般に下降している傾向にあるのに對して、公共職業安定所では、中學卒業生の求人を昭和二三年よりも一二%も多い二三萬九千人あまりを獲得することができました。

また、公共職業安定所に求職申込みをした卒業生は昭和二三年の約二倍にあたる二一萬二千人もあつたことは注目すべきです。これは生徒の公共職業安定所における就職の可能性に對する關心が高まつてきたことと、教育機關と職業安定機關の間の協力が圓滑にいつていることを意味しています。

前にも述べてあるように、公共職業安定所は昭和二三年に比べて卒業生の求人を一二%位を多く受付けているにすぎませんが、求人を埋めた率は昭和二三年は三五%であつたのに對して、五〇%も埋めることができました。

然し、就職希望者に對する就職率は、前年の六五%に比べると五六%にあたる約一一萬九千人にすぎませんが一般的にいつて悪いとはいえないでしよう。

これを産業別にみますと製造工業（六九%）が一番多く次いで自由業（一〇%）商業（六%）運輸通信業（四%）公務團體（四%）の順となつています。

報告した女子の中（%）

教育程度 ＼ 主な職業分野	全職業	專門及び半專門的	事務員	筋肉勞働者（農業を除く）	接客業	農家農業勞働者	經營者、支配人役員（農業を除く）
小學校のみ	34	2	10	48	57	76	28
ある程度の高等學校教育をうけたもの	50	22	74	48	37	21	56
ある程度の專門學校教育をうけたもの	15	75	15	2	4	3	16

（國勢調査局調）

アメリカ　働く婦人の學歴

一九四八年十月現在アメリカで働いていた一八歳から六四歳までの女子は專門と半專門的職業分野では專門教育をうけたものが相當ありましたが、農業、筋肉勞働、サーヴイス業では、高等學校以上の學歴のあるものは、次の統計の示すようにごくわずかでした。

女子教育の變遷と婦人の地位（二）

明治一〇年既に女子専門學校生徒は一二六名に及んでいたが、翌一一年には五九名、一二年には二一〇名となつている。しかし一三年、一四年、一五年は各々三八名、三四名、三八名で一七年にはわずかに二一名となつている。日清戰爭後は國民の教育に對する認識も改まり、教育の振興に意を用いるようになつたが、この戰爭直後の專門教育機關は七〇數校で在學女子は七〇數名にすぎなかつた。三三年には津田梅子が女子英學塾を、吉岡彌生が東京女醫學校を創立し、翌三四年には成瀬仁藏が日本女子大學を設立して女子の高等教育のために力を盡した。明治二九年以後大正二年までは男女別生徒數が不明であるが、大正三年の統計によれば男生徒約二萬九千名に對し女生徒は約千三百名で男子の四％にすぎない。以後次第にふえて昭和元年には二二％、同一〇年には三〇％になつたが、一九年昭和元年三九名で、同九年には男子の急激な增加により二四％に減り、戰後の二二年には四％であつた。明治三六年に公立女子專門學校令が公布されたが、これは專門學校が非常に少なかつたことや、日本女子大、東京女高師等の女子專門學校の大學昇格運動が表面化したが、女子の大學が實現するに至らなかつたことなどに現われている。

(三)大學　大正二年九月東北帝國大學理學部が三名の女子の入學を許可したのをはじめとして東京帝國大學以外の各大學は次第に女子の入學を許したが、大學の豫備教育機關である高等學校には女子が入學できなかつた。（大正七年勅令三八九號、高等學校令）從つて女子專門學校を卒業した者が男子と同樣のはげしい競爭を經て入學を許可されるのみで、これも高等女學校及び女子專門學校における教育程度の大きなおくれは全然考慮されなかつたので、女子學徒に對する一般世人の無理解と相まつてこの課程を終了する者はあらゆる條件にめぐまれた少數者にかぎられた。これを數的にみると大正八年一名、九年二名、一〇年二名、一三年一七名、昭和元年三九名で、同九年には初めて百名を越え一二六名となつている。その後次第に增加して一二年には三七九名となつたが男子學生八萬八千名に比べるとわずかに〇、四％である。

以上のように明治以來女子教育は次第に普及昂揚してはきたが、義務教育である小學校を除いては中等學校においてさえ多少の差を示し高專、大學では甚しい開きを示している。なお前に述べた明治一五年創設の東京女子師範學校附屬の高等女學校の教育方針は、當時の女學校が男子の中學校を模する有樣であつたのを改め、家庭における婦人の生活を基とした教育を行うこととしたものであつて、これ以後女子教育の中心である高等女學校の教育方針が確立されたのであるが、婦人の家庭生活に關する規律を含む法律である舊民法が妻を無能力者として扱い、種々の差別的規定を設けていたことと考え合せるとき、女子教育の基本的な考え方ともいうべきものは自ら明らかであり、且つ社會的な或は家庭内における婦人の地位が如何なるものであつたかも明らかであろう。

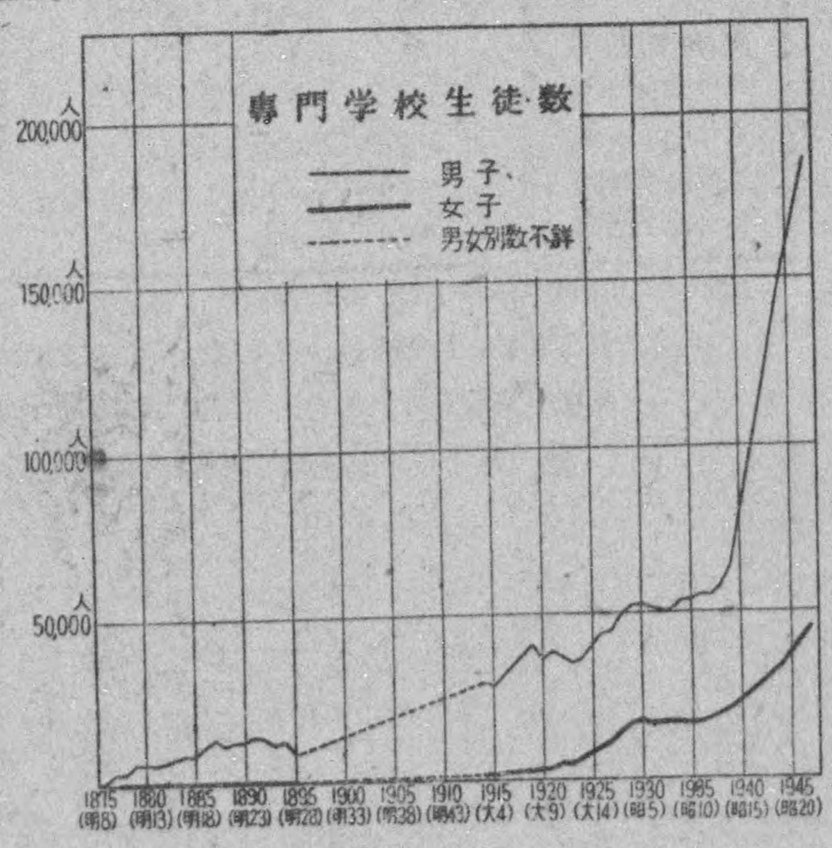

女性の進出

渡米する婦人

教育界の指導者、專門家三四名が教育事情視察のため二月四日渡米するが、その中の婦人は左の九氏である。

◎星野アイ（大學關係）
◎原　喜美（青少年關係）
◎白石つぎ（同）
◎德永あさ子（社會教育關係）
◎波多腰やす（職業教育關係）
◎吉田武子（女子教育關係）
◎守屋百合子（同）
◎青野とよ（中等教育關係）
◎大橋喜美子（初等教育關係）

教育關係の他に左の一二氏も民間情報局情報官エセル・ウイード女史に伴われて三ケ月の豫定で二月四日渡米する

◎赤松常子（參議院議員）
◎江上フジ（放送局婦人課長）
◎大森松代（農林省生活改善課長）
◎久米愛子（辯護士）
◎後藤俊（民自黨婦人部次長）
◎谷野せつ（勞働省婦人勞働課長）
◎戸叶里子（衆議院議員）
◎富田展子（勞働省婦人課員）
◎野村かつ子（生活協同組合同盟婦人對策部副部長）
◎丸澤美千代（國鐵勞組婦人部長）
◎伊藤和子（通譯、民間情報部勤務）

御覽になりました？

アメリカ合衆國各州における女子の勞働時間に關する規定（合衆國勞働省婦人局資料第二〇二號ノ一）

婦人少年局譯

女子の官公廳職員に關する調査（戰後女子の進出のめざましい職場の一つである女子公務員についての實情を明かにした調査結果です）

婦人少年局發行

女性年鑑（一九四九年を中心に戰後の日本及び諸外國の婦人問題を集錄したもので、全國婦人團體錄と婦人錄がついている。阿部眞之助、神近市子、新妻イト責任監修）

婦人文化協會編　四五〇圓

發行所　東京都中央區銀座西一の五　雄文社

編集發行人　山川　菊栄
發行所　勞働省婦人少年局
印刷者　永井　直保
一九五〇年一月一日發行　毎月一回發行

婦人少年局月報
Monthly Bulletin
W. M. B., L. M.

勞働組合の女子役員について

昨年六月末現在で勞働統計調査部が行つた勞働組合基本調査によりますと、單位組合の數は三四、六八八で組合員總數は六五〇萬をこえています。その中女子の組合員は一五〇萬をこえ、組合員總數のざつと二三%をしめています。これを昨年同期に比較しますと〇・二%增加してゐます。この調査では次の表で示すように女子の組合役員數が明かにされています。

委員長、副委員長、書記長の三役をふくむ女子役員は二、一一三人です。これらの女子役員は一、三七四の組合から選ばれ、組合員總數一八萬四千餘を代表しており、組合員の六四%は女子がしめています。女子役員の八九%は女子を多數雇入れている製造工業、自由業、公務及び團體、運輸通信業から出ています。この調査によつて明かにされたことは女子役員は主として小規模の單位組合から選出されているということです。

女子の執行委員は二三、二四六人で、八、八五一組合から選出され、組合員總數は二二二萬餘、その中女子は三二%をしめています。女子執行委員の八七%は前述の女子役員の場合とほぼ同じく、女子從業員の多い製造工業、自由業、運輸通信業、公務及び團體の順で選出されています。

一人當一カ月平均現金給與額（1949年9月）

産業別	男子	女子	男子に對する女子の割合
全産業	¥ 10,078	¥ 4,520	45%
工業	9.886	4,238	43
交通業	10,404	5,921	57
ガス、電氣、水道業	10,431	5,079	49
商業	17,284	6,669	39
鑛業	9,836	4,385	45

勞働統計調査局調

女子役員

産業別	女子役員を有する組合				女子執行委員を有する組合			
	組合數	全組合員數	女子組合員數	女子役員數	組合數	全組合員數	女子組合員數	女子執行委員數
總數	1,374	184,408	118,314	2,113	8,851	2,220,344	717,372	23,246
農林水産業	12	513	153	12	87	7,583	1,896	174
鑛業	15	1,493	363	17	255	148,229	19,820	480
製造工業	679	107,622	81,759	1,064	3,447	848,393	339,464	11,646
商業	48	3,454	1,665	59	339	62,645	19,570	665
運輸通信業	76	12,823	8,114	115	1,182	425,801	82,604	2,402
サーヴイス業	45	1,783	1,525	84	164	18,865	8,135	516
自由業	290	38,983	20,259	530	1,336	338,075	145,732	3,937
公務及び團體	163	7,724	2,210	178	1,405	198,253	57,078	2,215
その他の産業	46	10,013	2,266	54	636	172,500	43,073	1,211

註　1. 役員とは委員長、副委員長及び書記長のうち女子が選出されたものです。
　　2. 執行委員とは委員長、副委員長、書記長及び組合規約に基いて選出されたその組合執行機關の構成員のうち女子が選出されたものです。

昭和二十四年中等學校新學期修了者の就職狀況について

昭和二四年三月中學校の新期修了者は約百二萬名ですがこのうち働くことを希望する者は約五七萬八千名で全體の五六、五%を占めています。このうち家事從事者として働きたいという者が約三六萬二千名（六二、八%）で全體の過半數を占め、殘る二一萬六千名（三七、二%）が雇われて働くことを希望しています。

過去六ヶ月の間における成年勞働者の雇用が一般に下降している傾向にあるのに對して、公共職業安定所では、中學卒業生の求人を昭和二三年よりも一二%も多い二三萬九千人あまりを獲得することができました。

また、公共職業安定所に求職申込みをした卒業生は昭和二三年の約二倍にあたる二一萬二千人もあつたことは注目すべきです。これは生徒の公共職業安定所における就職の可能性に對する關心が高まつてきたことと、教育機關と職業安定機關の間の協力が圓滑にいつていることを意味しています。

前にも述べてあるように、公共職業安定所は昭和二三年に比べて卒業生の求人を一二%位を多く受付けているにすぎませんが、求人を埋めた率は昭和二三年は三五%であつたのに對して、五〇%も埋めることができました。

然し、就職希望者に對する就職率は、前年の六五%に比べると五六%にあたる約一一萬九千人にすぎませんが一般的にいつて惡いとはいえないでしよう。

これを産業別にみますと製造工業（六九%）が一番多く次いで自由業（一〇%）商業（六%）運輸通信業（四%）公務團體（四%）の順となつています。

アメリカ　働く婦人の學歷

一九四八年十月現在アメリカで働いていた一八歳から六四歳までの女子は專門と半專門的職業分野では專門教育をうけたものが相當ありましたが、農業、筋肉勞働、サーヴイス業では、高等學校以上の學歷のあるものは、次の統計の示すようにごくわずかでした。

報告した女子の中（%）

教育程度 ＼ 主な職業分野	全職業	專門及び半專門的	事務員	筋肉勞働者（農業を除く）	接客業	農家農業勞働者	經營者、支配人役員（農業を除く）
小學校のみ	34	2	10	48	57	76	28
ある程度の高等學校教育をうけたもの	50	22	74	48	37	21	56
ある程度の專門學校教育をうけたもの	15	75	15	2	4	3	16

（國勢調査局調）

女子教育の變遷と婦人の地位（二）

明治一〇年既に女子専門學校の大學昇格運動が表面化したが、女子の大學が實現するに至らなかつたことなどに現われている。

(三)大學　大正二年九月東北帝國大學理學部が三名の女子の入學を許可したのをはじめとして東京帝國大學以外の各大學は次第に女子の入學を許したが、大學の豫備教育機關である高等學校には女子が入學できなかつた。（大正七年勅令三八九號、高等學校令）從つて女子專門學校を卒業した者が男子と同樣のはげしい競爭を經て入學を許可されるのみで、これも高等女學校及び女子專門學校における教育程度の大きなおくれは全然考慮されなかつたので、女子學徒に對する一般世人の無理解と相まつてこの課程を終了する者はあらゆる條件にめぐまれた少數者にかぎられた。これを數的にみると大正八年一名、九年二名、一〇年二名、一三年一七名、昭和元年三九名で、同九年にはじめて百名を越え一二六名となつている。その後次第に增加して二二年には三七九名となつたが男子學生八萬八千名に比べるとわずかに〇、四%である。

以上のように明治以來女子教育は次第に普及昂揚してはきたが、義務教育である小學校においてさえ多少の差を示し高專、大學では甚しい開きを示している。なお前に述べた明治一五年創設の東京女子師範學校附屬の高等女學校の教育方針は、當時の女學校が男子の中學校を模する有樣であつたのを改め、家庭における婦人の生活を基とした教育を行うこととしたものであつて、これ以後女子教育の中心である高等女學校の教育方針が確立されたのであるが、婦人の家庭生活に關する規律を含む法律である舊民法が妻を無能力者として扱い、種々の差別的規定を設けていたことと考え合せるとき、女子教育の基本的な考え方ともいうべきものは自ら明らかであり、且つ社會的な或は家庭内における婦人の地位が如何なるものであつたかも明らかであろう。

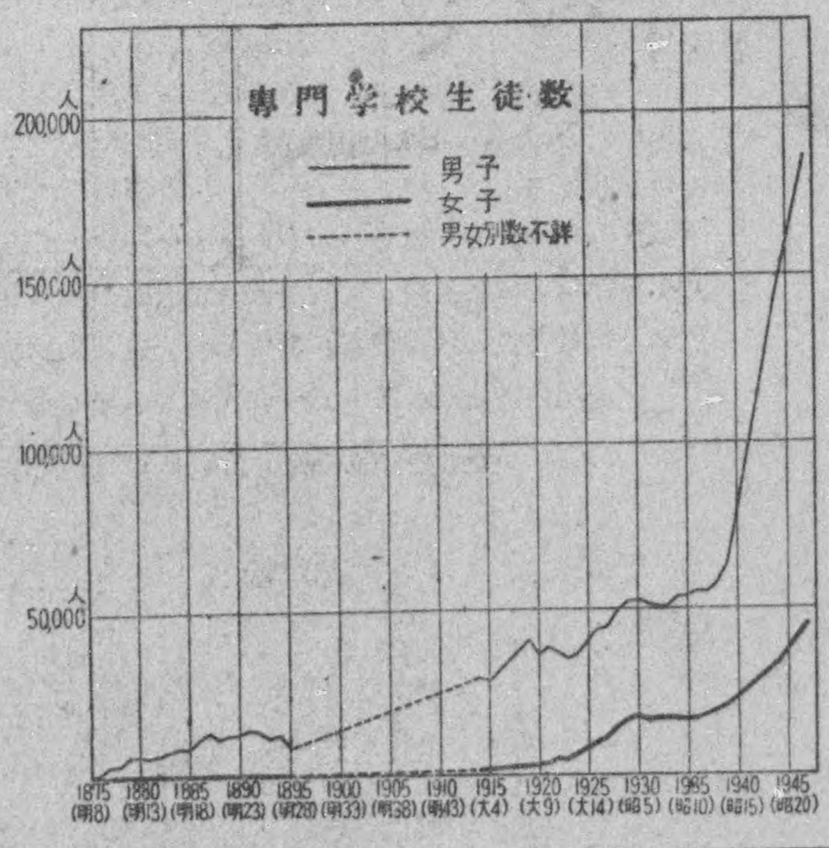

女性の進出

渡米する婦人

教育界の指導者、專門家三四名が教育事情視察のため二月四日渡米するが、その中の婦人は左の九氏である。

◎星野アイ（大學關係）
◎原　喜美（青少年關係）
◎白石つぎ（同）
◎德永あさ子（社會教育關係）
◎波多腰やす（職業教育關係）
◎吉田武子（女子教育關係）
◎守屋百合子（同）
◎青野とよ（中等教育關係）
◎大橋喜美子（初等教育關係）

教育關係の他に左の一一氏も民間情報局情報官エセル・ウイード女史に伴われて三ケ月の豫定で二月四日渡米する

◎赤松常子（參議院議員）
◎江上フジ（放送局婦人課長）
◎大森松代（農林省生活改善課長）
◎久米愛子（辯護士）
◎後藤　俊（民自黨婦人部次長）
◎谷野せつ（勞働省婦人勞働課長）
◎戸叶里子（衆議院議員）
◎富田展子（勞働省婦人課員）
◎野村かつ子（生活協同組合同盟婦人對策部副部長）
◎丸澤美千代（國鐵勞組婦人部長）
◎伊藤和子（通譯、民間情報部勤務）

御覽になりました？

アメリカ合衆國各州における女子の勞働時間に關する規定（合衆國勞働省婦人局資料第二〇二號ノ一）

婦人少年局譯

女子の官公廳職員に關する調査（戰後女子の進出のめざましい職場の一つである女子公務員についての實情を明かにした調査結果です）

婦人少年局發行

女性年鑑（一九四九年を中心に戰後の日本及び諸外國の婦人問題を集錄したもので、全國婦人團體錄と婦人錄がついている。阿部眞之助、神近市子、新妻イト責任監修）

婦人文化協會編　四五〇圓

發行所　東京都中央區銀座西一の五　雄文社

編集發行人　山川　菊栄
發行所　勞働省婦人少年局
印刷者　永井　直保

HEADQUARTERS EIGHTH ARMY
United States Army
Military Government Section
APO 343

SMGO
EX.O
ADJ
ECON
LABOR
C I 3
P W
P H
L & G
I R
C E 2
FEB 3 1949

FOR CIVIL INFORMATION OFFICER:

Transmittal of leaflet: "Protection of orking Boys and Girls"

Attached are English and Japanese copies of a leaflet prepared by the Toyama offices of the Labor Standards Bureau and Women's and Minors Bureau. It outlines the essentials of the Labor Standards Law as it applies to minor workers, and thus is applicable to the current child welfare information program.

DISTRIBUTION:
CGs I and IX Corps
COs All MG Teams
COs All MG Regions
CO Hokkaido MG District

No.70

SUBJECT: Protection of working Boys and Girls
(Submitted as six articles to Toyama Newspapers)

From Toyama Officials' Room, Women and Juvenile Bureau, Ministry of Labor.

The new constitution provides that children shall not be exploited. Children are part of the nation and are the workers who should shoulder the future Japan. These working children just stand in the stage of life of development both in mind and body and so it will render unfavorable influences upon their health and education if they are forced to work too long or to be engaged in harmful jobs.

All the employers as well as children and their guardians should mutually indeavor to become a fine nation both in mind and body, obeying the concerned laws, so that they may make Japan a better land. Juvenile workers include those children who are less than 18 years old.

The undermentioned is what we should to know.

1. Re. Certificate System

A) Age-Certificate--------less than 18 years old over 15 years old (Protective age)

Everyone whose age is marked "protection" will be given an age-certificate by the village office free of charge and will present this to his employer.

B) Employment-Certificate-------
less than 15 years old and over 12 years old.

As for those who are over 14 years old and who have already completed the prescribed compulsory education, their graduation - certificate or its copy will be substituted for his employment-certificate.

With regard to others than those mentioned above, they

A) Age-Certificate--------less than 18 years old over [illegible] old (Protective age)

Everyone whose age is marked "protection" will be given an age-certificate by the village office free of charge and will present this to his employer.

B) Employment-Certificate--------
Less than 15 years old and over 12 years old.

As for those who are over 14 years old and who have already completed the prescribed compulsory education, their graduation - certificate or its copy will be substituted for his employmerr-certificate.

With regard to others than those mentioned above, they are requested:

(1) To obtain an age-certificate from the village office.
(2) To obtain an application for the approval of employment from the local labor stan ards superintendence station.
(3) To fill out t eir address, date of birth and sex in the application.
(4) To have their employer filled out the type of work, ages and working hours.
(5) To have their schoolmaster give his opinion.
(6) To have their parents or legal guardian certify that they might be employed.
(7) To visit the local labor standards superintendence station, carrying with them the above-mentioned age-certificate and the executed application for the approval of employment, accompanied by their parents or legal guardians.
(8) After the completion of the above procedure, chief or the local labor standards superintendence station will issue an employment certificate upon his own judgment

2. Weight Restrictions

A. Those who are under 16 years old are prohibited from handling a thing weighing more than 15 Kg if they are male and a thing weighing more tha. 12 Kg if they are female in case of a fragmental work, while in cases of a serial work they are prohibited from handling a thing weighing more than 10 Kg for male and that weighing more than 8 Kg for male.

B. Those ranging from 16 to 18 years old are prohibited from handling a thing weighing more than 30 kg for male and that weighing more than 25 kg for female in case of a fragmental work, while in case of a serial work the above restrictions will become 20 kg level for male and 15 kg level for female.

The reason why weight restrictions are necessary is that the handling of heavy things is not only dangerous but also so bad for their physical growth.

3. Remarks for Safety of Juniors.

A. Such works as engine-boiling and others.
B. Operation of a crane.
C. Such work as to assume the responsibility of fire.
D. Driver of large-type buses and trucks.
E. Such works as changing, connection and disconnection of cars at the station compound.
F. Underground mining work and others.

The juniors are strictly prohibited from following the works as listed above.

4. Public Health Instructions.

A. The juniors must not work where the following things are handled.
B. Explosives or similar goods such as gun powder, maches, celluloid, carbide, yellow phosphorus and red phosphorus,
C. Poisonous chemicals such as mercury, nitric acid, arsenic and hydrochloric acid.

5. Works prohibited.

A. Liquids brewing.
B. To attain obenquet.
C. Working in dumping-ground, crematory and slaughtering.
D. Acrobatic feasts, performances, hotel, cooking and restaurant.
E. Operating elevator.

6. Labor conditions

A. The juniors must not work where the following things are handled.
B. Explosives or similar goods such as gun powder, maches, celluloid, carbide, yellow phosphorus and red phosphorus,
C. Poisonous chemicals such as mercury, nitric acid, arsenic and hydrochloric acid.

5. Works prohibited.

A. Liquids brewing.
B. To attain banquet.
C. Working in dumping-ground, crematory and slaughtering.
D. Acrobatic feasts, performances, hotel, cooking and restaurant.
E. Operating elevator.

6. Labor conditions

A. Labor contract

It was a custom in Japan that parents have made wilfully a contract at their own will to make their children work and a compensation which children have gained is taken freely by their parents, but now such is prohibited.

Children must choose and decide what they think best and receive wages by their own hands.

7. Labor hours.

A. Children from 15 to 18 are permitted to work less than 8 hours a day, except for their working hour is not exceeded 48 hours a week and shortened less than 4 hours a day, it will be permitted to make their work 10 hours a day within the limits of 48 hours a week.

B. Children from 12 to 15 are permitted to work 7 hours a day, agregating 42 hours a week, but in this case, school hours should be counted in that hours.

8. Holidays and rest hours

A. At least one day-off a week should be provided for them,

B. Best hours

When laboring hour is exceeded 6 hours.
45 minutes should be provided, and for more than 8 hours,
1 hour.

Overtime labor
It is permitted to make them work in overtime only when a permission by the chief of the labor standard office is granted.

9. Mid-night work

A. Those youngsters over 15 yrs. old (american way of counting) and below 18 yrs. old shall not be put to work between 10:00 p.m. and 5:00 a.m. and those over 12 yrs. old and below 15 yrs. old, between 8:00 p.m. and 5:00 a.m.

B. However, in shift system work, in case authorized by Chief of Labor Standards Inspection Office, they shall be permitted to work until 10:30 p.m.

C. In shift system work, boys over 16 yrs. old can be employed in mid-night works.

10. Leave travelling expenses.

In case quitted of the work at the employer's request and the dixcharged goes home within two seeks, he can get leave travelling expenses needed. But, when he quits at his own request, he cannot get it.

We briefly rushed the points of laws concerning juvenile protection, but boys and girls are the important generation, sharing the responsibility of the destiny of tomorrows' Japan.

If misled, the depth of delinquency and crimes is awaiting them. It is necessary for the whole community to protect youngsters' labor so asto bring up their healthy development both mental and bodily and to lead them to be well-cultured, clever producers with high efficiency and then good father and mothers.

On the details, consult with Labor Standards Inspection Office or Toyama Office of Women's and

働く少年少女の保護について？

労働省婦人少年局富山職員室

憲法は「兒童を酷使してはならない」と規定していました。
子供が將来の日本を背負って立つ國民であり労働者達です。
これらの年少者達は心身共に発育盛りの時期にあり、若し長い時間働かせたり、或は有害な仕事につかせると、その健康や教育に悪い影響を及ぼす事になります。
使用者も保護者も少年少女も共に時代の日本をよくする爲に法を守って心身共に立派な國民になるよう互に務めたいものです。年少労働者とは満18才未満の働く少年少女を言います。次にかかげる事は誰もが常識として知っていて頂き度い事です。

No.1. 証明書制度とは、

A. 年令証明書……15才以上（總て満才）～18才未満（保護年令）
保護年令の人は本籍地の役場から年令証明書を貰って雇主に出すのです（これは役場で無料でして貰えます。）

B. 使用許可証明書……12才以上～15才未満
但し14才以上で義務教育を終ったものは卒業證明書がその爲でよろしい。

1. 年令証明書を役場から貰う。
2. 就業許可申請書を労働基準監督署から貰い（住所地の）
3. 自分の住所 生年月日 姓名を記入。
4. 雇主から仕事の種類 賃金 労働時間を記入してもらう。
5. 學校長の意見を書いて貰う。
6. 父母又は後見人の働いてもよい旨を書いて貰う。

A. 年令証明書……15才以上(総て満才)～18才未満(保護年令)
保護年令の人は本籍地の役場から年令証明書を貰って雇主に出すのです(これは役場で無料でして貰えます。)

B. 使用許可証明書……12才以上～15才未満
但し14才以上で義務教育を終ったものは卒業證明書かその寫しでよろしい。

1. 年令証明書を役場から貰ふ。
2. 就業許可申請書を勞働基準監督署から貰ひ(住所地の)
3. 自分の住所 生年月日 姓名を記入。
4. 雇主から仕事の種類 賃金 勞働時間を記入してもらう。
5. 學校長の意見を書いて貰う。
6. 父母又は後見人の働いてもよい旨を書いて貰う。
7. 年令証明書と使用許可申請書を揃へて父母又は後見人付添ひで勞働基準監督署へ行って出す。
8. 以上の手續をすれば監督署長が判断して使用許可證明を発行します。

No. 2. 重量物制限

A. 満16才未満の年少勞働者は断續作業では男15kg 女12kg 継續作業では男10kg 女8kg以上のものは扱う事が出来ない。

B. 満16才以上満18才未満の年少勞働者は断續作業では男30kg 女25kg 継續作業では男20kg 女15kg以上のものは扱へない。
重量物の取扱ひは危險であるばかりでなく身体の発育に大きなさわりになるからです。

No. 3. 年少者を守るために安全上の注意

A. 汽缶のふん火その他取扱の業務
B. 起重機の運転の業務
C. 火元責任者の業務
D. 大型バス、トラックの運転
E. 操車場構内に於ける軌道車輛の入換連絡又は解放の業務。
F. 坑内作業其の他の禁止事項
以上の事は年少者に固く禁じられている事です。

No. 4. 衛生上の注意

A. 爆発性又は発火性のもの
例へば火薬、火工品、セルロイド、カーバイト、黄燐、赤燐等。
B. 有害な薬品
例へば水銀、砒素、硝酸、塩酸等
以上のものが取扱う現場で年少者が働いてはならない。

No. 5. 福祉上の注意

A. 酒類醸造の業務
B. 酒席に侍すること。
C. ごみ焼、火葬場、屠殺の仕事。
D. 軽業、街頭、演藝、旅館、料理、飲食店の仕事。
E. エレベーターの運転。

例へば水銀 砒素 硝酸 塩酸等
以上のものが取扱う現場で年少者が働いてはならない。

No.5. 福祉上の注意

A. 酒類醸造の業務
B. 酒席に侍すること。
C. ごみ焼 火葬場 屠殺の仕事。
D. 軽業 街頭 演藝 旅館 料理 飲食店の仕事。
E. エレベーターの運転。
以上の事は 兒童の福祉の上から 禁じられている事です。

No.6. 労働條件

A. 労働協約　日本では今迄 親が年少者に代って 雇主と契約して働かせその賃金を自由に受取り、勝手にしてゐましたがそれは禁止されてゐます。必ず本人が自分で決めねばなりません。又 働いて得た賃金も親や後見人が受取ってはなりません。必ず本人が受取るのです。

No.7. 労働時間

A. 満15才以上 満18才未満の年少者は 1日8時間以上働く事は出来ません。但し1週間の働く時間が延好時間を超えない限り、1日の働く時間を

4時間以内に縮める時は他の日の働く時間を10時間迄延長する事が出来ます。

B. 満12才以上満15才未満の年少者は1日7時間以内で1週42時間以内
これには學校の授業時間も含まれてゐます。

No. 8. 休日と休憩時間

A. 最低限度として1週間に1回は休日としなければならない。

B. 休憩時間は.

働く時間が6時間を超える場合は45分間.

働く時間が8時間を超える場合は1時間。

時間外労働

災害その他さける事の出来ない理由によって臨時の必要がある場合労働基準監督署長の許可を受ければ時間外労働が許されます。

No. 9. 深夜業

A. 満15才以上満18才未満の年少者は午后10時以後午前5時迄 満12才以上満15才未満の年少者は午前5時迄働かせては居りません。

B. 但し交替制で労働させる事業にあっては労働基準監督署長の許可を受けた場合は午后10時30分迄は許されます。

C. 交替制によって使用される満16才以上の男子は深夜業が出来ます。

No. 10. 歸郷旅費

雇主の都合によって職をやめさせられた場合その日から2週間以内に歸郷する時は必要な旅費を貰う事が出来ます。但し自分の都合で止めた時は貰えません。

災害その他さける事の出来ない理由によって臨時の必要がある場合労働基準監督署長の許可を受ければ時間外労働が許されます。

No. 9. 深夜業

A. 満15才以上 満18才未満の年少者は午后10時以後午前5時迄 満12才以上満15才未満の年少者は午前5時迄働かせてはなりません。

B. 但し交替制で労働させる事業にあっては労働基準監督署長の許可を受けた場合は午后10時30分迄は許されます。

C. 交替制によって使用される満16才以上の男子は 深夜業が出来ます。

No. 10. 帰郷旅費

雇主の都合によって職をやめさせうれた場合、その日から2週間以内に歸郷する時は必要な旅費を貰う事が出来ます。但し自分の都合で止めた時は貰えません。

以上6日間に亙って年少者の保護に関する法律の大まかな点を述べましたが少年少女は明日の日本の運命を支配する重大な問題であります。

一歩誤れば恐ろしい堕落や犯罪の渕が待ってゐます。少年少女の労働を保護し心身共に彼等を健かに伸び伸びと育たせ教養の豊かな能率の高い生活者とし、よい父よい母とする爲に親身になって、社會全体が導き保護する事が必要であると思ひます。くわしい事はもよりの労働基準監督署或は婦人少年局、富山職員室へお尋ね下さい。